

資料編

資料編

目次

村例規

資料1	白馬村防災会議条例	資-1
資料2	白馬村災害対策本部条例	資-3

危険箇所等一覧

資料3	危険箇所等総括表	資-4
資料4	地すべり危険箇所	資-5
資料5	山腹崩壊危険地区	資-12
資料6	崩壊土砂流失危険地区	資-13
資料7	民有林林道における災害発生危険箇所	資-14
資料8	雪崩危険箇所一覧	資-15
資料9	土砂崩壊危険箇所調書	資-20
資料10	道路除雪計画	資-21
資料11	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	資-30
資料12	土石流危険溪流一覧	資-34
資料13	砂防指定地	資-39
資料14	地すべり防止区域	資-44
資料15	急傾斜地崩壊危険区域	資-45
資料16	土砂災害警戒区域一覧	資-46
資料17	重要水防区域	資-60
資料18	氾濫危険水位等到達情報／水防警報対象河川	資-62

建築物・文化財関係

資料19	国県指定等の文化財一覧	資-63
------	-------------	------

災害応援協定関係

資料20	白馬村役場協定書一覧	資-64
------	------------	------

食糧・飲料水供給関係

資料21	給水用器具類配備状況	資-66
------	------------	------

防疫・衛生関係

資料22 し尿くみ取り業者一覧表 -----資-67

医療・助産・救護関係

資料23 救急告示医療機関一覧表 -----資-68
 資料24 医療機関等一覧表 -----資-69
 資料25 災害用医薬品の備蓄状況（県分） -----資-70

情報通信関係

資料26 長野県防災行政無線回線構成図 -----資-71
 資料27 長野県防災行政無線電話機配置状況 -----資-72
 資料28 白馬村防災行政無線の概況 -----資-73
 資料29 災害時優先電話番号一覧表 -----資-74
 資料30 衛星携帯電話一覧表 -----資-75

交通輸送関係

資料31 災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧表 -----資-76
 資料32 災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員が行う場合） -----資-78
 資料33 緊急輸送車両確認事務処理要領（知事が行う場合） -----資-82
 資料34 緊急輸送道路 -----資-86

教育関係

資料35 教科用図書取次書店一覧表 -----資-87
 資料36 学用品調達先一覧表 -----資-88

災害に関するデータ、知識

資料37 白馬村の災害の記録 -----資-89
 資料38 台風の大きさと強さの分類 -----資-90
 資料39 気象庁震度階級関連解説表 -----資-91
 資料40 マグニチュード（M）と地震の程度 -----資-95
 資料41 過去に長野県に被害を及ぼした主な地震 -----資-96
 資料42 白馬村周辺の活断層 -----資-98

防災関係機関及び組織関係

資料43 防災関係機関一覧表 -----資-99

資料44	消防設備等整備状況	資-108
資料45	自主防災組織の結成状況	資-111

災害応急対策に係る要綱

資料46	長野県航空消防防災体制整備要綱	資-112
資料47	長野県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	資-113
資料48	消防防災ヘリコプター『アルプス』の緊急運航応援要請	資-118
資料49-1	運航に必要な気象条件	資-121
資料49-2	運航に必要な気象条件の観測通報要領	資-122
資料49-3	場外離着陸場の設置について	資-124
資料50	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	資-128
資料51	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	資-153
資料52	長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール	資-156

その他

資料53	職員災害時初動マニュアル	資-161
資料54	指定避難所一覧表	資-173
資料55	災害対策本部等の標識等	資-176

様式

資料56	長野県被害状況報告様式	資-177
資料57	災害救助法様式	資-198

村 例 規

資料 1 白馬村防災会議条例

制 定 昭和 38 年 7 月 14 日 条例第 6 号
改 正 平成 24 年 9 月 21 日 条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、白馬村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 白馬村地域防災計画を作成及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識を有する者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第17号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 白馬村災害対策本部条例

制 定 昭和 38 年 7 月 14 日 条例第 7 号
改 正 平成 24 年 9 月 21 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、白馬村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

危険箇所等一覧

資料 3 危険箇所等総括表

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分		箇所数	
地すべり危険箇所（県農政部所管）		0	
地すべり危険箇所（県土木部所管）		30	
山地災害 危険地	地すべり危険地区（県林務部所管）	2	
	山腹崩壊危険地区	18	
	崩壊土砂流失危険地区	11	
民有林林道における災害発生危険箇所		5	
雪崩危険箇所（林務部）		8	
雪崩危険箇所（土木部）		62	
土砂崩落危険箇所（農政部）		2	
急傾斜地崩壊危険箇所		127	
土石流危険溪流		55	
砂防指定地		68	
地すべり防止区域		7	
急傾斜地崩壊危険区域		5	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	79
		急傾斜地の崩壊	167
		地すべり	175
	合計	421	
	土砂災害特別警戒区域	土石流	53
		急傾斜地の崩壊	155
合計		208	
重要水防区域		30	
氾濫危険水位等到達情報対象河川		2	
水防警報対象河川		2	

注：（ ）内は法指定箇所数で内書き。

資料 4 地すべり危険箇所（県土木部所管）

整理番号	箇所名		河川名		位置		危険箇所						元諸の					地形地質					
	漢字	カタカナ	水系名	幹川名	溪流名	郡市町大字	村大字	字	地すべり危険箇所		危険箇所以外の危険区域		危険区域外の地すべり被害想定区域		地すべり被害想定区域の面積 A+B+C+D+E	地すべりの種類	勾配	基礎岩の年代	基礎岩の種類	基礎岩の名称	地質構造	移動土塊層	受け・流れ盤
									A+B	C	D	E	幅	長さ									
892	佐野	サノ	姫川		鳴沢	北安曇郡	白馬村	佐野	890	41.4	1250	210	30.4	71.8	4	2	12	4	頁岩 (木崎層)	3	1	3	1
893	沢渡	サワド	姫川		滝沢	北安曇郡	白馬村	沢渡	1100	64.0	1300	320	34.0	98.0	4	2	13	4	頁岩 (木崎層)	3	1	3	1
894	内山	ウチヤマ	姫川		内山	北安曇郡	白馬村	内山	600	31.9	780	200	12.6	44.5	1	1	12	2	凝灰岩 (美麻累層)	3	1	1	1
895	宮ノ入	ミヤノイ	姫川		宮ノ入	北安曇郡	白馬村	宮ノ入	320	6.0	550	150	7.0	13.0	1	1	28	2	凝灰岩 (美麻累層)	3	1	1	1
896	南谷地	ミナミヤチ	姫川	谷地川		北安曇郡	白馬村	南谷地	220	8.0	250	180	4.1	15.5	1	1	31	2	凝灰岩 (美麻累層)	3	1	1	1
897	大左右	オオソウ	姫川	谷地川	日影	北安曇郡	白馬村	大左右	450	10.0	500	70	3.0	17.0	1	1	32	2	砂岩泥岩 (美麻累層)	3	1	2	2
898	白沢	シラサワ	姫川	谷地川	白沢	北安曇郡	白馬村	白沢	200	6.4	250	40	0.9	10.8	1	1	15	2	砂岩泥岩 (美麻累層)	3	1	3	3
899	北谷地	キタヤチ	姫川	谷地川	白沢	北安曇郡	白馬村	北谷地	800	30.0	930	60	5.2	40.7	1	1	10	2	砂岩泥岩 (美麻累層)	3	1	3	3
900	田頭	タガシラ	姫川	谷地川		北安曇郡	白馬村	田頭	400	25.0	350	180	4.6	33.6	1	1	17	2	凝灰岩 (美麻累層)	3	1	3	3
901	堀の内	ホリノウチ	姫川	谷地川		北安曇郡	白馬村	堀の内	460	20.0	530	250	11.0	36.8	1	1	12	2	凝灰岩 (美麻累層)	3	1	3	3

整理 番号	活動の状況		水文状況		地すべり履歴		区域内外の保全対象																						
	亀裂 発生 頻度	陥没・隆起	沼・湿地・池	湧水 箇所 水量	区域内 発生数	周辺	想定 浸水 深度(m)	河川へ の影響 (㎡)	人口 (人)	人家戸数 (戸)			公共施設の 種類及び 数					耕地 (ha)											
										A	C	D	E	合計	A+B	C	D	E	合計	A+B	C	D	E	合計					
	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設	数量	施設									
892	2	2	1	1	2	1	1	158	15	35	50	800	国道 市町村道 公民館 泊所	1250 1100 12	900	4	1100	2000	1	1	67	JR 国道 市町村道 公民館 泊所	800 1250 2000 16	5.00	16.00			21.00	
893	2	2	1	1	2	1	234	20	47	67	1100	国道 市町村道 公民館 泊所	1300 1600 7	2000	1	1	2000	1300	3600	1	8	67	JR 国道 市町村道 学校 公民館 泊所	1100 1300 3600 1 8	7.00	23.00			30.00
894	2	2	1	1	2	3	65	20	1	21	800	市町村道	250									1050	5.00	12.00			17.00		
895	1	2	1	1	2	M5	5	2	0	2	200	市町村道										200	0.80	7.00			7.80		
896	1	2	1	1	2	S55	47	13	2	0	15	都道府県道 市町村道	180									480	2.30	3.80	2.00	1.20	9.30		
897	1	2	2	2	2	S10	16	6	0	0	6	市町村道										180 300	3.00	1.30	0.60	0.20	5.30		
898	1	1	1	1	2	S20	0	0	0	0	200	国道										200	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
899	1	2	1	1	2	T5	44	13	0	0	13	市町村道										1400	4.50	1.80	3.80	0.00	10.10		
900	1	2	2	2	2	S10	40	10	0	3	13	市町村道	200									80 100	6.30	2.00	1.70	1.60	11.60		
901	2	2	2	2	2	S15	98	26	2	0	1	都道府県道 市町村道	150 420									950 640	1.80	10.40	3.50	2.00	17.70		

整理 番号	箇 所 名		河 川 名		位 置			危 険 箇 所 の 諸 元						地 形 地 質											
	漢 字	カタカナ	水系名	幹川名	溪流名	郡 市 町 村 大字	カタクナ	地すべり 危険箇所		危険箇所以外 の危険区域		危険区域外 の被想定区域		地すべり 被想定 区域の面積 A+B+C+D+E	地すべり の 種類	基 礎 岩 の 年 代	基 礎 岩 の 種 類	基 礎 岩 の 名 称	地 質 構 造	移 動 土 層	受 付 ・ 流 れ 盤				
								幅	長さ	面積	幅	長さ	面積									D	E		
902	細	野ホソノ	姫	川	大樽川	北安曇郡 白馬村	野ホソノ	1100	550	55.0				400	5.5	60.5	4	1	20	4	4	蛇紋岩	3	3	3
903	倉	下クラシタ	姫	川	松川	北安曇郡 白馬村	倉 下クラシタ	1000	1000	89.9	1100	350	28.7	1200	15.5	82.4	4	1	16	4	4	蛇紋岩	7	4	2
904	わらび 平	ワラビダ イラ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	わらび ワラビダ イラ	750	350	31.0	500	250	13.4	240	2.9	9.4	1	1	21	2	1	凝 灰 角 礫 岩 (北 城 累 層)	3	1	2
905	幸	田コウタ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	幸 田コウタ	650	260	14.0	800	70	5.3	220	2.0	2.5	1	1	28	2	1	砂 岩 泥 岩 (美 麻 累 層)	3	1	2
906	長	峰ナガミネ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	長 峰ナガミネ	500	460	15.0	600	90	3.4	160	0.7	3.2	1	1	13	2	1	砂 岩 泥 岩 (美 麻 累 層)	3	1	2
907	花	園カゾノ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	花 園カゾノ	650	200	13.2	1100	50	5.2	120	1.0	2.8	1	1	21	2	1	砂 岩 泥 岩 (美 麻 累 層)	3	1	2
908	桐	山キリヤマ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	桐 山キリヤマ	330	240	9.0	420	40	1.6	100	0.3	1.6	1	1	22	2	1	砂 岩 泥 岩 (風 無 里 累 層)	3	1	3
909	峯 下 シタ	ミネガタ シタ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	峯 下 シタ ミネガタ	780	340	26.0	150	150	2.2	200	1.7	3.7	1	1	11	2	1	砂 岩 泥 岩 (美 麻 累 層)	3	1	2
910	一 ノ 倉 ラ	イチノク ラ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	一 ノ 倉 ラ イチノク	400	600	25.0	700	60	3.9	100	0.5	1.2	1	1	8	2	1	砂 岩 泥 岩 (美 麻 累 層)	3	1	2
911	堀	田ホッタ	姫	川	峯方沢	北安曇郡 白馬村	堀 田ホッタ	240	400	9.3	400	70	2.0	300	2.3	13.6	1	1	19	2	1	砂 岩 泥 岩 (風 無 里 累 層)	3	1	2

整理番号	箇所名		河川名		位置			危険箇所						諸元		地形地質												
	漢字	カタカナ	水系名	幹川名	溪流名	郡市町大字	村大字	字	地すべり危険箇所	危険箇所以外の危険区域			危険区域外の地すべり被害想定区域			地すべり被害想定区域の面積A+B+C+D+E	地すべりの種類	滑落	勾配	基礎岩の年代	基礎岩の種類	基礎岩の名称	地質構造	移動土塊	受け・流れ			
										幅	長さ	面積	幅	長さ	面積											長さ	面積	長さ
912	中込	中込ナカゴミ	菅川	菅川	中込沢	北安曇郡	白馬村	中込	550	410	21.0	750	70	8.8	100	1.1	500	7.9	38.8	1	1	24	2	1	凝灰岩(北城累層)	3	1	2
913	二百地	ニヒヤクヂ	菅川	菅川	菅川	北安曇郡	白馬村	二百地	300	310	6.9	440	50	3.0	130	0.9	420	3.4	14.2	1	1	30	2	1	砂岩泥岩(鬼無里累層)	3	1	2
914	入の平	イリノダイラ	菅川	菅川	菅川	北安曇郡	白馬村	入の平	340	270	8.0	360	30	11	100	0.6	600	3.7	13.4	1	1	21	2	1	砂岩泥岩(鬼無里累層)	3	1	2
915	菅	スゲ	菅川	菅川	久保頭沢	北安曇郡	白馬村	菅	330	300	9.7	600	30	1.9	100	0.4	600	2.8	14.8	1	1	20	2	1	砂岩泥岩(北城累層)	3	1	2
916	野平	ノダイラ	菅川	菅川	野平沢	北安曇郡	白馬村	野平	570	310	16.0	660	80	4.0					20.0	1	1	26	2	1	砂岩(北城累層)	3	1	2
917	野平上	ノダイラウエ	青鬼沢	青鬼沢	春木沢	北安曇郡	白馬村	野平上	600	380	20.0	600	120	7.9			400	8.8	36.7	1	1	33	2	1	砂岩(北城累層)	3	1	3
918	青鬼	アオニ	菅川	菅川		北安曇郡	白馬村	青鬼	470	520	16.0	700	50	3.6	100	0.7	400	2.2	22.5	1	1	13	2	1	砂岩(北城累層)	3	1	2
919	通	カヨウ	菅川	菅川	通沢	北安曇郡	白馬村	通	400	270	9.0	600	210	13.7	300	2.8	800	12.0	37.5	4	2	34	2	1	凝灰角礫岩(北城累層)	3	3	3
920	西	ニシカヨウ	菅川	菅川	西通沢	北安曇郡	白馬村	西通	520	280	16.0	800	80	5.0	150	0.8	800	8.8	30.6	4	1	33	2	1	凝灰角礫岩(川内累層)	3	4	3
921	立の間	タテノマ	菅川	菅川	立の間	北安曇郡	白馬村	立の間	700	300	23.0	1000	120	12.0	400	4.0	800	12.0	51.0	4	2	29	2	1	凝灰角礫岩(川内累層)	3	3	3

資料 5 山腹崩壊危険地区

番号	箇所名	保安林	勾配	危険度	シンド	地すべり	他法令	面積 h a	人家	公共	道路
19501	中段	0	1	A	C	0	0	12	11	0	C
19502	立場	1	0	B	D	0	0	6	5	0	A
19503	西通	1	1	C	C	0	1	14	0	0	A
19504	通	1	1	C	C	0	0	1	0	0	C
19505	ソウレイ沢	0	1	C	D	0	0	10	0	0	D
19506	荒崎	1	1	C	C	0	0	3	0	0	C
19507	野平	0	1	C	C	0	0	1	0	0	C
19508	押場	1	1	C	C	0	0	12	0	0	C
19509	北咲花	0	0	C	D	0	0	1	0	0	B
19510	城の越	1	1	C	C	0	0	6	0	0	B
19511	八方	1	1	B	D	0	0	4	50	0	D
19512	奥山	1	1	A	D	1	0	15	0	0	C
19513	野平	1	1	A	D	1	0	7	0	0	C
19514	蕨平	1	1	C	D	1	0	3	1	1	B

資 料 6

資料 6 崩壊土砂流失危険地区

番号	箇所名	保安林	勾配	危険度	シンド	地すべり	他法令	面積 h a	人家	公共	道路
39501	西通	1	1	C	C	0	1	1	4	0	A
39502	青鬼	1	1	A	C	0	0	8	12	0	C
39503	菅沢	0	1	A	C	0	1	3	2	1	B
39504	大出	1	0	C	D	0	0	1	1	0	B
39505	大平	0	1	A	D	0	0	2	15	0	C
39506	堀内	0	0	B	D	0	0	1	5	0	B
39507	南谷地	1	0	B	D	0	0	1	15	0	B
39508	反田	0	1	C	D	0	0	1	3	0	B
39509	内山	0	1	C	D	0	0	1	5	0	B
39510	野平	0	1	C	D	0	0	3	1	0	B

資料 7 民有林林道における災害発生危険箇所

白馬村林務関係

番号	路線名	箇所名	林道利用地区	危険度
1	白馬小谷東山線	楓流し	野平・青鬼	A
2	白馬小谷東山線	ソウレイ沢	〃	C
3	白馬小谷東山線	木戸口	〃	C
4	白馬小谷東山線	奥山	〃	A
5	大左右線	杉場	堀之内・三日市場	C
6	郷尺窪線	鳥見場	嶺方	C
7	細野線	南咲花	八方・和田野・村外	C
8	青鬼線	岩倉	青鬼・野平	C
9	青鬼線	清水入	青鬼・野平	C

資料8 雪崩危険箇所一覧（土木関係）

調査箇所の位置			調査対象となる地形							人 家 戸 数 (戸)	公 共					
①箇所番号	②箇所名	③市区町村字名	①平均傾斜度 $\theta 1$ (°)	②最急傾斜度 $\theta 2$ (°)	③雪崩発生斜面内の標高差 H1 (m)	④雪崩危険区域の標高差 H2 (m)	⑤雪崩発生斜面の上限点の標高 H0 (m)	⑥見通し角度 $\theta 0$ (°)	⑦雪崩発生斜面面積 (㎡)		①警察・派出所	②消防署	③県庁・市町村役場	④郵便局等の官公庁	⑤学校	⑥幼稚園
565	鳴 沢 川	北安曇郡白馬村字佐野	28	55	600	900	1600	23	550000	22						
566	屋 城 沢	北安曇郡白馬村字佐野	37	40	400	550	1300	28	75000	27	1					
567	滝 沢 川	北安曇郡白馬村字佐野	31	45	600	900	1600	24	500000	53						
568	中 沢	北安曇郡白馬村字佐野	27	50	550	650	1400	22	360000	16						
569	お 堂 上	北安曇郡白馬村字佐野	32	55	250	350	1050	28	70000	9						
570	北 山 沢	北安曇郡白馬村字沢渡	30	55	400	600	1300	25	250000	9				1		
571	沢 渡 北	北安曇郡白馬村字沢渡	35	38	240	300	990	26	60000	5				1		
572	南 村	北安曇郡白馬村字内山	22	50	120	170	950	23	30000	5						
573	北 村	北安曇郡白馬村字内山	22	30	200	220	950	19	12000	6						
574	宮 前	北安曇郡白馬村字東佐野	30	35	20	30	800	20	2000	5						
575	神 明 社	北安曇郡白馬村字三日市場	30	30	70	90	870	27	23000	5						
576	川 端	北安曇郡白馬村字三日市場	30	30	50	60	820	20	15000	5						
577	反 田	北安曇郡白馬村字反田	32	35	50	60	820	18	5000	6						
578	南 谷 地	北安曇郡白馬村字南谷地	20	25	20	30	810	18	9000	6						
579	太 田	北安曇郡白馬村字太田	31	35	40	45	810	30	5000	5						
580	北 谷 地	北安曇郡白馬村字北谷地	30	35	30	30	810	30	5000	9						
581	田 頭	北安曇郡白馬村字田頭	30	30	20	30	790	26	7000	7						
582	清 水	北安曇郡白馬村字堀の内	30	35	35	40	790	30	5000	5						
583	本 村	北安曇郡白馬村字堀の内	30	35	30	40	800	20	5000	5	1					
584	倉 塚	北安曇郡白馬村字堀の内	30	35	20	30	800	21	6000	5						
585	飯 田	北安曇郡白馬村字飯田	34	45	100	105	850	30	7000	7	1					
586	秋 葉 様	北安曇郡白馬村字飯田	34	35	100	105	850	30	7000	7						
587	秋 葉 様 北	北安曇郡白馬村字飯田	37	40	100	120	850	28	12000	10						
588	五竜遠見下	北安曇郡白馬村字五竜遠見	31	42	180	200	950	24	160000	35						
589	五竜遠見中	北安曇郡白馬村字五竜遠見	30	36	60	60	880	28	5000	6						
590	五竜遠見上	北安曇郡白馬村字五竜遠見	31	35	230	300	1150	24	20000	6						
591	飯 森	北安曇郡白馬村字飯森	30	35	30	40	760	24	3000	7						
592	源 太 郎	北安曇郡白馬村字源太郎	25	45	450	480	1300	23	140000	6						
593	みそら野上	北安曇郡白馬村字みそら野	22	45	370	400	1200	19	150000	8						
594	みそら野中	北安曇郡白馬村字みそら野	30	40	180	200	1000	23	60000	9						
595	黒 菱	北安曇郡白馬村字八方尾根	22	30	100	220	1680	18	100000	5						
596	兎 平	北安曇郡白馬村字八方尾根	20	30	100	210	1560	19	40000	3						
597	名 木 山	北安曇郡白馬村字細野	23	30	50	80	830	20	30000	5						
598	八 方	北安曇郡白馬村字細野	25	35	30	40	780	21	10000	10						
599	大 檜	北安曇郡白馬村字細野	30	35	40	60	820	26	15000	3						

資料 8

的 建 物										公 共 的 施 設										施 工 状 況		
⑦ 保 育 園	⑧ 病 院	⑨ 公 民 館	⑩ 宿 泊 所	⑪ 駅	⑫ 送 電 所 ・ 変 電 所	⑬ 浄 水 場	⑭ 老 人 ホ ー ム	⑮ 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	⑯ 精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	⑰ そ の 他	① 鉄 道 延長 (m)	② 高 速 道 路 延長 (m)	③ 国 道 延長 (m)	④ 道 府 県 道 延長 (m)	⑤ 市 町 村 道 延長 (m)	⑥ 私 道 延長 (m)	⑦ 河 川 延長 (m)	⑧ 橋 (数)	⑨ ダム 砂 防 ダム (数)	⑩ 取 水 施 設 (数)	① 施 工 状 況	② 施 工 年 (西曆)
			13						4	600		200		3000	-	1000	5					
			9						1	300				100		900	1					
			1	1					1	800				2100	-	1300	2					
				1					1	500				800	-	1200	2					
									1					300							2	
										600				300		800						
										300		150		200		200						
			2											400								
			3											200								
									1					200								
				1					1					300								
				1										200								
				1									50	100								
				1									50	150								
													-	400								
													-	200								
													-	100								
													-	40								
			1	1									-	400								
													-	400								
	1									160		160										
		1	2							100		100										
			1							70				150		150	1					
			21											500		500	2					
			3											100		100						
														250								
														100								
														150								
			3											500	-						1	
			3											600	-							
			5											500							1	
														200								
			6											100	100							
			9											250								
			5											200		200	1					

資料 8

調査箇所的位置			調査対象となる地形							人 家 戸 数 (戸)	公 共					
①箇所番号	②箇所名	③市区町村字名	①平均傾斜度 $\theta 1$ (°)	②最急傾斜度 $\theta 2$ (°)	③雪崩発生斜面内の標高差 H1 (m)	④雪崩危険区域の標高差 H2 (m)	⑤雪崩発生斜面の上限点の標高 H0 (m)	⑥見通し角度 $\theta 0$ (°)	⑦雪崩発生斜面面積 (㎡)		①警察・派出所	②消防署	③県庁・市町村役場	④郵便局等の官公庁	⑤学校	⑥幼稚園
600	清水沢	北安曇郡白馬村字細野	30	35	30	35	780	25	25000	5						
601	咲花	北安曇郡白馬村字和田野	23	40	290	410	1210	18	250000	8						
602	咲花上	北安曇郡白馬村字和田野	23	40	100	120	1020	28	6000	6						
603	二股	北安曇郡白馬村字二股	35	45	150	170	1000	32	8000	6						
604	倉下上	北安曇郡白馬村字倉下	31	35	50	80	960	26	60000	12						
605	倉下中	北安曇郡白馬村字倉下	31	50	100	180	1000	29	45000	5						
606	倉下入口	北安曇郡白馬村字倉下	27	38	180	200	960	19	100000	1						
607	倉下東	北安曇郡白馬村字岩岳	30	34	120	150	900	22	40000	8						
608	岩岳沢	北安曇郡白馬村字岩岳	30	35	40	80	820	25	60000	7						
609	切久保	北安曇郡白馬村字切久保	30	30	20	25	765	22	6000	8						
610	新田	北安曇郡白馬村字新田	30	35	15	20	720	26	2000	8						
611	森上	北安曇郡白馬村字森上	30	37	50	60	710	23	7000	5						
612	東山	北安曇郡白馬村字わらび平	30	35	20	25	735	24	6000	11						
613	真二重	北安曇郡白馬村字わらび平	30	35	20	25	750	22	7000	17						
614	蕨平南	北安曇郡白馬村字わらび平	30	35	90	110	800	25	10000	1						
615	幸田	北安曇郡白馬村字幸田	25	35	70	90	900	23	25000	7						
616	岩下	北安曇郡白馬村字花園	25	30	30	55	860	20	10000	6						
617	峯方北	北安曇郡白馬村字峯方	30	35	80	120	950	27	9000	6						
618	峯方沢	北安曇郡白馬村字峯方	30	40	50	70	920	27	10000	6						
619	月見田	北安曇郡白馬村字峯方	26	35	60	80	920	20	15000	5						
620	宮下	北安曇郡白馬村字峯方	28	35	30	40	890	21	12000	6	1					
621	一ノ倉	北安曇郡白馬村字峯方	23	30	40	60	970	20	12000	3						
622	菅	北安曇郡白馬村字菅	33	37	60	90	940	25	8000	8						
623	沢尻	北安曇郡白馬村字野平	32	40	60	80	880	29	4000	10						
624	荒崎	北安曇郡白馬村字野平	33	45	100	150	890	29	3000	5						
625	春木	北安曇郡白馬村字野平	30	40	60	80	880	28	6000	6						
626	通口	北安曇郡白馬村字通口	30	30	20	20	670	25	1000	1						
627	青鬼下	北安曇郡白馬村字青鬼	33	40	20	90	850	27	7000	3						
628	青鬼	北安曇郡白馬村字青鬼	30	35	40	60	830	24	9000	5						
629	東通	北安曇郡白馬村字東通	33	50	110	130	780	30	20000	5						
630	立の間	北安曇郡白馬村字立の間	29	45	140	160	800	26	15000	9						
631	落倉	北安曇郡白馬村字落倉	30	30	25	30	760	18	3000	5						

資料 8

的 建 物										公 共 的 施 設										施 工 状 況		
⑦ 保 育 園	⑧ 病 院	⑨ 公 民 館	⑩ 宿 泊 所	⑪ 駅	⑫ 送 電 所 ・ 変 電 所	⑬ 浄 水 場	⑭ 老 人 ホ ー ム	⑮ 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	⑯ 精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	⑰ そ の 他	① 鉄 道 延長 (m)	② 高 速 道 路 延長 (m)	③ 国 道 延長 (m)	④ 道 府 県 道 延長 (m)	⑤ 市 町 村 道 延長 (m)	⑥ 私 道 延長 (m)	⑦ 河 川 延長 (m)	⑧ 橋 (数)	⑨ ダム 砂 防 ダム (数)	⑩ 取 水 施 設 (数)	① 施 工 状 況	② 施 工 年 (西曆)
			3											400		250						
			12											2100	-	500	2				1	
			18											600								
						1							200									
			15											1300								
			8											800								
						1								800							1	
			2											400	-							
			2											400								
			7											100								
		1	6											100								
														200								
		1	4											150								
		1							1					400								
			1											300								
									1					400								
														300								
			4									100		200								
		1	3										150									
			1						1					100								
			1											50								
			2											100								
														150								
														100								
														100								
														80								2
														100								
														200								
														250								
			1											100		200						
														100		-						
			2											80								

資料 9 土砂崩壊危険箇所調査

施設番号	地区番号	地区名	所在地 (市町村、大字、字)	管理団体名	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	工事内容			被害数量	地域指定			水系名			備考	
							工種	構造	事業費 (千円)		事業量 (m)	振興山村	特定農山村	豪雪地域	過疎地すべり	白馬村		水系名
485001	01	立の間 (1)	白馬村北城立の間	立の間 区	6	4.5	用水路	法止ブロック BF-500	50,000	400	人身 水田 国道	◎	◎	◎		○		
485001	02	立の間 (2)	"	"	"	"	"	"	40,000	500	人身 人家 水田 国道 村道 農道 水路	◎	◎	◎		○		
485002		西山堰	白馬村北城切久保	新田区	48	30.0	"	法止ブロック 鉄筋コンクリ ート三面張	50,000	600	水田 国道 水路	◎	◎	◎		○		
485003		青鬼上堰	白馬村北城青鬼	青鬼区	8	1.6	"	法止ブロック BF-600	50,000	400	水路 ポンプ ポンプ場1戸	◎	◎	◎		○		
485004		青鬼下堰	"	"	6	1.2	"	法止ブロック BF-300	4,000	40	ポンプ ポンプ場1戸	◎	◎	◎		○		
計			5地区			41.8			194,000	1,940				5				5

資料 10 道路除雪計画

1 目的

社会経済の発展に伴い、白馬村区域内の指定道路の除雪を行い、観光・産業経済と民生の安定を図るために村及びその他関係機関の協力を得て道路交通の確保を図ることを目的とする。

2 除雪対策本部の設置

前項の目的を達成する為、12月除雪期より3月末までの間白馬村役場建設課内に白馬村道路除雪対策本部を設置する。

(TEL 85-0724)

3 除雪体制

村の除雪体制を次の2体制に区分する。

(1) 平常体制の場合

除雪路線のうち、当該路線の交通量・その他交通確保の必要性に応じこれを下記のように区分する。また、各種の除雪目標は次のとおりとする。

第1次(A) — 各地区間の幹線道路で通学道路を主体とし、1車線幅員確保を原則とし退避所を設けて、通常交通を確保する。

第2次(B) — 第1次(A)以外の道路については、1車線幅員確保を原則とし退避所を設けて通常交通を確保するが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。但し、地区内の道路については、建設課長と各地区区長の判断により交通を確保する。

(2) 緊急体制の場合

平常体制の除雪計画路線のうち、異常降雪によって一度途絶した状態から再度平常の状態に復し、村内交通の幹線を早急に復旧するために、緊急に交通確保をはかる路線は次のとおりとする。

第1次

路 線 名	区 間	延 長	備 考
国道 148 号	佐野坂 ～ 松沢橋	14.8km	県が除雪実施
県道白馬岳線	国道 148 号 ～ 八方	2.2km	〃
国道 406 号	国道 148 号 ～ 嶺方	5.3km	〃
主要地方道白馬美麻線	国道 148 号 ～ 堀之内	4.1km	〃
県道千国北城線	国道 148 号 ～ 落倉	5.5km	〃

第2次 Aランク村道とする。

ア 緊急体制への移行の時点

主要道路における除雪状況・降雪状況その他を勘案し、緊急事態に陥る恐れがあると判断した場合、除雪対策本部長が関係機関と協議して緊急体制への移行を決定し当該体制に入るものとする。

イ 緊急体制における措置

緊急体制においては、緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずる。

- 情報連絡の強化をはかる。
- 除雪機械力を集中投入して、その措置を講じ、作業の能率化をはかる。
- 交通規制・車両の交通制限等の臨時的措置を講ずる。
- 各機関の協力を得て、人力による除雪の処理を講ずる。

◎ 除雪作業実施要領

- 1 除雪作業は役場の出動命令のほか、当該路線の積雪が15cm以上で交通に支障がある場合に除雪機械を出動させること。また、降雪のない時に各区長より要請があった場合は、役場へ連絡し指示を受けた後除雪作業を行うこと。除雪路線以外で各区長から要請があった場合も同様とする。出勤時間は路線により異なるが、通学・通勤並びにバスの運行に支障にならないように行うこと。
- 2 除雪作業中における指示は、役場監督員及び地区協力員（区長）の指示により作業を行うこと。
- 3 除雪機械は晴天・雨天にかかわらず前照灯をつけて作業し、「除雪作業中」の看板を取り付けること。また、通行者には十分注意して事故のないようにすること。
- 4 除雪作業中、タクシー・バスは優先して通すようにし、客足にあまり支障のないようにすること。
- 5 除雪受託者は、除雪作業を実施した場合には、別に定めた様式による作業日報及びタスクメーター用紙、完了届けを毎月7日までに委託料請求書とともに役場に提出するものとする。尚、作業写真を路線毎に撮影し、上記とあわせて提出すること。
- 6 無登録機械はナンバーを申請して緊急自動車回転灯とともに取り付けること。また保険に必ず加入すること。
- 7 運転者は法令に定められた免許所有者に限ること。また、助手をつけること。
- 8 除雪機械には赤旗・発煙筒・ランプを用意しておくこと。
- 9 装軌車両が踏切を通過する場合は、鉄道軌道に損傷を与えないよう敷板等を敷いて通過すること。
- 10 除雪作業の実施にあたっては、効率的な除雪を心掛けるとともに道路施設及び道路付属物（ガードレール・カーブミラー等）及び路側を破損しないように努めること。万が一、損傷させた場合には業者負担で必ず早期に補修を行うこと。

- 11 除雪により破損する恐れのある場所については、区長と打ち合せのうえ、村から支給した竹ポール等により保護を行うこと。竹ポールは堅固に固定し、定期的なパトロールを実施し、倒れたり折れたポールは早急に設置し直すこと。
- 12 除雪機械を作業現場に運搬する場合には舗装面を損傷しないように注意すること。
- 13 近年、家屋の密集等により雪捨場の確保が困難になっているため、区長と打ち合わせのうえ確保を行っておくこと。場合によっては排雪のための除雪車の出動もやむを得ないが、その場合は必ず役場に連絡して指示を受けたうえで行うこと。
- 14 路線毎に機械名と運転者を表にし、役場へ提出すること。また個人の除雪を行う場合は、作業箇所を表で提出すること。
- 15 除雪シーズン終了後は雪捨場の砂利・ゴミ等を除去すること。(必要に応じて事前にシート等で養生すること。)
- 16 この要領に従わずに作業を行い住民等からの苦情が多い場合には、翌年度の入札参加資格を与えないことがある。

除雪運転者・助手の心得

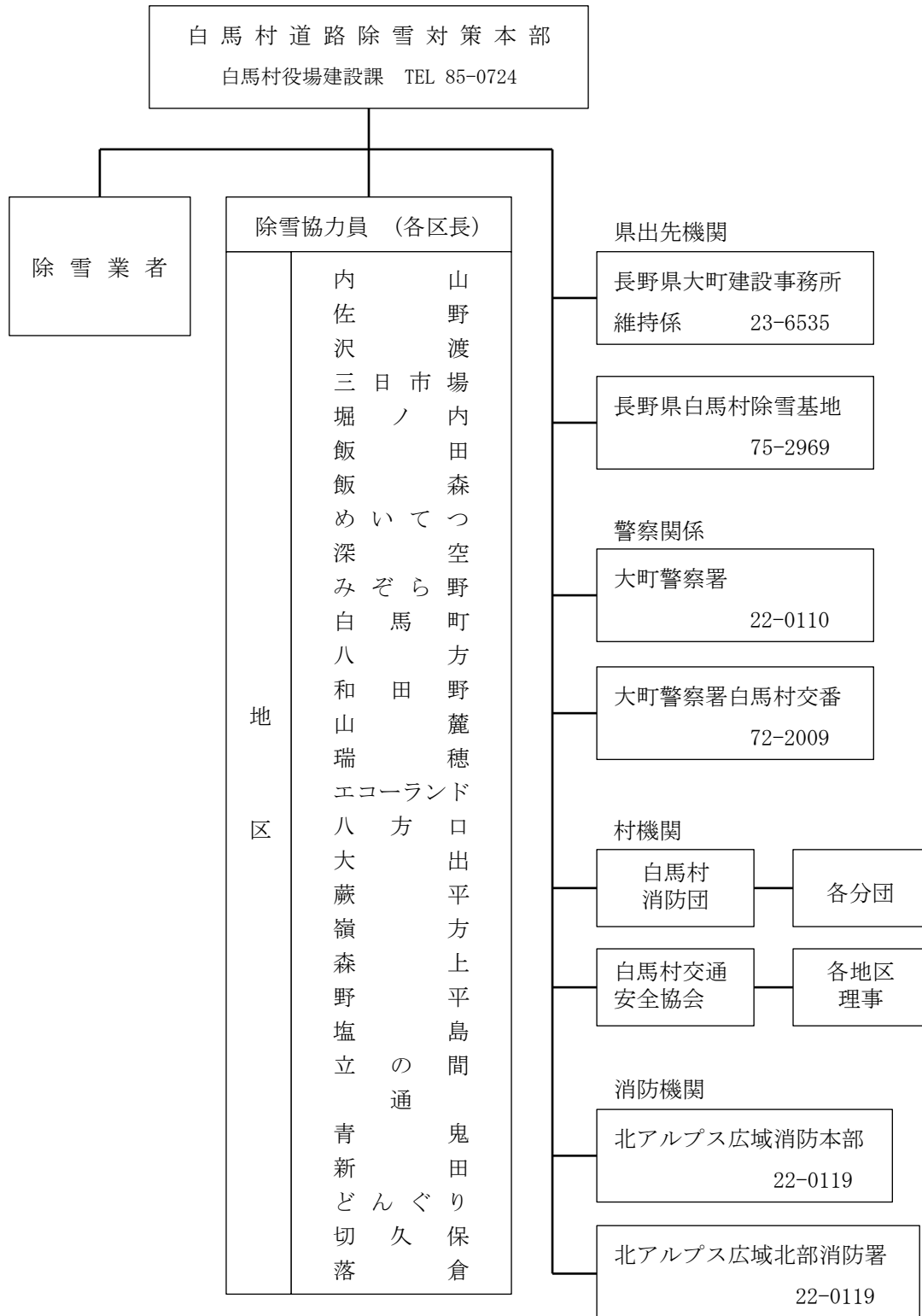
1 運転者の心得

- (1) 日常は節度をもって過ごし、自分の身体の具合が悪い時は十分に休養をとって回復に努めること。
- (2) 作業は深夜・早朝に行うことが多いので、昼間において作業が一区切の際は休養をとるように心掛けること。
- (3) 作業関係者はお互いに意志の疎通を図り、連絡を密にすること。
- (4) 作業中においても第3者には出来る限り迷惑を及ぼさぬように注意すること。

2 作業上の注意

- (1) 機械は常に点検整備を充分行い、具合の悪い箇所は早急に修理すること。
- (2) 機械の無理な使用はさけ、故障を起こさないようにすること。
- (3) 走行中は充分安全を確かめ、運転に注意して事故の防止に心掛けること。
- (4) 路側の家屋・工作物・公共施設・消火栓等及び道路の路側構造物・舗装区間には注意し、破損のないようにすること。
もし、これらを破損した場合は直ちにその状況を役場に報告し、指示を受けること。
- (5) 除雪は交通の確保が目的なので、朝の通学・通勤の時間（おおむね 7 時 30 分まで）に支障のないよう、早朝の出動を常に準備しておくこと。
- (6) 役場との連絡を密にして、必要に応じて状況を報告すること。尚、出動区域は会社または宿泊所でわかるようにしておくこと。

◎道路除雪連絡系統図



◎除雪分担表

神城地区

箇所名	主要な経過地等	備考
内山線	佐野、内山地区、国道 148 号交点	スノーハープ駐車場含む
内山地区内		
東佐野～通学路	農道	
東佐野地区内		
飯森地区内		
佐野地区内		
沢渡地区内		
南小学校入口		南小駐車場を含む
通学路線	白馬美麻線～R148	
飯田地区内		犬川左岸・南部保育 ・夢白馬を含む
堀之内地区		旧県道・東部農集排 処理場を含む
南谷地大左右		
白沢線		堀之内地区内
厚生連白馬診療所前		教員住宅前含む
神城農協裏		
飯森旧国道		アーケード通より北
〃		アーケード通より南
堀之内旧県道		
神城駅前		
飯森取付道路	国道～オリンピック道路	
〃	国道～旧国道	
三日市場地区内		大左右・反田を含む
農道 1 号	国道 148～美麻線	
犬川端	国道 148～五竜遠見	年間委託路線
白馬の森	日興開発分譲地	〃
名鉄別荘地内指定路線		
〃 指定外路線		年間委託路線

北城地区

箇所名	主要な経過地等	備考
深空地区内		
野平地区内		
消防署前		雇用促進住宅駐車場への 導線部分
どんぐり地区内	指定道路	
森上～柳沢峠	旧国道～菅	
森上～塩島	旧国道～塩島	
森上～新田	旧国道～新田	
農免道路		
新田地区内		
青鬼地区内		
落倉地区内		
八方地区内		
ケーブル線		
大出地区内		
中学校南、県営住宅		
中学校入口		B & G 駐車場含む
塩の道	中学校南～県道～白馬高校	
瑞穂幹線	塩の道～瑞穂～細野筋	
国道～塩の道	シエル～塩の道	
高島線		
白馬駅東		
蕨平線		
幸田線		
堀田一の倉線		
峯方地区内		
花園線		
白沢線	国道 406～堀ノ内集落入口	
みそら野～瑞穂線		大櫓右岸含む
瑞穂地区内		
トーカー線		

箇所名	主要な経過地等	備考
エコーランド地区	林道部分	
ジャンプ台線	五竜館～ジャンプ台	
塩島地区内		
塩島東山線		
競馬原線		
切久保地区内		
岩岳線	岩岳スキー場	
西山線		
切久保旧県道		
新田線	山麓線～切久保地区内	
森上旧県道	国道 148～森上駅	
通地区内		
南河原線	森上駅前～3062 交点(旧国道)	
塩島～通旧国道		
通 S 字		
立の間地区内		
森上跨線橋線		
落倉線	県道西側	
落倉開拓線	エクस्पレーン分譲地の一部	
旧咲花線	一方通行より上部	
旧白馬岳線	八方地区内	
深空 2 路線・白馬ニュー タウン内一部		
白馬山麓線	国道 148～消防署通交差点	
白馬山麓線	消防署通交差点～白馬岳線	
塩の道	白馬高校～国道 148	
真畔線	国道 148～白馬岳線	
公民館線		白馬村交番を含む
八幡様線		役場駐車場含む
ジャンプ台線		

箇所名	主要な経過地等	備考
北小（入口・駐車場・教員住宅）・教員住宅上・交番前・営林署・木彫・ウイング駐車場		
咲花線	東急ホテル～終点	
オリンピック道路	飯森～八方	
白馬飯店裏通り		
太陽ハイツ裏～マグロ線		
マグロ線～白馬岳線		
白馬岳線～扇屋前		
アルプス荘～和田野一方通行区間		
みそらの地区内指定路線		
みそらの地区内指定外路線		年間委託路線
エコーランド地区内指定外路線		〃
どんぐり地区内指定外路線		〃

資料 11 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(斜面区分：自然斜面)

箇所 番号	箇所名	位置					保全対象				
		大字	小字	急傾斜地 崩壊危険 箇所の 延長(m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	人家 個数 (戸)	公共的 建物 /種類	公共的 建物 /数	公共施設 /種類	公共 施設 /数
71	八方	北城	細野	300	35	20	0		8	河川	300
74	兎平	北城	八方尾根	50	30	16	0		1	-	0
75	黒菱	北城	八方尾根	200	35	40	0		4	-	0
81	稲子 (白馬国際)	北城	八方	220	30	30	1		7	-	0
1849	お堂上	神城	佐野	350	30	23	6	旅館	3	J R	350
1850	屋城沢	神城	佐野	200	30	21	5	-	0	J R	200
1851	立	神城	沢度	150	35	75	5	寺	1	市町村道	100
1852	西山	神城	西山	130	35	80	5	-	0	市町村道	150
1853	南村	神城	内山	150	31	15	2	旅館	1	市町村道	150
1854	北村	神城	内山	150	30	15	5	公民館 旅館	1 2	市町村道	300
1855	宮前	神城	東佐野	200	30	16	5	-	0	市町村道	200
1856	神明社	神城	三日市場	200	30	13	5	-	0	市町村道	200
1857	川端	神城	三日市場	100	30	11	5	旅館	1	市町村道	150
1858	反田	神城	反田	200	32	50	5	-	0	都道府県道 市町村道	150 100
1859	南谷地	神城	南谷地	150	30	16	5	-	0	市町村道	150
1860	太田	神城	太田	150	31	19	5	旅館	1	市町村道	350
1861	北谷地	神城	北谷地	300	30	30	9	-	0	市町村道	450
1862	田頭	神城	田頭	250	30	50	7	-	0	市町村道	250
1864	本村	神城	堀の内	200	30	20	7	-	0	市町村道	55
1866	飯田	神城	飯田	150	31	120	7	診療所 駐在所	1 1	J R 高速道 国道	150 100
1871	飯森	神城	飯森	180	30	20	2	旅館 寺	2 1	市町村道	40
1872	源太郎	北城	源太郎	250	30	50	8	水源地	1	市町村道	250
1873	和田野	北城	和田野	250	30	16	2	旅館	6	市町村道	300
1874	咲花	北城	咲花	150	33	22	2	旅館	9	市町村道	600
1875	二股	北城	二股	200	30	150	0	発電所 水源	1 1	都道府県道	40

箇所 番号	箇所名	位置					保全対象				
		大字	小字	急傾斜地 崩壊危険 箇所の 延長(m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	人家 個数 (戸)	公共的 建物 /種類	公共的 建物 /数	公共施設 /種類	公共 施設 /数
1876	倉下西	北城	倉下	200	31	70	1	-	0	市町村道	400
1878	倉下東	北城	倉下	200	30	50	4	-	0	市町村道	450
1879	切久保	北城	切久保	250	30	18	2	旅館	6	村道 県道	100 100
1880	新田	北城	新田	250	30	15	4	旅館 公民館	6 1	市町村道	40
1882	大出	北城	大出	120	30	20	4	旅館	2	高速道 国道	50
1883	真二重	北城	蕨平	200	30	21	4	旅館	3	市町村道	60
1884	東山	北城	蕨平	200	30	18	4	旅館 公民館	2 1	市町村道	140
1885	幸田	北城	幸田	200	34	50	7	-	0	市町村道	300
1887	峯方北	北城	峯方	100	30	20	1	旅館	2	市町村道	75
1888	宮下	北城	峯方	60	30	20	0	旅館	1	-	0
1890	峯方沢	北城	峯方	120	30	18	1	旅館	3	市町村道	40
1891	一の倉	北城	峯方	100	32	25	0	旅館	3	高速道 国道 市町村道	70 300
1892	菅	北城	菅	220	33	80	5	-	0	市町村道	250
1895	春木	北城	野平	160	30	16	5	-	0	市町村道	60
1896	通口	北城	通口	600	40	20	17	-	0	J R 市町村道	600 700
1897	青鬼	北城	青鬼	320	30	20	14	公民館	1	市町村道	350
1898	東通	北城	通	100	30	80	5	-	0	市町村道	110
1899	立の間	北城	立の間	90	30	75	6	公民館	1	市町村道	110
1900	落倉	北城	落倉	650	30	60	11	旅館	2	都道府県道	130
2311	五竜遠見	神城	五竜遠見	180	35	25	0	旅館	3	-	0
2312	矢崎山	神城	矢崎山	150	33	90	1	旅館	3	-	0
2314	和田野上	北城	和田野	170	33	7	8	旅館	2	河川	250
2315	和田野下	北城	和田野	600	32	18	10	-	0	-	0
2316	咲花下	北城	咲花	150	36	30	1	旅館	2	-	0
2317	南蕨平	北城	蕨平	100	32	60	0	旅館	1	-	0

(斜面区分：自然斜面)

箇所 番号	箇所名	位置					保全対象				
		大字	小字	急傾斜地 崩壊危険 箇所の 延長(m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	人家 個数 (戸)	公共的 建物 /種類	公共的 建物 /数	公共施設 /種類	公共 施設 /数
48511001	落倉上			150	35	60					
48511008	野平			290	40	40					
48511014	花園			160	30	40					
48511015	峯方下			170	35	15					
48511018	月見田			100	30	16					
48511020	峯方上			80	35	10					
48511022	新田口			50	40	10					
48511031	大櫓上			50	35	20					
48511032	山麓			300	40	20					
48511040	犬川上			200	50	80					
48511041	犬川下			300	40	200					
48511046	大左右			150	30	25					
48511051	通(1)			25	38	200					
48511053	切久保(1)			20	30	30					
48511054	どんぐり(1)			45	32	150					
48511055	どんぐり(2)			40	35	90					
48511058	八方(1)			90	45	10					
48511059	八方(2)			90	34	10					
48511060	和田野(1)			40	30	5					
48511061	和田野(2)			50	30	25					
48511062	みそら野(1)			110	46	130					
48511063	飯森(1)			50	36	90					
48511064	内山			100	30	35					
48512001	北大出			100	35	8					
48512002	大出			120	50	20					
48512003	黒豆			60	35	15					
48512004	峯方沢下			50	40	8					
48512005	西山(1)			80	32	12					
48512009	日向大左右下			130	35	50					
48512010	日向大左右			100	38	20					
48512013	宮ノ入			100	32	40					
48512015	道崎			100	32	10					
48512016	西山(2)			130	35	80					
48512018	通(2)			30	40	50					
48512019	西通(1)			200	30	70					
48512020	西山(3)			30	30	6					
48512021	西山(4)			30	34	10					
48512022	切久保(2)			20	37	30					
48512023	どんぐり(3)			50	56	15					
48512024	どんぐり(4)			35	45	10					

箇所 番号	箇所名	位置					保全対象				
		大字	小字	急傾斜地 崩壊危険 箇所の 延長(m)	傾斜 度 (度)	高さ (m)	人家 個数 (戸)	公共的 建物 /種類	公共的 建物 /数	公共施設 /種類	公共 施設 /数
48512025	野平(1)			50	31	60					
48512026	野平(2)			90	35	35					
48512027	飯森(2)			50	35	50					
48512028	掘ノ内(1)			40	31	30					
48512029	掘ノ内(2)			45	30	12					
48512030	田頭			40	30	25					
48512031	南谷地(1)			50	34	30					
48512032	南谷地(2)			35	35	25					
48513001	西通(2)			390	46	190					
48513002	西通(3)			200	43	125					
48513003	塩島(1)			640	41	25					
48513004	塩島(2)			230	32	35					
48513005	新田(2)			200	39	25					
48513006	西山(5)			160	37	5					
48513007	西山(6)			180	32	10					
48513008	西山(7)			100	30	20					
48513009	西山(8)			120	36	55					
48513010	西山(9)			350	45	10					
48513011	切久保(3)			125	31	35					
48513012	切久保(4)			125	31	35					
48513013	どんぐり(5)			120	41	10					
48513014	どんぐり(6)			470	32	85					
48513015	八方(3)			105	39	10					
48513016	八方(4)			300	45	10					
48513017	和田野(3)			270	42	10					
48513018	和田野(4)			145	40	30					
48513019	野平(3)			100	44	80					
48513020	蕨平			175	39	15					
48513021	みそら野(2)			120	48	135					
48513022	嶺山			200	32	30					
48513023	飯森(3)			250	38	55					
48513024	掘之内(3)			150	32	30					
48513025	三日市場(1)			300	30	60					
48513026	三日市場(2)			600	30	5					
48513027	日向大左右 (1)			100	34	70					
48513028	日向大左右 (2)			150	38	70					
48521002	八方尾根スキ 一場			500	35	70					

資料 12 土石流危険溪流一覧

溪流 番号	河川 名	溪流 名	位置		土石流 氾濫区 域の最 大幅 (m)	土石流氾 濫区域の 面積(m ²)	保全対象				砂防 施設 の 有無	計画 流出 土砂量 (m ³)
			字名	流域 面積 (k m ²)			人家 戸数 (戸)	要配慮 者関連 施設種 類/数	公共施 設種類 /数	交通網 種類		
485- I -001	姫川	通沢	通	0.56	300	49,000	5	-	-	JR 大糸線 0.28km	○	25,800
485- I -002	姫川	馬捨 沢	青鬼	0.11	180	49,200	10	-	集会施 設 1	-	-	2,900
485- I -003	姫川	西東 原沢	野平	0.11	220	32,700	14	-	集会施 設 1 寺等 1	-	-	5,300
485- I -004	峰方 沢	一の 倉沢	峰方	0.18	130	55,200	1	-	宿泊施 設 3	国道 406 号 0.15km	-	6,600
485- I -005	姫川	峰方 沢	峰方	0.42	210	69,800	10	-	宿泊施 設 3 集会施 設 1 神社 1	国道 406 号 0.18km	-	24,500
485- I -006	姫川	本村 沢	峰方	0.27	250	58,500	3	-	宿泊施 設 5	国道 406 号 0.43km	○	13,200
485- I -007	姫川	蔵平 沢	蔵平	0.04	380	100,300	2	-	宿泊施 設 2 集会施 設 2	-	-	1,800
485- I -008	谷地 川	白崩 沢	堀之 内	0.31	360	228,600	5	-	-	-	-	14,890
485- I -009	谷地 川	田頭 沢	田頭	0.08	200	39,700	9	-	宿泊施 設 2	-	-	4,080
485- I -010	谷地 川	海道 沢	北谷 地	0.41	280	59,600	9	-	-	-	○	20,800
485- I -011	谷地 川	白沢	北谷 地	1.55	150	84,900	8	-	-	-	○	125,300
485- I -012	谷地 川	栃ノ 木沢	南谷 地	0.19	220	34,100	8	-	-	県道白馬美 麻線 0.13km	○	13,200
485- I -013	谷地 川	どう ろく 東沢	南谷 地	0.09	140	16,100	7	-	-	県道白馬美 麻線 0.19km	-	6,660

資料 12

溪流 番号	河川 名	溪流 名	位置		土石流 氾濫区 域の最 大幅 (m)	土石流氾 濫区域の 面積(m ²)	保全対象				砂防 施設 の 有無	計画 流出 土砂量 (m ³)
			字名	流域 面積 (k m ²)			人家 戸数 (戸)	要配慮 者関連 施設種 類/数	公共施 設種類 /数	交通網 種類		
485- I -014	谷地 川	どう ろく 西沢	南谷 地	0.12	140	14,720	7	-	-	県道白馬美 麻線0.19km	-	6,413
485- I -015	内山 沢	北内 山沢	内山	0.08	150	50,400	12	-	宿泊施 設2 集会施 設2	-	○	4,100
485- I -016	内山 沢	内山 沢	内山	0.1	280	54,600	9	-	宿泊施 設3 集会施 設1	-	-	4,020
485- I -017	内山 沢	太郎 沢	内山	0.04	200	48,300	8	-	宿泊施 設2	-	-	2,040
485- I -018	内山	南太 郎沢	内山	0.05	200	41,100	6	-	宿泊施 設1	-	-	2,760
485- I -019	姫川	長見 山沢	佐野	0.24	141	97,700	3	-	宿泊施 設1	JR大糸線 0.19km 国道148号 0.10km	-	12,428
485- I -020	姫川	鳴沢	佐野	0.92	576	366,300	36	-	宿泊施 設32 集会施 設1 寺等1 その他 の建物1	JR大糸線 0.32km 国道148号 0.60km	○	32,400
485- I -021	姫川	屋城 沢	佐野	0.25	165	92,400	17	-	宿泊施 設9	JR大糸線 0.04km 国道148号 0.14km	○	35,700
485- I -022	姫川	びゃ くぼ 沢	佐野	0.2	338	143,700	8	-	駅舎1 その他 の建物1	JR大糸線 0.16km 国道148号 0.19km	-	8,200
485- I -023	姫川	滝沢 川	沢渡	1.69	859	601,700	101	-	宿泊施 設9 集会施 設1 寺等1	JR大糸線 0.59km 国道148号 0.75km	○	46,800
485- I -024	姫川	城の 入沢	沢渡	0.11	828	418,500	94	-	宿泊施 設9 集会施 設1	JR大糸線 0.30km 国道148号 0.54km	-	2,600

資料 12

溪流 番号	河川 名	溪流 名	位置		土石流 氾濫区 域の最 大幅 (m)	土石流氾 濫区域の 面積(m ²)	保全対象				砂防 施設 の 有無	計画 流出 土砂量 (m ³)
			字名	流域 面積 (k m ²)			人家 戸数 (戸)	要配慮 者関連 施設種 類/数	公共施 設種類 /数	交通網 種類		
485- I -025	姫川	オオ バ様 沢	沢渡	0.22	410	232,100	33	-	教育施 設1 宿泊施 設2 集会施 設1	JR大糸線 0.37km 国道148号 0.36km	○	11,682
485- I -026	姫川	北山 沢	沢渡	0.31	410	231,200	33	-	教育施 設1 宿泊施 設2 集会施 設1	JR大糸線 0.37km 国道148号 0.36km	○	14,890
485- I -027	姫川	月夜 沢	沢度	0.23	190	23,700	5	医療提 供施設 1	官公署1	JR大糸線 0.07km 国道148号 0.18km	-	7,100
485- I -028	犬川	犬川	飯田	6.07	1,809	1,852,500	323	児童福 祉施設 1 老人福 祉施設 1	官公署1 宿泊施 設145 集会施 設3 駅舎2 発電所1 寺等1 その他 の建物5	JR大糸線 2.00km 国道148号 1.91km 県道1.89km	○	187,100
485- I -029	犬川	タク ガ沢	飯田	1.03	1,809	1,846,700	324	児童福 祉施設 1 老人福 祉施設 1	官公署1 宿泊施 設145 集会施 設3 駅舎2 発電所1 寺等1 その他 の建物5	JR大糸線 1.89km 国道148号 1.91km 県道1.89km	○	26,200
485- I -030	曲沢	南沢	飯森	0.45	481	284,000	13	-	宿泊施 設6 その他 の建物1	-	○	111,700
485- I -031	平川	矢崎 山沢	神城	0.22	251	27,800	0	-	その他 の建物1	-	○	5,300
485- I -032	平川	境沢	八方	0.24	98	13,700	0	-	その他 の建物1	-	○	6,500

資料 12

溪流 番号	河川 名	溪流 名	位置		土石流 氾濫区 域の最 大幅 (m)	土石流氾 濫区域の 面積(m ²)	保全対象				砂防 施設 の 有無	計画 流出 土砂量 (m ³)
			字名	流域 面積 (k m ²)			人家 戸数 (戸)	要配慮 者関連 施設種 類/数	公共施 設種類 /数	交通網 種類		
485- I -033	大櫛 川	かじ か沢	八方	0.46	286	74,400	8	-	宿泊施 設 17 その他 の建物 1	-	○	30,100
485- I -034	大櫛 川	清水 沢	八方	0.32	277	63,700	6	-	宿泊施 設 13	-	○	24,200
485- I -035	大櫛 川	中畔 沢	中畔	0.3	337	114,700	3	-	宿泊施 設 4	-	○	18,300
485- I -036	大櫛 川	大櫛 川	八方	1.52	337	138,500	3	-	宿泊施 設 4	-	○	66,600
485- I -037	大櫛 川	咲花 沢	咲花	0.21	223	90,600	10	-	宿泊施 設 9 その他 の建物 1	-	○	14,100
485- I -038	姫川	北股 入沢	北城	3.27	133	283,500	0	-	宿泊施 設 1	-	-	128,600
485- I -039	楠川	西山 沢	西山	0.19	192	98,900	16	-	宿泊施 設 15	-	-	10,200
485- I -040	姫川	赤沢	赤沢	1.94	108	105,900	0	-	発電所 1	県道千国北 城線 1.10km	○	47,000
485- I -041	楠川	楠川	発電 所上	9.27	108	107,500	0	-	発電所 1	県道千国北 城線 1.29km	○	223,100
485- I -042	姫川	清水 沢川	立の 間	0.12	245	51,500	6	-	集会施 設 1	国道 148 号 0.24km	-	3,400
485- II -001	青鬼 沢	一本 木沢	青鬼	0.12	200	46,900	4	-	-	-	-	2,250
485- II -002	管沢	沢尻 沢	野平	0.14	170	20,400	3	-	-	-	-	2,600
485- II -003	姫川	神城 沢	神城	0.06	50	6,400	3	-	-	-	-	1,950
485- II -004	内山 沢	東子 安沢	内山	0.04	180	44,300	1	-	-	-	-	2,730
485- II -005	内山 沢	大平 沢	内山	0.11	200	32,400	1	-	-	-	-	6,120

資料 12

溪流 番号	河川 名	溪流 名	位置		土石流 氾濫区 域の最 大幅 (m)	土石流氾 濫区域の 面積(m ²)	保全対象				砂防 施設 の 有無	計画 流出 土砂量 (m ³)
			字名	流域 面積 (k m ²)			人家 戸数 (戸)	要配慮 者関連 施設種 類/数	公共施 設種類 /数	交通網 種類		
485- Ⅱ -006	内山 沢	大平 南沢	内山	0.36	200	58,300	1	-	-	-	-	16,529
485- Ⅱ -007	峰方 沢	黒豆 沢	花岡	0.31	168	13,600	4	-	-	-	-	13,900
485- Ⅱ -008	峰方 沢	みそ ら野 沢	花岡	0.14	198	33,200	1	-	-	-	-	4,200
485- Ⅱ -009	楠川	岩岳 沢	切久 保	0.44	227	117,100	4	-	-	県道千国北 城線0.15km	-	8,500
485- Ⅱ -010	楠川	岩岳 山沢	切久 保	0.55	227	114,500	4	-	-	県道千国北 城線0.15km	○	21,300
485- Ⅱ -011	楠川	西通 下沢	塩島	0.07	104	5,600	1	-	-	国道148号 0.05km	○	1,800
485- Ⅱ -012	姫川	西通 上沢	塩島	0.07	172	14,700	1	-	-	国道148号 0.06km	○	2,000
485- Ⅱ -013	姫川	一の 沢	立の 間	0.13	245	60,600	3	-	-	国道148号 0.24km	○	5,300

資料 13 砂防指定地

溪流名	整理番号	位			置			告			示	面積 (ha)					延長	幅		
		郡市	町村	大字	字	向	年	月	日	番号		計	河川敷	国有林	民有林	道路等		国有地	民有地	
平川	1	北安曇郡	白馬村		畑ヶ	畑	向	昭和9	4	17	内	200	459.20	45.00	126.00	165.20	23.00			直轄工事施工区域
大川	10	"	"	神城	大	崩		昭和11	11	26	内	621	23.80	1.98		21.82				
野平川 (宮の下沢)	11	"	"	北城	ざく	畑		昭和12	6	4	内	403	0.72	0.03		0.69				
菅沢川	13	"	"	"	久保	頭		昭和12	6	28	内	436	2.92	0.02	2.30	0.60				
楠川	23	"	"	"	小日	影		昭和22	11	21	内	350	2.51	0.88	0.07	1.46	500	20	20	
南股川	24	"	"	"	青	岩		昭和22	11	21	"	"	5.86	4.20		1.46	840	20	20	直轄工事施工区域
菅沢川	25	"	"	"	郷	所		昭和22	11	21	"	"	1.76	0.58	0.28	0.90		35	35	
滝沢川	26	"	"	神城	滝	沢		昭和22	11	21	"	"	1.62	0.43		1.19	380	15	15	
谷地川	27	"	"	"	反	田		昭和22	11	21	"	"	0.68	0.10		0.58	500	15	15	
姫川	45	"	"	北城	立の間	下川原		昭和27	10	18	建	1292	4.62	4.0		0.62	503			
一本木沢	46	"	"	"	青鬼	前田	口	昭和27	10	18	"	"	0.18	0.02		0.16		5	5	
"		"	"	"	"	"		昭和27	10	18	"	"	0.39			0.39				
嶺方沢	47	"	"	"	嶺方	細尾		昭和27	10	18	"	"	0.53	0.35	0.07	0.11		5	5	
"		"	"	"	"	"		昭和27	10	18	"	"	3.64		0.40	3.24		20	20	
久保頭沢	48	"	"	"	菅久保	頭		昭和27	10	18	"	"	0.50	0.33	0.01	0.16		10	10	地番指定有
"		"	"	"	菅スミヤキ	ハハバ		昭和27	10	18	"	"	26.20			25.80				
南股川	57	"	"	"	南股	日影		昭和30	3	28	建	292	1.19	1.09	0.10			10	10	直轄工事施工区域
"		"	"	"	南股	日影		昭和30	3	28	"	"	0.30		0.30			60	60	"
久保頭沢	58	"	"	"	菅ダ	ン畑		昭和30	3	28	"	"	0.50	0.30	0.10	0.10		10	10	
"		"	"	"	菅小	沢		昭和30	3	28	"	"	3.27		1.19	2.08		40	40	地番指定有
嶺方沢	59	"	"	"	嶺方	あせ田		昭和30	3	28	"	"	0.05	0.01	0.01	0.03		5	5	
"		"	"	"	"	"		昭和30	3	28	"	"	0.04		0.04					
大入沢	60	"	"	"	嶺方	石原		昭和30	3	28	"	"	0.89	0.10		0.79		12	12	地番指定有
"		"	"	"	"	"		昭和30	3	28	"	"	2.28			2.28				
滝沢川	63	"	"	神城	滝	沢		昭和30	12	27	建	1587	4.45	0.89	0.99	2.57		20	20	
日向沢	64	"	"	北城	家	の前		昭和30	12	27	"	"	3.67	0.49	1.09	2.09		10	10	

溪流名	整理番号	位			置			告			示	積 (ha)						延長	幅	
		郡市	町村	大字	字	年	月	日	番号	計		河川敷	国有林	国有林	民有林	民有林	道路等		国有地	民有地
白沢	74	"	"	神城	五森	昭和32	7	15	建921	0.69	0.05					0.64		20	20	地番指定有
鳴沢川	75	"	"	"	南沢	昭和32	7	15	"	1.98	0.10		1.09			0.79		10	10	標柱指定有
谷地川	76	"	"	"	日向	昭和32	7	15	"	1.09	0.10		0.10			0.89		10	10	地番指定有
熊ヶ入沢	77	"	"	"	大畑	昭和32	7	15	"	1.64	0.20					1.44		15	15	
堀田沢	78	"	"	"	シナノ木	昭和32	7	15	"	0.96	0.04		0.32			0.60		10	10	
桐山沢	79	"	"	北城	権太	昭和32	7	15	"	0.73	0.04					0.69		10	10	
花園沢	80	"	"	"	東沢	昭和32	7	15	"	0.79	0.10		0.10			0.59		10	10	
城越沢	81	"	"	"	上段	昭和32	7	15	"	2.57	0.20		0.69			1.68		10	10	
北股川	92	"	"	"	松川北股川入	昭和36	12	19	建2829	38.66	22.82	15.00		0.14		0.70		20	20	直轄工事施工区域
南股川	93	"	"	"	松川南股川入	昭和36	12	19	"	19.16	7.50	6.80	4.63	0.14		0.09		20	20	"
北股入川	99	"	"	"	白馬山国有林	昭和38	9	18	建2410	12.05	3.60	8.42		0.03				50	50	"
屋城沢	100	"	"	神城	中河原	昭和39	8	28	建2448	0.66	0.04		0.08			0.54		10	10	
桶川	101	"	"	北城	桶川端下平	昭和39	8	28	"	1.30	0.44		0.23			0.63		15	15	
菅平	106	"	"	"	ソノ脇	昭和41	7	7	建2113	8.30	0.90		3.35	0.02		4.03		20	20	
"		"	"	"	入ノ沢	昭和41	7	7	"	1.54	0.12		1.23			0.19		10	10	
熊ヶ入沢	110	"	"	神城	横前	昭和42	3	31	建1274	2.99	0.28		0.09	0.05		2.57		15	15	
日向沢	111	"	"	北城	松の木日影	昭和42	3	31	"	3.43	0.51		0.94	0.23		1.75		15	15	
大櫓川	115	"	"	"	南咲花	昭和42	11	30	"	8.41	0.64		3.83	0.09		3.85		20	20	
屋城沢	138	"	"	神城	西の山	昭和45	7	9	建1039	1.52	0.09		0.08	0.04		1.31		20	20	
本村及ひ保	139	"	"	北城	久保沢	昭和45	7	9	"	1.20	0.01		0.20	0.03		0.96		15	15	地番指定有
大櫓川	140	"	"	神城	大日影	昭和45	7	9	"	16.01	5.13			0.34		10.54		20	20	
大櫓川	153	"	"	北城	前田	昭和45	7	9	建1040	1.67	0.24		0.03	0.83		0.57		20	20	
岩岳沢	154	"	"	"	西山	昭和45	7	9	"	38.23	5.84		23.43	5.94		3.02		15	15	地番指定有
青鬼沢	155	"	"	"	熊沢	昭和46	7	27	建1297	8.88	2.10		1.70	0.20		4.88		20	20	

溪流名	整理番号	位			置		告			示	面						積 (ha)	延長	幅	
		郡市	町村	大字	字	年	月	日	番号		計	河川敷	国有林	民有林	道路等	国有地			民有地	左岸
春木沢 春木沢 1号及び春木沢 2号	156	北安曇郡	白馬村	北城	大	沢	昭和46年7月27日	建1297	9.55	0.24		4.26		0.11		4.94	1,600	20	20	
前田沢	157	"	"	"	"	"	昭和46年7月27日	建1297	0.99	0.04		0.03		0.03		0.89	370	15	15	
馬捨沢	158	"	"	"	向	麻	昭和46年7月27日	"	0.88	0.04		0.32		0.01		0.51	300	15	15	
清水沢	159	"	"	"	はんのき平	沢	昭和46年7月27日	"	0.45	0.01		0.21				0.23	320	20	20	
かじか沢	160	"	"	"	鯨	沢	昭和46年7月27日	"	1.93	0.06		0.07		0.03		1.77	650	15	15	
清水沢	161	"	"	"	ホトザノ	沢	昭和46年7月27日	"	1.69	0.06		0.07		0.03		1.53	1,050	15	15	
清水沢	162	"	"	"	ヤノキ	沢	昭和46年7月27日	"	0.45	0.01		0.21				0.23	130	15	15	
東原沢	163	"	"	"	小	沢	昭和46年7月27日	"	0.34	0.01		0.23		0.02		0.08	130		地番指定	
藤平沢	164	"	"	"	下川	原	昭和46年7月27日	"	0.93	0.01		0.58		0.01		0.33	180		"	
北山沢	165	"	"	神城	北	山	昭和46年7月27日	"	2.00	0.07		0.10		0.09		1.74	1,500	15	15	
海道沢	166	"	"	"	カノ道	沢	昭和46年7月27日	"	3.88	0.14		2.89		0.13		0.72	1,300	15	15	
境沢	167	"	"	"	堰ノ	入	昭和46年7月27日	"	2.22	0.04		0.14		0.06		1.98	1,000	15	15	
松沢	175	"	"	北城	松	沢	昭和46年11月16日	建1854	8.40	1.30		1.53		0.07		5.50	1,600	20	20	
南沢	183	"	"	神城	南	沢	昭和47年12月27日	建2185	4.35	0.21				0.15		3.99	1,250	15	15	
平川	184	"	"	"	"		昭和48年8月30日	建1809	52.60	36.60		7.40				8.60			直轄工事施工区域	
北の沢 及び 支	188	"	"	"	大	平	昭和50年5月2日	建819	6.54	0.22		0.63		0.08		5.61	1,414			
北山沢	189	"	"	"	北	山	昭和51年1月16日	建56	1.52	0.07				0.03		1.42		15	15	
かじか沢	192	"	"	北城	西	山	昭和51年4月27日	建798	3.13	0.09		2.56				0.48	1,100	15	15	
峰方沢	193	"	"	"	下	田	昭和51年12月22日	建1637	16.67	3.79		2.52		0.67		9.69	4,100	15	15	
曲沢	194	"	"	神城	坂	下	昭和51年12月22日	"	4.41	0.48		0.08		0.21		3.62	1,450	15	15	
大沢	199	"	"	"	"		昭和53年1月5日	建3	2.52	0.16		0.26		0.15		1.95	750	15	15	
中込沢	200	"	"	北城			昭和53年1月5日	"	0.90	0.02		0.81				0.07	350	15	15	
タクガ沢 及び 春木沢	201	"	"	神城	タクガ	入	昭和53年1月5日	"	6.39	0.35				0.15		5.89	2,200	15	15	

溪流名	整理番号	位			置		告			示	積 (ha)						延長	幅	
		郡市	町村	大字	字	年	月	日	番号		計	河川敷	国有林	民有林	道路等	国有地		民有地	左岸
楠川	203	北安曇郡	白馬村	北城	楠川	入	昭和53	4	17	建852	49.35	6.92		19.03	0.69		21.81	30	30
白崩沢	204	"	"	"	庭え	田	昭和54	2	1	建111	2.74	0.26		0.08	0.07		2.33	15	15
汐ノ入沢	205	"	"	"	中ノ	カ	昭和54	2	1	"	2.96	0.43		0.32	0.06		2.15	15	15
タクガ入沢	206	"	"	"	中	原	昭和54	2	1	"	2.36	0.30		0.06	0.19		1.81	15	15
姫川	207	"	"	"	川	巾	昭和54	6	6	建1093	5.93	5.57		0.20	0.02		0.14		
中沢	208	"	"	神城	中	沢	昭和55	3	29	建687	1.94	0.28			0.13		1.53	20	20
滝ノ沢	209	"	"	北城	石	田	昭和55	3	29		0.50	0.05		0.36	0.03		0.06	10	10
中畔沢	211	"	"	"	西	山	昭和56	6	20	建1183	5.07	0.16		1.72	0.09		3.10	20	20
葎尾沢	212	"	"	"	花	園	昭和56	6	20	建1183	0.75	0.02		0.05	0.02		0.66	20	20
松川	214	"	"	"	豆	ヲ	昭和56	7	14	建1240	115.24	68.53		10.79	1.00	2.50	32.42	20	20
白沢	215	"	"	神城	五	森	昭和57	5	26	建1195	3.66	0.17		0.96	0.07		2.46		610
咲花沢	218	"	"	北城	大	沢	昭和61	9	29	建1578	0.84	0.02		0.67	0.02		0.13		176
栃の木沢	219	"	"	神城	井	戸	昭和61	9	29	"	0.94	0.01		0.52	0.04		0.37		240
南股川	221	"	"	北城	西	山	昭和62	6	12	建1223	2.30	0.70		1.60					
大櫛川	223	"	"	"	南	咲	昭和62	11	9	建1892	8.92	0.10		8.79	0.03				508
湯ノ入沢	224	"	"	"	西	山	昭和63	4	25	建1169	4.64	2.25	1.00	1.39					
かじか沢	225	"	"	"	"	"	昭和63	11	15	建2215	0.29			0.39					88
一の沢	229	"	"	"	横	前	平成元	3	28	建1824	1.09	0.02		0.59	0.04		0.44		120
鳴沢川	232	"	"	神城	西	ノ	平成3	3	20	建645	29.45	0.40		23.44			5.61		
通沢	233	"	"	北城	と	ん	平成3	3	20	"	18.85	0.06		6.77	0.20		11.82		
南股入川支川 湯ノ入川	235	"	"	"	西	山	平成3	5	2	建1127	0.88	0.53	0.13	0.22					
大櫛川左支川	236	"	"	"	"	"	平成4	3	13	建634	2.16			2.16					320

溪流名	整理番号	位 置				告 示			面 積 (ha)						延 長		幅	
		郡市	町村	大字	字	年 月 日	番 号	計	河川敷	国有林	民有林	道路等	国有地	民有地	左岸	右岸		
清水沢	237	北安曇郡	白馬村	北城	ホドサノ	平成4年3月17日	建674	0.29			0.01		0.28					
かじか沢	239	"	"	"	西山	平成5年3月2日	建499	1.66			1.66					280		
菅沢川	240	"	"	"	大切	平成5年3月2日	"	0.56			0.06	0.45	0.05					
滝沢川	242	"	"	神城	滝沢	平成5年3月2日	"	2.71	0.09		0.11	0.10	2.41					
栃木川	246	"	"	"	沢	平成7年2月9日	建194	0.83	0.04		0.01	0.10	0.68					
大樋川	247	"	"	北城	西山	平成7年2月9日	"	6.44			6.44					630		
中畔川	249	"	"	北城	谷地原	平成7年10月4日	建1643	3.79				0.01	3.78			400		
"	251	"	"	"	南咲花	平成8年6月27日	建1503	1.91			0.52		1.39			270	標柱指定有	
小清水沢	253	"	"	"	清水	平成8年8月16日	建1721	1.56	0.03		0.52	0.03	0.98		20	20		
清水沢	259	"	"	"	西山	平成8年12月19日	建2287	0.65			0.63		0.02			167	標柱	
汐ノ入沢	262	"	"	神城	塩水	平成8年12月19日	"	0.78				0.05	0.73			215	標柱指定有	
日向沢	263	"	"	北城	二ノス	平成8年12月19日	"	10.00	0.10		3.95	0.22	5.73			500		
ビヤクボ沢	269	"	"	神城	小丸山	平成8年12月19日	"	4.99			1.99	0.12	2.80			800	標柱指定有	
北山沢	276	"	"	"	北山	平成9年6月23日	建1359	6.67	0.11			0.15	6.41			525		
大姥様沢	277	"	"	"	"	平成9年6月23日	"	0.97	0.06			0.04	0.87			133		

資料 14 地すべり防止区域

区域の 名称	危険区域の概要								摘要
	全体 面積	内 訳			住 宅	その他 の建物	公共的 建 物	公共施設等	
		耕地	林地	その他					
堀 田	ha 9.30	ha 2.90	ha 5.40	ha 1.00	戸 3	棟 5	棟	道路 799m	昭和 34 年 4 月 17 日 建告第 1014 号
白 沢	6.40	2.85	0.72	2.83	2	2		道路 435m	昭和 35 年 4 月 20 日 建告第 894 号
峯 方 下	24.79	10.00	5.62	9.17	20	14			昭和 36 年 11 月 21 日 建告第 2672 号
									昭和 59 年 3 月 31 日 建告第 845 号
									平成 14 年 3 月 25 日 国土告 231 号
花 園	11.90	2.80	7.10	2.00	7	11		道路 390m	昭和 36 年 11 月 21 日 建告第 2672 号
二 百 地	6.90	0.70	2.50	3.70	2	1		道路 720m	昭和 36 年 11 月 21 日 建告第 2672 号
菅	9.70	2.20	3.20	4.30	7	15		道路 910m	昭和 36 年 11 月 21 日 建告第 2672 号
倉 下									平成 11 年 3 月 23 日 建告第 783 号

資料 15 急傾斜地崩壊危険区域

区域の名称	危険区域の概要					想定被害区域の概要			
	指定面積			傾斜度	地質	住宅	公共的 建物	その他 の建物	公共 施設等
	急傾 斜地	誘発 助長 区域	計						
青 鬼 昭和59年4月19日 県告第378号	ha 0.78	ha 0.32	ha 1.10	° 35.0	砂質 凝灰岩	12	1	13	道路 310m
野 平 昭和62年3月23日 県告第219号	1.20	0.35	1.55	33.5	凝灰 再礫岩	12	1	27	道路 120m
春 木 昭和63年3月28日 県告第249号	0.33	0.24	0.57	25.0	凝灰 再礫岩	5		6	道路 130m
東 山 平成3年4月1日 県告第315号	0.20	0.24	0.44	32.0		5		8	道路 30m
立 の 間 平成13年4月26日 県告第214号									

資料 16 土砂災害警戒区域一覧

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	落倉(1)	K24-485-001	1	25,906		27,757	1/14
急傾斜地の崩壊	落倉(2)	K24-485-002	1	26,699		48,631	1/14
急傾斜地の崩壊	立の間下	K24-485-003		12,295		6,920	1/14
急傾斜地の崩壊	清水沢北	K24-485-004		15,837		11,564	1/14
急傾斜地の崩壊	清水沢南	K24-485-005		5,992		3,202	1/14
急傾斜地の崩壊	立の間裏	K24-485-006	5	6,130			1/14
急傾斜地の崩壊	一の沢北	K24-485-007		1,800		1,894	1/14
急傾斜地の崩壊	夏出	K24-485-008		4,333		3,286	2/14
急傾斜地の崩壊	薄葉沢北	K24-485-009		20,228		52,057	2/14
急傾斜地の崩壊	西通裏	K24-485-010		9,318		18,285	2/14
急傾斜地の崩壊	西通下	K24-485-011		11,477		4,956	2/14
急傾斜地の崩壊	ひれ	K24-485-012		8,390	1	25,340	2/14
急傾斜地の崩壊	葉がの沢	K24-485-013		2,080		1,465	2/14
急傾斜地の崩壊	通稲葉	K24-485-014	3	2,800		9,100	2/14
急傾斜地の崩壊	田平	K24-485-015	1	12,450	1	48,050	2/14
急傾斜地の崩壊	善鬼堂下	K24-485-016	2	4,008			2/14
急傾斜地の崩壊	青鬼上	K24-485-017	2	10,947			2/14
急傾斜地の崩壊	宮の脇	K24-485-018	1	29,430			3/14
急傾斜地の崩壊	堂念坊	K24-485-019	1	3,104			3/14
急傾斜地の崩壊	横麻草裏	K24-485-020	6	11,185			3/14
急傾斜地の崩壊	若田裏	K24-485-021		1,430	1	1,240	3/14
急傾斜地の崩壊	旧野平分校裏	K24-485-022	2	6,865		8,372	3/14
急傾斜地の崩壊	菅(1)	K24-485-023		2,636	2	1,708	3/14
急傾斜地の崩壊	菅(2)	K24-485-024		559		148	3/14
急傾斜地の崩壊	久保頭沢手前	K24-485-025		3,776		3,800	3/14
急傾斜地の崩壊	久保頭沢奥	K24-485-026		2,971		6,469	3/14
急傾斜地の崩壊	浄化センター裏	K24-485-027	5	5,235	1	1,495	4/14
急傾斜地の崩壊	大出中原(1)	K24-485-028		445	1	120	4/14
急傾斜地の崩壊	大出中原(2)	K24-485-029	1	1,545	3	565	4/14
急傾斜地の崩壊	堂の坂	K24-485-030		8,097	1	6,652	4/14

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	蕨平(1)	K24-485-031	1	11,835		11,655	4/14
急傾斜地の崩壊	蕨平(2)	K24-485-032	1	8,229		9,421	4/14
急傾斜地の崩壊	蕨平(3)	K24-485-033	1	3,944		3,065	4/14
急傾斜地の崩壊	蕨平(4)	K24-485-034	1	4,333			4/14
急傾斜地の崩壊	幸田裏	K24-485-035	2	15,053	2	24,040	5/14
急傾斜地の崩壊	幸田下	K24-485-036	3	7,651		5,528	5/14
急傾斜地の崩壊	花園裏	K24-485-037		4,422	1	2,562	5/14
急傾斜地の崩壊	花園お堂下	K24-485-038		2,068		869	5/14
急傾斜地の崩壊	花園下	K24-485-039		1,541		617	5/14
急傾斜地の崩壊	黒豆	K24-485-040	1	3,378	1	4,460	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方北村裏	K24-485-041	2	7,806	1	5,339	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方久保沢	K24-485-042		1,239		481	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方赤坂	K24-485-043		506			5/14
急傾斜地の崩壊	峰方稲葉	K24-485-044		703		1,191	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方中を根	K24-485-045	1	829		829	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方新麻苧北	K24-485-046		330	1	30	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方新麻苧南	K24-485-047		210	1	75	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方あぜだ下	K24-485-048		435		510	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方あぜだ上	K24-485-049	1	550		445	5/14
急傾斜地の崩壊	城下	K24-485-050		615		135	5/14
急傾斜地の崩壊	城下上	K24-485-051		1,226	1	2,367	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方中沢北	K24-485-052	4	6,372		6,372	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方中沢	K24-485-053		3,210		5,510	5/14
急傾斜地の崩壊	峰方向山	K24-485-054		925		430	5/14
急傾斜地の崩壊	一の倉裏	K24-485-055	1	6,134		3,960	5/14
急傾斜地の崩壊	一の倉下	K24-485-056	1	2,452		1,279	5/14
急傾斜地の崩壊	堀之内下原下	K24-485-057		6,386		8,996	6/14
急傾斜地の崩壊	堀之内西林	K24-485-058		2,452		7,141	6/14
急傾斜地の崩壊	堀之内本村裏	K24-485-059	1	332		93	6/14
急傾斜地の崩壊	城嶺神社下	K24-485-060	4	17,888	1	8,594	6/14
急傾斜地の崩壊	田頭入口	K24-485-061		293	2	58	6/14

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	東部グランド裏	K24-485-062		874		386	6/14
急傾斜地の崩壊	北谷地(1)	K24-485-063	1	697	1	429	6/14
急傾斜地の崩壊	北谷地(2)	K24-485-064		795		301	6/14
急傾斜地の崩壊	北谷地(3)	K24-485-065		534	1	318	6/14
急傾斜地の崩壊	反田	K24-485-066	1	7,092		9,962	6/14
急傾斜地の崩壊	太田	K24-485-067		7,336	2	4,676	6/14
急傾斜地の崩壊	南谷地(1)	K24-485-068		984	1	706	6/14
急傾斜地の崩壊	南谷地(2)	K24-485-069	1	1,208		703	6/14
急傾斜地の崩壊	大左右(1)	K24-485-070	1	1,215		1,630	7/14
急傾斜地の崩壊	大左右(2)	K24-485-071	2	3,265		2,361	7/14
急傾斜地の崩壊	大左右(3)	K24-485-072		423	1	94	7/14
急傾斜地の崩壊	大左右(4)	K24-485-073		285	1	112	7/14
急傾斜地の崩壊	大左右(5)	K24-485-074		6,697	2	5,165	7/14
急傾斜地の崩壊	日向大左右(1)	K24-485-075		2,411		2,891	7/14
急傾斜地の崩壊	日向大左右(2)	K24-485-076		806	1	680	7/14
急傾斜地の崩壊	大左右穴畑	K24-485-077	3	12,018	1	15,367	7/14
急傾斜地の崩壊	日向大左右奥	K24-485-078		622		357	7/14
急傾斜地の崩壊	日向大左右(3)	K24-485-079		1,472	1	1,820	7/14
急傾斜地の崩壊	日向大左右手前	K24-485-080		2,591		2,594	7/14
急傾斜地の崩壊	三日市場(1)	K24-485-081	1	1,038		201	6/14
急傾斜地の崩壊	三日市場(2)	K24-485-082		239	1	70	6/14
急傾斜地の崩壊	神明社下(1)	K24-485-083	1	7,452		4,113	6/14
急傾斜地の崩壊	神明社下(2)	K24-485-084		2,168		1,103	6/14
急傾斜地の崩壊	入の宮	K24-485-085	1	11,799	3	18,421	6/14
急傾斜地の崩壊	内山北村北	K24-485-086		1,429	2	550	7/14
急傾斜地の崩壊	内山北村南	K24-485-087	1	5,329		3,621	7/14
急傾斜地の崩壊	内山南村西	K24-485-088	1	191		71	7/14
急傾斜地の崩壊	内山南村東	K24-485-089		835	1	358	7/14
急傾斜地の崩壊	佐野上海道	K24-485-090		900		300	8/14
急傾斜地の崩壊	佐野つる祢	K24-485-091	1	590		270	8/14
急傾斜地の崩壊	立南	K24-485-092		6,470		38,610	8/14

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	立中	K24-485-093		766		6,626	8/14
急傾斜地の崩壊	立北	K24-485-094	1	7,071		9,126	8/14
急傾斜地の崩壊	沢渡道崎	K24-485-095	1	1,965		625	8/14
急傾斜地の崩壊	秋葉様下	K24-485-096	6	29,138	1	57,106	9/14
急傾斜地の崩壊	月夜棚北(1)	K24-485-097	2	12,940		30,527	9/14
急傾斜地の崩壊	月夜棚北(2)	K24-485-098		5,196		6,856	9/14
急傾斜地の崩壊	月夜棚北(3)	K24-485-099	4	31,520		114,270	9/14
急傾斜地の崩壊	一夜山西	K24-485-100	2	1,060	30	430	9/14
急傾斜地の崩壊	飯森表林	K24-485-101	2	5,795		9,690	9/14
急傾斜地の崩壊	一夜山東	K24-485-102	1	7,025		5,205	9/14
急傾斜地の崩壊	一夜山裏	K24-485-103		16,655		19,400	9/14
急傾斜地の崩壊	戸屋の平	K24-485-104	3	10,970		29,490	10/14
急傾斜地の崩壊	矢崎	K24-485-105		36,755		22,390	10/14
急傾斜地の崩壊	沢裏	K24-485-106	30	19,115		40,280	10/14
急傾斜地の崩壊	春木沢南	K24-485-107	6	8,995	1	10,872	10/14
急傾斜地の崩壊	兎平	K24-485-108	2	6,283		4,144	11/14
急傾斜地の崩壊	黒菱(1)	K24-485-109	3	4,750		2,925	11/14
急傾斜地の崩壊	黒菱(2)	K24-485-110	1	2,007		1,096	11/14
急傾斜地の崩壊	南股	K24-485-111		3,137	1	3,632	11/14
急傾斜地の崩壊	八方(1)	K24-485-112		585	1	17	12/14
急傾斜地の崩壊	八方(2)	K24-485-113		547	1	193	12/14
急傾斜地の崩壊	八方(3)	K24-485-114	1	394	1	114	12/14
急傾斜地の崩壊	八方(4)	K24-485-115	2	4,517	1	1,549	12/14
急傾斜地の崩壊	八方(5)	K24-485-116		264			12/14
急傾斜地の崩壊	八方(6)	K24-485-117	2	483			12/14
急傾斜地の崩壊	八方(7)	K24-485-118	16	19,912	32	19,912	12/14
急傾斜地の崩壊	八方(8)	K24-485-119		10,488		5,089	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(1)	K24-485-120	4	4,852		3,290	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(2)	K24-485-121	6	10,370	1	3,774	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(3)	K24-485-122		1,538		1,442	12/14
急傾斜地の崩壊	咲花(1)	K24-485-123		159	1	47	12/14

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	咲花(2)	K24-485-124		1,937	1	5,430	12/14
急傾斜地の崩壊	咲花(3)	K24-485-125	4	14,296		61,452	12/14
急傾斜地の崩壊	咲花(4)	K24-485-126	4	24,748		30,247	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(4)	K24-485-127	7	27,628	1	20,266	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(5)	K24-485-128	2	10,037	1	4,109	12/14
急傾斜地の崩壊	和田野(6)	K24-485-129		2,223			12/14
急傾斜地の崩壊	八方(9)	K24-485-130	3	3,317		3,317	12/14
急傾斜地の崩壊	倉下(1)	K24-485-131	22	29,001		33,300	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(2)	K24-485-132	1	4,013	1	4,263	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(3)	K24-485-133		728	1	445	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(4)	K24-485-134	1	590	1	250	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(5)	K24-485-135	2	670		280	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(6)	K24-485-136	1	516		94	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(7)	K24-485-137	1	3,850	1	2,120	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(8)	K24-485-138	1	270	1	290	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(9)	K24-485-139	1	1,350		620	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(10)	K24-485-140		330		240	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(11)	K24-485-141	1	205		102	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(12)	K24-485-142		355	1	134	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(13)	K24-485-143	2	265		245	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(14)	K24-485-144	2	1,252			13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(15)	K24-485-145	2	4,487	2	2,954	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(16)	K24-485-146		14,475	3	65,770	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(17)	K24-485-147	3	36,606	1	77,094	13/14
急傾斜地の崩壊	倉下(18)	K24-485-148		14,232		43,465	13/14
急傾斜地の崩壊	川原巾上	K24-485-149		7,610	1	4,528	13/14
急傾斜地の崩壊	川原巾下	K24-485-150		768		293	14/14
急傾斜地の崩壊	荒井林～下り林	K24-485-151		13,655	1	12,675	14/14
急傾斜地の崩壊	下り林～かに川原	K24-485-152		30,005		23,959	14/14
急傾斜地の崩壊	はしご田～大嶺	K24-485-153		10,494		5,714	14/14
急傾斜地の崩壊	下平上	K24-485-154		18,580	1	11,740	14/14

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
急傾斜地の崩壊	通口	K24-485-155		1,745	1	730	14/14
急傾斜地の崩壊	岩下口～北林	K24-485-156	1	26,430		15,787	14/14
急傾斜地の崩壊	岩下口	K24-485-157		1,010		393	14/14
急傾斜地の崩壊	伝行山～岩下口	K24-485-158		8,851		5,653	14/14
急傾斜地の崩壊	伝行山	K24-485-159		7,858		6,221	14/14
急傾斜地の崩壊	巾上(1)	K24-485-160	1	8,607	1	3,713	14/14
急傾斜地の崩壊	巾上(2)	K24-485-161	2	13,128	5	7,474	14/14
急傾斜地の崩壊	古道(1)	K24-485-162	2	10,408	1	6,102	14/14
急傾斜地の崩壊	古道(2)	K24-485-163		607	1	312	14/14
急傾斜地の崩壊	切久保(1)	K24-485-164		2,555		5,034	14/14
急傾斜地の崩壊	切久保(2)	K24-485-165	1	1,980		1,862	14/14
急傾斜地の崩壊	切久保(3)	K24-485-166		1,875		1,255	14/14
急傾斜地の崩壊	沢裏西	K24-485-167		137,849		114,248	H22 追加

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
土石流	通沢	D24-485-001	4	28,814			10
土石流	一本木沢	D24-485-002	15	134,865		76	11
土石流	馬捨沢	D24-485-003	15	144,285			11
土石流	豆久保	D24-485-004		133,036		2,078	11
土石流	沢尻沢	D24-485-005	3	44,244			12
土石流	西東原沢	D24-485-006	15	68,676			12
土石流	滝の入	D24-485-007		6,817		846	13
土石流	一の倉沢	D24-485-008		49,094		1,566	20
土石流	峰方沢	D24-485-009	5	109,436			20
土石流	本村沢	D24-485-010		48,595			20
土石流	花の沢	D24-485-011		9,297		1,795	13
土石流	ハジカミ沢	D24-485-012		14,721		3,814	13
土石流	蕨平沢	D24-485-013	4	72,590		4,010	13
土石流	大沢	D24-485-014		76,237		20,583	21
土石流	菅の沢	D24-485-015	1	124,870		25,685	21
土石流	北堀之内沢	D24-485-016		21,063		481	22
土石流	白崩沢	D24-485-017	6	244,545		30,170	22
土石流	田頭沢	D24-485-018	8	36,543			22, 23
土石流	海道沢	D24-485-019	1	16,093	1	11,735	23
土石流	白沢	D24-485-020		11,833		688	23
土石流	栃ノ木沢	D24-485-021	8	60,884	1	2,029	24
土石流	南谷地沢	D24-485-022		11,405		289	24
土石流	日影沢	D24-485-023		9,642		4,819	24
土石流	大左右沢	D24-485-024		3,419		129	24
土石流	南日影沢	D24-485-025		6,854		5,302	24
土石流	どうろく東沢	D24-485-026	7	38,879		1,431	24
土石流	どうろく西沢	D24-485-027	9	26,847		472	24
土石流	東日影沢	D24-485-028		11,420		1,736	24
土石流	神城沢	D24-485-029	3	45,523			25
土石流	中原	D24-485-030	2	49,853		756	25
土石流	北子安沢	D24-485-031		33,451		288	25, 26

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
土石流	東子安沢	D24-485-032	1	85,555		564	25, 26
土石流	北内山沢	D24-485-033	8	46,764			26
土石流	内山沢	D24-485-034	12	92,549			26
土石流	太郎沢	D24-485-035	4	24,359			26
土石流	南太郎沢	D24-485-036	11	70,205		151	26
土石流	大平沢	D24-485-037		36,100			26
土石流	大平南沢	D24-485-038		56,164		9,502	26
土石流	長見山沢	D24-485-039	35	425,739		5,910	19
土石流	長見山沢北	D24-485-040	40	372,923		1,580	19
土石流	鳴沢	D24-485-041	53	791,066		1,556	19
土石流	屋城沢	D24-485-042	69	367,194		1,004	18
土石流	びやくぼ沢	D24-485-043	58	464,190		657	18
土石流	滝沢川	D24-485-044	53	403,044			18
土石流	城の入沢	D24-485-045	4	45,108			18
土石流	オオバ様沢	D24-485-046	42	227,340		1,722	17
土石流	北山沢	D24-485-047	4	111,301			17
土石流	月夜沢	D24-485-048	9	53,521		210	17
土石流	犬川	D24-485-049	172	767,042			16
土石流	タクガ沢	D24-485-050	61	675,018			15
土石流	南沢	D24-485-051	8	202,841			14
土石流	北ノ沢	D24-485-052		231,627			14
土石流	矢崎山沢	D24-485-053	30	23,194		1,455	9
土石流	境沢	D24-485-054	8	47,158			9
土石流	北境沢	D24-485-055	5	41,460			9
土石流	黒豆沢	D24-485-056		34,962		2,755	9
土石流	春木沢	D24-485-057	4	49,688		29	9
土石流	みそら野沢	D24-485-058	3	57,040		35	8, 9
土石流	かじか沢	D24-485-059	16	107,710			8
土石流	清水沢	D24-485-060	3	51,737		286	7
土石流	中畔沢	D24-485-061	2	122,605			7
土石流	大櫓川	D24-485-062	5	255,143			7

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
土石流	咲花沢	D24-485-063	18	290,478			6
土石流	北股入沢	D24-485-064		279,420		40,224	1, 2
土石流	伝平沢	D24-485-065		10,553		1,544	6
土石流	西山沢	D24-485-066	27	134,539		1,311	5
土石流	西山沢北	D24-485-067	1	59,182		9,248	5
土石流	岩岳沢南	D24-485-068		42,682		9,134	5
土石流	岩岳沢	D24-485-069		37,006		4,500	4
土石流	岩岳山沢	D24-485-070	3	207,217		12,423	4
土石流	岩岳山沢北	D24-485-071		30,466		1,596	3
土石流	赤沢南	D24-485-072		20,256		5,964	3
土石流	赤沢	D24-485-073		165,665		16,262	3
土石流	西通下沢	D24-485-074		4,793		211	10
土石流	西通上沢	D24-485-075	3	20,657		838	10
土石流	夏出沢	D24-485-076		10,520		849	10
土石流	一の沢	D24-485-077	2	79,151		76	10
土石流	清水沢川南	D24-485-078	5	46,788			10
土石流	清水沢川	D24-485-079	1	42,208		2,204	10

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
地すべり	西通 A	J 24-485-001	0	10,686	-	-	1/17
地すべり	西通 B	J 24-485-001	0	3,045	-	-	1/17
地すべり	西通 C	J 24-485-001	0	6,313	-	-	1/17
地すべり	西通 D	J 24-485-001	1	15,168	-	-	1/17
地すべり	立の間 A	J24-485-002	0	31,402	-	-	1/17
地すべり	立の間 B	J24-485-002	0	27,348	-	-	1/17
地すべり	立の間 C	J24-485-002	6	24,165	-	-	1/17
地すべり	立の間 D	J24-485-002	0	7,516	-	-	1/17
地すべり	通 A	J24-485-003	2	22,992	-	-	1/17
地すべり	通 B	J24-485-003	0	5,219	-	-	1/17
地すべり	通 C	J24-485-003	0	10,717	-	-	1/17
地すべり	通北 A	J24-485-004	0	9,407	-	-	1/17
地すべり	通北 B	J24-485-004	0	11,934	-	-	1/17
地すべり	通北 C	J24-485-004	0	14,515	-	-	1/17
地すべり	通北 D	J24-485-004	0	23,879	-	-	1/17
地すべり	通北 E	J24-485-004	0	9,224	-	-	1/17
地すべり	通北 F	J24-485-004	0	4,881	-	-	1/17
地すべり	通北 G	J24-485-004	0	7,244	-	-	1/17
地すべり	青鬼 A	J24-485-005	3	15,939	-	-	2/17
地すべり	青鬼 B	J24-485-005	4	7,868	-	-	2/17
地すべり	青鬼 C	J24-485-005	4	25,147	-	-	2/17
地すべり	青鬼 D	J24-485-005	1	13,299	-	-	2/17
地すべり	青鬼 E	J24-485-005	9	44,564	-	-	2/17
地すべり	青鬼 F	J24-485-005	5	26,484	-	-	2/17
地すべり	青鬼 G	J24-485-005	1	89,189	-	-	2/17
地すべり	野平 A	J24-485-006	3	14,973	-	-	2/17, 3/17
地すべり	野平 B	J24-485-006	5	4,541	-	-	2/17, 3/17
地すべり	野平 C	J24-485-006	1	5,080	-	-	2/17, 3/17
地すべり	野平 D	J24-485-006	0	9,065	-	-	2/17, 3/17
地すべり	菅入 A	J24-485-007	3	18,293	-	-	2/17, 3/17
地すべり	菅入 B	J24-485-007	0	20,242	-	-	2/17, 3/17
地すべり	菅入 C	J24-485-007	1	59,386	-	-	2/17, 3/17
地すべり	菅入 D	J24-485-007	0	14,625	-	-	2/17, 3/17
地すべり	二百地 A	J24-485-008	0	15,932	-	-	3/17
地すべり	蕨平 A	J24-485-009	7	24,944	-	-	追加 1
地すべり	蕨平 B	J24-485-009	8	15,210	-	-	追加 1

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
地すべり	蕨平 C	J24-485-009	0	8,389	-	-	追加 1
地すべり	蕨平 D	J24-485-009	0	9,273	-	-	追加 1
地すべり	蕨平 E	J24-485-009	0	10,801	-	-	追加 1
地すべり	蕨平 F	J24-485-009	0	7,039	-	-	追加 1
地すべり	蕨平 G	J24-485-009	0	3,898	-	-	追加 1
地すべり	幸田 A	J24-485-010	8	24,190	-	-	4/17
地すべり	幸田 B	J24-485-010	2	5,871	-	-	4/17
地すべり	幸田 C	J24-485-010	2	20,955	-	-	4/17
地すべり	花園 A	J24-485-011	1	3,173	-	-	4/17
地すべり	花園 B	J24-485-011	4	16,046	-	-	4/17
地すべり	花園 C	J24-485-011	0	9,184	-	-	4/17
地すべり	花園 D	J24-485-011	1	16,803	-	-	4/17
地すべり	花園 E	J24-485-011	0	4,087	-	-	4/17
地すべり	花園 F	J24-485-011	1	15,373	-	-	4/17
地すべり	嶺方 A	J24-485-012	1	7,524	-	-	5/17
地すべり	嶺方 B	J24-485-012	7	15,751	-	-	5/17
地すべり	嶺方 C	J24-485-012	11	22,131	-	-	5/17
地すべり	嶺方 D	J24-485-012	6	25,345	-	-	5/17
地すべり	嶺方 E	J24-485-012	3	24,565	-	-	5/17
地すべり	嶺方 F	J24-485-012	1	3,707	-	-	5/17
地すべり	嶺方 G	J24-485-012	0	4,402	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 A	J24-485-013	2	7,223	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 B	J24-485-013	0	7,871	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 C	J24-485-013	0	22,824	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 D	J24-485-013	0	4,847	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 E	J24-485-013	1	34,880	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 F	J24-485-013	1	15,294	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 G	J24-485-013	0	7,583	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 H	J24-485-013	1	43,770	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 I	J24-485-013	0	12,600	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 J	J24-485-013	0	45,033	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 K	J24-485-013	0	6,646	-	-	5/17
地すべり	一ノ倉 L	J24-485-013	1	7,633	-	-	5/17
地すべり	飯森東 A	J24-485-014	0	9,342	-	-	6/17
地すべり	飯森東 B	J24-485-014	0	15,504	-	-	6/17
地すべり	飯森東 C	J24-485-014	0	10,946	-	-	6/17

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
地すべり	飯森東 D	J24-485-014	0	56,419	-	-	6/17
地すべり	飯森東 E	J24-485-014	0	11,209	-	-	6/17
地すべり	飯田東 A	J24-485-015	1	12,950	-	-	6/17
地すべり	飯田東 B	J24-485-016	1	13,080	-	-	6/17
地すべり	堀之内 A	J24-485-016	4	12,563	-	-	7/17
地すべり	堀之内 B	J24-485-016	5	16,635	-	-	7/17
地すべり	堀之内 C	J24-485-016	5	14,487	-	-	7/17
地すべり	堀之内 D	J24-485-016	2	2,478	-	-	7/17
地すべり	堀之内 E	J24-485-016	2	2,019	-	-	7/17
地すべり	田頭 A	J24-485-017	3	17,446	-	-	7/17
地すべり	田頭 B	J24-485-017	4	7,433	-	-	7/17
地すべり	田頭 C	J24-485-017	4	28,449	-	-	7/17
地すべり	田頭 D	J24-485-017	4	19,878	-	-	7/17
地すべり	田頭 E	J24-485-017	5	15,463	-	-	7/17
地すべり	田頭 F	J24-485-017	5	17,262	-	-	7/17
地すべり	田頭 G	J24-485-017	0	6,657	-	-	7/17
地すべり	北谷地 A	J24-485-018	5	18,937	-	-	7/17, 9/17
地すべり	北谷地 B	J24-485-018	2	16,354	-	-	7/17, 9/17
地すべり	北谷地 C	J24-485-018	1	14,229	-	-	7/17, 9/17
地すべり	北谷地 D	J24-485-018	2	13,384	-	-	7/17, 9/17
地すべり	堀田 A	J24-485-019	2	13,931	-	-	5/17
地すべり	堀田 B	J24-485-019	0	14,335	-	-	5/17
地すべり	堀田 C	J24-485-019	0	35,965	-	-	5/17
地すべり	日影大左右 A	J24-485-020	4	48,286	-	-	7/17, 9/17
地すべり	日影大左右 B	J24-485-020	4	21,284	-	-	9/17
地すべり	日影大左右 C	J24-485-020	6	18,070	-	-	9/17
地すべり	日影大左右 D	J24-485-020	1	7,373	-	-	9/17
地すべり	日影大左右 E	J24-485-020	1	5,757	-	-	9/17
地すべり	日向大左右 A	J24-485-021	1	10,593	-	-	9/17
地すべり	日向大左右 B	J24-485-021	0	7,691	-	-	9/17
地すべり	日影大左右南 A	J24-485-022	0	5,785	-	-	9/17
地すべり	日影大左右南 B	J24-485-022	0	2,537	-	-	9/17
地すべり	日影大左右南 C	J24-485-022	1	4,443	-	-	9/17
地すべり	日影大左右南 D	J24-485-022	2	8,728	-	-	9/17
地すべり	どうろく A	J24-485-023	0	19,075	-	-	8/17, 9/17
地すべり	どうろく B	J24-485-023	0	7,346	-	-	9/17

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
地すべり	どうろく C	J24-485-023	0	9,152	-	-	9/17
地すべり	南谷地 A	J24-485-024	0	2,259	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 B	J24-485-024	0	2,524	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 C	J24-485-024	5	18,960	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 D	J24-485-024	4	18,858	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 E	J24-485-024	0	2,342	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 F	J24-485-024	1	3,930	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 G	J24-485-024	1	12,173	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 H	J24-485-024	2	13,275	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 I	J24-485-024	0	3,682	-	-	7/17, 9/17
地すべり	南谷地 J	J24-485-024	1	5,934	-	-	7/17, 9/17
地すべり	入の宮北 A	J24-485-025	0	48,769	-	-	7/17, 8/17
地すべり	入の宮 A	J24-485-026	2	9,799	-	-	7/17, 8/17
地すべり	入の宮 B	J24-485-026	3	12,508	-	-	7/17, 8/17
地すべり	入の宮 C	J24-485-026	1	6,296	-	-	8/17
地すべり	入の宮 D	J24-485-026	3	9,790	-	-	8/17
地すべり	東佐野 A	J24-485-027	1	22,913	-	-	8/17, 10/17
地すべり	東佐野 B	J24-485-027	0	5,879	-	-	8/17, 10/17
地すべり	スノーハープ A	J24-485-028	0	10,956	-	-	8/17, 10/17
地すべり	スノーハープ B	J24-485-028	0	27,316	-	-	8/17, 10/17
地すべり	スノーハープ C	J24-485-028	0	71,920	-	-	10/17
地すべり	スノーハープ D	J24-485-028	0	18,164	-	-	10/17
地すべり	内山 A	J24-485-029	7	12,103	-	-	10/17
地すべり	内山 B	J24-485-029	4	18,476	-	-	10/17
地すべり	内山 C	J24-485-029	2	10,842	-	-	10/17
地すべり	内山 D	J24-485-029	8	21,353	-	-	10/17
地すべり	佐野 A	J24-485-030	2	108,150	-	-	11/17
地すべり	佐野 B	J24-485-030	3	133,258	-	-	11/17
地すべり	佐野 C	J24-485-030	6	95,029	-	-	11/17, 12/17
地すべり	佐野 D	J24-485-030	9	75,859	-	-	11/17, 12/17
地すべり	佐野 E	J24-485-030	2	7,181	-	-	11/17, 12/17
地すべり	沢渡 A	J24-485-031	2	10,936	-	-	11/17, 12/17
地すべり	沢渡 B	J24-485-031	3	18,058	-	-	11/17, 12/17
地すべり	沢渡 C	J24-485-031	8	115,617	-	-	11/17, 12/17
地すべり	沢渡 D	J24-485-031	3	52,106	-	-	12/17
地すべり	月夜棚 A	J24-485-032	16	12,574	-	-	13/17

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		図面 番号
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
地すべり	月夜棚 B	J24-485-032	2	10,318	-	-	13/17
地すべり	月夜棚 C	J24-485-032	0	14,508	-	-	13/17
地すべり	月夜棚 D	J24-485-032	22	22,278	-	-	13/17
地すべり	五竜とおみ A	J24-485-033	0	6,198	-	-	13/17
地すべり	五竜とおみ B	J24-485-033	1	7,911	-	-	13/17
地すべり	五竜とおみ C	J24-485-033	0	7,727	-	-	13/17
地すべり	五竜とおみ D	J24-485-033	0	7,001	-	-	13/17
地すべり	五竜とおみ E	J24-485-033	0	13,305	-	-	13/17
地すべり	戸屋 A	J24-485-034	0	7,835	-	-	14/17
地すべり	戸屋 B	J24-485-034	0	11,389	-	-	14/17
地すべり	矢崎 A	J24-485-035	0	10,423	-	-	14/17
地すべり	矢崎 B	J24-485-035	1	15,474	-	-	14/17
地すべり	山麓南 A	J24-485-036	7	17,554	-	-	15/17
地すべり	山麓南 B	J24-485-036	6	26,966	-	-	15/17
地すべり	山麓南 C	J24-485-036	3	32,465	-	-	15/17
地すべり	山麓南 D	J24-485-036	0	12,528	-	-	15/17
地すべり	山麓南 E	J24-485-036	0	16,601	-	-	15/17
地すべり	山麓南 F	J24-485-036	0	17,932	-	-	15/17
地すべり	山麓南 A	J24-485-036	7	17,554	-	-	15/17
地すべり	山麓南 B	J24-485-036	6	26,966	-	-	15/17
地すべり	山麓南 C	J24-485-036	3	32,465	-	-	15/17
地すべり	山麓南 D	J24-485-036	0	12,528	-	-	15/17
地すべり	山麓南 E	J24-485-036	0	16,601	-	-	15/17
地すべり	山麓南 F	J24-485-036	0	17,932	-	-	15/17
地すべり	山麓 A	J24-485-037	0	6,830	-	-	16/17
地すべり	山麓 B	J24-485-037	0	13,658	-	-	16/17
地すべり	山麓 C	J24-485-037	0	9,406	-	-	16/17
地すべり	山麓 D	J24-485-037	1	15,602	-	-	16/17
地すべり	山麓 E	J24-485-037	4	21,142	-	-	16/17
地すべり	山麓 F	J24-485-037	0	18,538	-	-	16/17
地すべり	山麓 G	J24-485-037	0	39,431	-	-	15/17, 16/17
地すべり	山麓 H	J24-485-037	4	23,469	-	-	15/17, 16/17
地すべり	どんぐり A	J24-485-038	17	306,951	-	-	16/17, 17/17
地すべり	どんぐり B	J24-485-038	50	159,800	-	-	16/17, 17/17
地すべり	どんぐり C	J24-485-038	16	255,635	-	-	17/17
地すべり	どんぐり D	J24-485-038	92	715,684	-	-	16/17, 17/17
地すべり	どんぐり E	J24-485-038	21	109,660	-	-	17/17

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

資料 17 重要水防区域

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (か所)	箇所数	場所 (目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法	
白馬村	姫川	県	一般	左	A	2,000	1	神城沢渡	3.0	堤防高不足越水	積土俵	
				右	A	2,000	1					
	〃	〃	〃	〃	左	B	340	1	わらび平橋下	2.5	護岸洗掘決壊	木流し蛇籠布せ
	〃	〃	〃	〃	左	B	1,600	1	大出～下河原	3.0	護岸(堤防)洗掘決壊	蛇籠布せ 木流し
					右	B	1,300	1				
	〃	〃	〃	〃	左	B	1,300	1	通～小谷境	3.0	天然河岸決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	A	1,300	1				
	〃	〃	〃	〃	左	B	1,800	1	飯森	2.5	護岸洗掘決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	1,500	1				
	〃	〃	〃	〃	左	B	100	1	深空	2.5	護岸洗掘決壊	木流し蛇籠布せ
	谷地川	〃	〃	〃	左	A	1,250	1	姫川合流点～堀之内	2.0	護岸洗掘 護岸洗掘越水	積土俵 積土俵木流し
					右	A	1,250	1				
	〃	〃	〃	〃	左	B	1,200	1	反田～大町美麻境	2.0	護岸洗掘決壊	木流し 蛇籠布せ
					右	B	1,200	1				
	松川	〃	〃	〃	左	B	600	1	姫川合流点	3.0	護岸洗掘決壊	中聖牛木流し
	〃	〃	〃	〃	左	B	550	1	松川橋上	3.0	護岸洗掘決壊	中聖牛木流し
楠川	〃	〃	〃	左	B	100	1	牧寄橋上流	2.0	護岸洗掘決壊	蛇籠布せ	
				右	B	100	1					
大櫓川	〃	〃	〃	右	A	150	1	八方	2.5	護岸高不足越水	積土俵	
県計						19,640	19					

資料 17

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (か所)	箇所数	場所 (目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法	
白馬村	小谷地川	村	準用	左	A	200	1	神城堀之内	2.0	護岸高不足越水	積土俵	
				右	A	200	1					
	曲沢	"	"	左	B	200	1	神城飯森	2.0	土砂流失越水	土砂排除	
				右	B	200	1					
	タクガ沢	"	普通	右	B	300	1	神城飯田	2.0	土砂流失越水	土砂排除	
	青鬼沢	"	準用	左	B	500	1	北城青鬼	2.0	ガケ崩れによる川のせき止め土石流	蛇籠布せ	
				右	B	500	1					
	滝沢	"	"	左	B	200	1	佐野沢渡	2.0	土砂流失越水	土砂排除	
				右	B	200	1					
	鳴沢	"	"	左	B	100	1	佐野	2.0	土砂流失越水	土砂排除	
				右	B	100	1					
	村計						2,700	11				
	計						22,340	30				

資料 18 氾濫危険水位等到達情報／水防警報対象河川

長野県知事が行う氾濫危険水位等到達情報

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所 (水位=m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
姫川	北安曇郡 白馬村佐野 (鳴沢川 合流点)	白馬村・ 小谷村境	天神宮橋	白馬村 大出	2.7	3.0	白馬村	大町建設 事務所長
松川	北安曇郡 白馬村 北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡 白馬村 北城外 (姫川合 流点)	松川橋上	白馬村 松川橋上	3.2	3.6	白馬村	大町建設 事務所長

長野県知事が水防警報を行う河川

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)		
姫川	北安曇郡 白馬村佐野 (鳴沢川 合流点)	白馬村・ 小谷村境	天神宮橋	白馬村 大出	1.1	1.8	白馬村	大町建設 事務所長
松川	北安曇郡 白馬村 北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡 白馬村 北城外 (姫川合 流点)	松川橋上	白馬村 松川橋上	1.5	2.2	白馬村	大町建設 事務所長

建築物・文化財関係

資料 19 国県指定等の文化財一覧表

(教育課調)

	区 分	名 称	所 在 地
国 指 定	重 要 文 化 財	神明社本殿 諏訪社本殿	三日市場
	特別天然記念物	白馬連山高山植物帯	白馬連峰一帯
	重要伝統的建造物群保存地区	青鬼地区	青鬼
県 指 定	重 要 文 化 財	銅制御正体 2 面	三日市場
	県天然記念物	八方尾根高山植物帯	八方尾根一帯
	重要埋蔵文化財	船山遺跡	蕨平

災害応援協定関係

資料 20 白馬村役場協定書一覧

災害時相互応援協定

協定名称	相手先
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	一般社団法人 長野県建築士会大北支部
大規模災害時における相互応援に関する協定書	富山県朝日町
白馬ライオンズクラブと白馬村との連携協定書	白馬ライオンズクラブ
大規模災害時における相互応援に関する協定書	和歌山県太地町
災害時における白馬村と白馬村村内郵便局の協力に関する覚書	白馬村内白馬郵便局
災害時等の相互応援に関する協定	河津町
長野県市町村災害時相互応援協定書 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	長野県市長会 長野県町村会
長野県消防相互応援協定書	長野県内の消防本部を置く市町村

避難所関係

協定名称	相手先
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	マックスバリュ長野(株) ザ・ビッグ白馬店

医療救護関係

協定名称	相手先
災害時の歯科医療救護活動に関する協定 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則	社団法人大北歯科医師会
災害時の医療救護活動に関する協定 災害時の医療救護活動に関する実施細則	大北薬剤師会
災害時の医療救護活動に関する協定 災害時の医療救護活動に関する実施細則	社団法人大北医師会

応急対策関係

協定名称	相手先
災害時における建築物災害応急活動の協力に関する協定書	社団法人長野県建築士会
災害時等における石油類燃料の供給等に関する協定書	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合中信支部
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会大北支部 一般社団法人長野県LPガス協会
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	マックスバリュ長野(株) ザ・ビッグ白馬店
災害時における応急対策業務に関する基本協定	(有)東和
災害時における応急対策業務に関する基本協定	白馬村建設業組合
災害時における応急対策業務に関する基本協定	白馬建築業組合
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	大北農業協同組合
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局

食糧・飲料水供給関係

資料 21 給水用器具類配備状況

(上下水道課調)

上下水道課における給水用器具類配備状況は、次のとおりである。

区 分	規 格 等	数 量
給 水 タ ン ク	1.5 t	1 基

防疫・衛生関係

資料 22 し尿くみ取り業者一覧表

(住民課調)

業者・連絡先	収 集 区 域 名
(有) 山 田 商 会 大町市大字大町 5422 23-4446 22-1806	村内一円

医療・助産・救護関係

資料 23 救急告示医療機関一覧表

保健医療圏	保健所	病院診療所の別	名称	開設者	所在地（電話）	告示年月日
大北地区	大町保健所	診療所	栗田医院	栗田 裕二	白馬村大字北城 5986 (72-2428)	
			公済堂医院	北沢 卓	白馬村大字北城 7078 (72-2013)	
			横沢医院	横沢 伸	白馬村大字北城 9715-2 (72-2008)	
			J A長野厚生連 北アルプス医療センターあづみ病院 白馬診療所	厚生連代表 理事長	白馬村大字神城 21551 (75-4123)	
			しんたにクリニック	新谷 剛	白馬村大字神城 24195-56 (75-4177)	
			神城醫院	城西医療財団 理事長 関 健	白馬村大字神城 22844 (75-7050)	

資料 24 医療機関等一覧表

1 医療機関

(住民課調)

医療機関名	診療科目	所在地	医師名	病床数	電話番号
公濟堂医院	内科・小児科・ 放射線科	白馬村大字 北城 7078	北沢 卓	—	72-2013
栗田医院	内科・小児科	〃 5986	栗田 裕二	—	72-2428
横沢医院	外科・内科・ 小児科	〃 9715-2	横沢 伸 横沢日出子	—	72-2008
J A長野厚生連 北アルプス医療セ ンターあづみ病院 白馬診療所	内科、外科、整形 外科、消化器内科、 透析内科、放射線 科、リハビリテー ション科	白馬村大字 神城 21551		—	75-4123
しんたにクリニック	内科・外科・整形 外科	白馬村大字 神城 24195-56	新谷 剛 新谷りょう介	—	75-4177
神城醫院	内科・心療内科・ 精神科・皮膚科	白馬村大字神 城 22844	宮城 彰	19床	75-7050

(歯科)

医療機関名	所在地	電話番号
橘歯科医院	白馬村大字北城 7078-7-2	72-5025
おだ歯科	〃 6388-1 エル白馬	72-6482
武田歯科医院	〃 1288-10	72-8060
柏原歯科医院	〃 2234-21	71-1182

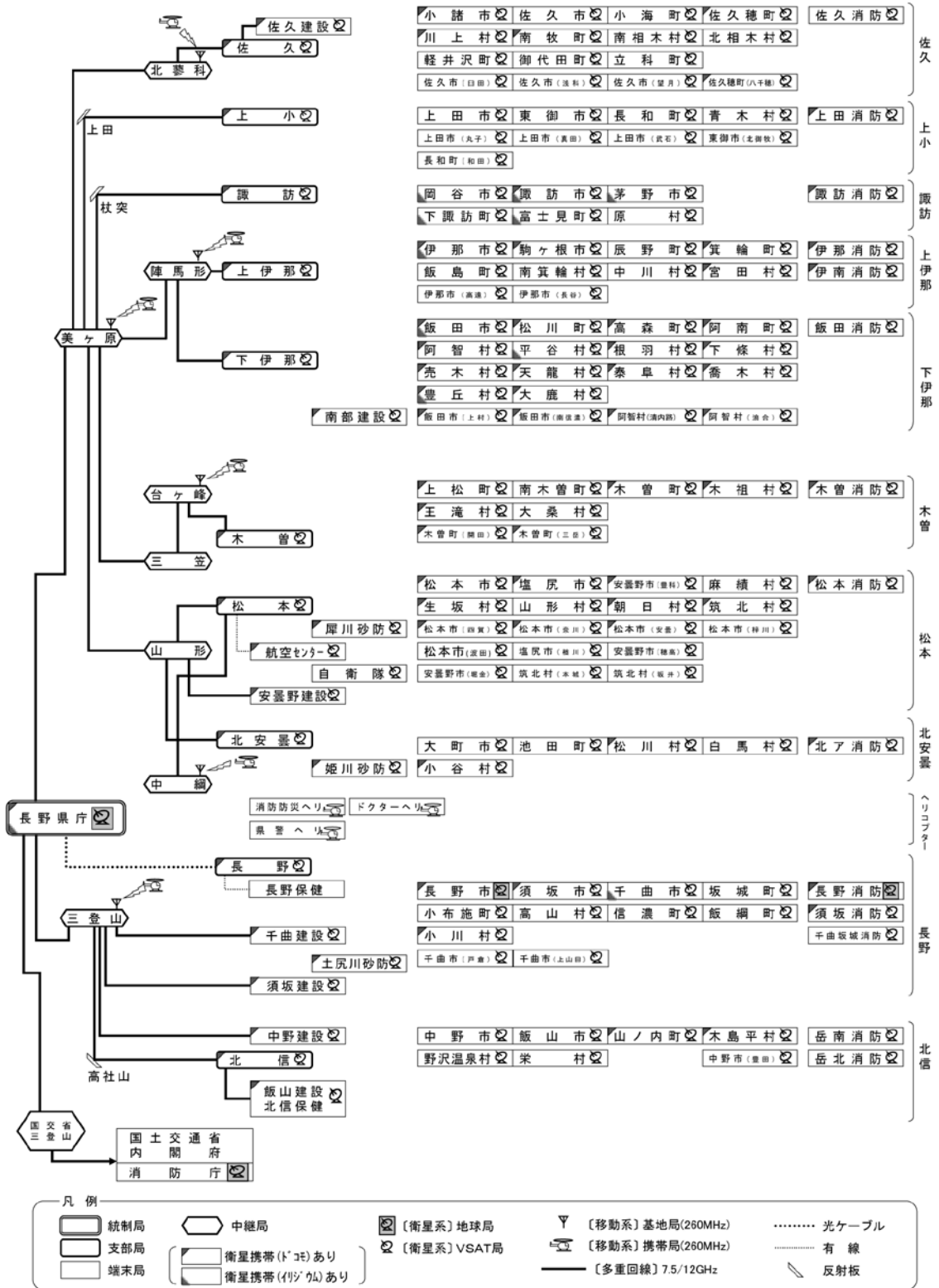
資料 25 災害用医薬品の備蓄状況（県分）

1 保管場所

名 称	電 話 番 号 F A X 番 号	所 在 地
岡 野 薬 品 (株)	0263-33-3330 0263-33-4292	〒390-8501 松本市本庄 1-5-14
鍋 林 (株)	0263-27-6537 0263-25-2057	〒390-8722 松本市双葉 8-10

資料 26 長野県防災行政無線回線構成図

平成 26 年 4 月現在



資料 27 長野県防災行政無線電話機配置状況

セルコール番号	配 置 場 所	備 考
8-1115	総務課	
79	防災電話（宿直室切替）	
76	防災 F A X	

資料 28 白馬村防災行政無線の概況

同報無線

呼出し名称	こうほうはくば
電波の型式	16KD F2D F3E
周波数	68.835 MHz
空中線電力	10W
無線局数	親局 1局
遠隔制御装置	2基
屋外拡声子局	36箇所
戸別受信機	2,300台

消防用無線

呼出し名称	はくばしょうぼうほんぶ
電波の型式	5K
周波数	265.19375 MHz
空中線電力	10W
携帯型	19台

資料 29 災害時優先電話番号一覧表

(総務課調)

名 称	電 話 番 号	備 考
白馬村役場	0261-72-2001	
〃	0261-72-4896	
〃	0261-72-4897	
ふれあいセンター	0261-72-7230	ひかり電話回線
〃	0261-71-1111	
二股浄水場	0261-72-4684	
源太郎水源池	0261-72-3695	
楠川配水池	0261-72-4697	
白馬村浄化センター	0261-72-7080	
子育て支援ルーム	0261-72-3025	
しろうま保育園	0261-72-3088	
白馬北小学校	0261-72-2029	
白馬南小学校	0261-75-3720	
白馬中学校	0261-72-4863	

資料 30 衛星携帯電話一覧表

	電話番号	イリジウムから 電話をかける		固定電話から (マイライン登録をしている) 電話をかける		固定電話から (マイライン登録していない) 電話をかける	
白馬村役場 固定電話	0261-72- 5000	00-81-261-72-5000	グ リ ン キ ー	0261-72-5000	グ リ ン キ ー	0261-72-5000	グ リ ン キ ー
白馬村役場 固定電話	8816-234- 52099	00-8816-234-52099		010-8816-234-52099		001-010-8816- 234-52099	
白馬村役場 固定電話	8816-234- 52100	00-8816-234-52100		010-8816-234-52100		001-010-8816- 234-52100	
白馬村役場 固定電話	8816-224- 95055	00-8816-224-95055		010-8816-224-95055		001-010-8816- 224-95055	
白馬村役場 固定電話	8816-224- 95054	00-8816-224-95054		010-8816-224-95054		001-010-8816- 224-95054	
白馬村役場 固定電話	8816-224- 95051	00-8816-224-95051		010-8816-224-95051		001-010-8816- 224-95051	
白馬村役場 固定電話	8816-224- 95053	00-8816-224-95053		010-8816-224-95053		001-010-8816- 224-95053	
白馬村役場 固定電話	8816-224- 95052	00-8816-224-95052		010-8816-224-95052		001-010-8816- 224-95052	

交通輸送関係

資料 31 災害対策用物資輸送拠点、ヘリポート一覧表

1 物資輸送拠点

施設 の 名 称	管 理 者 等	電 話 番 号	備 考
村営北部農業者トレーニングセンター	白馬村長	72-5000	
村営南部農業者トレーニングセンター	〃	72-5000	
白馬北小学校	白馬北小学校長	72-2029	

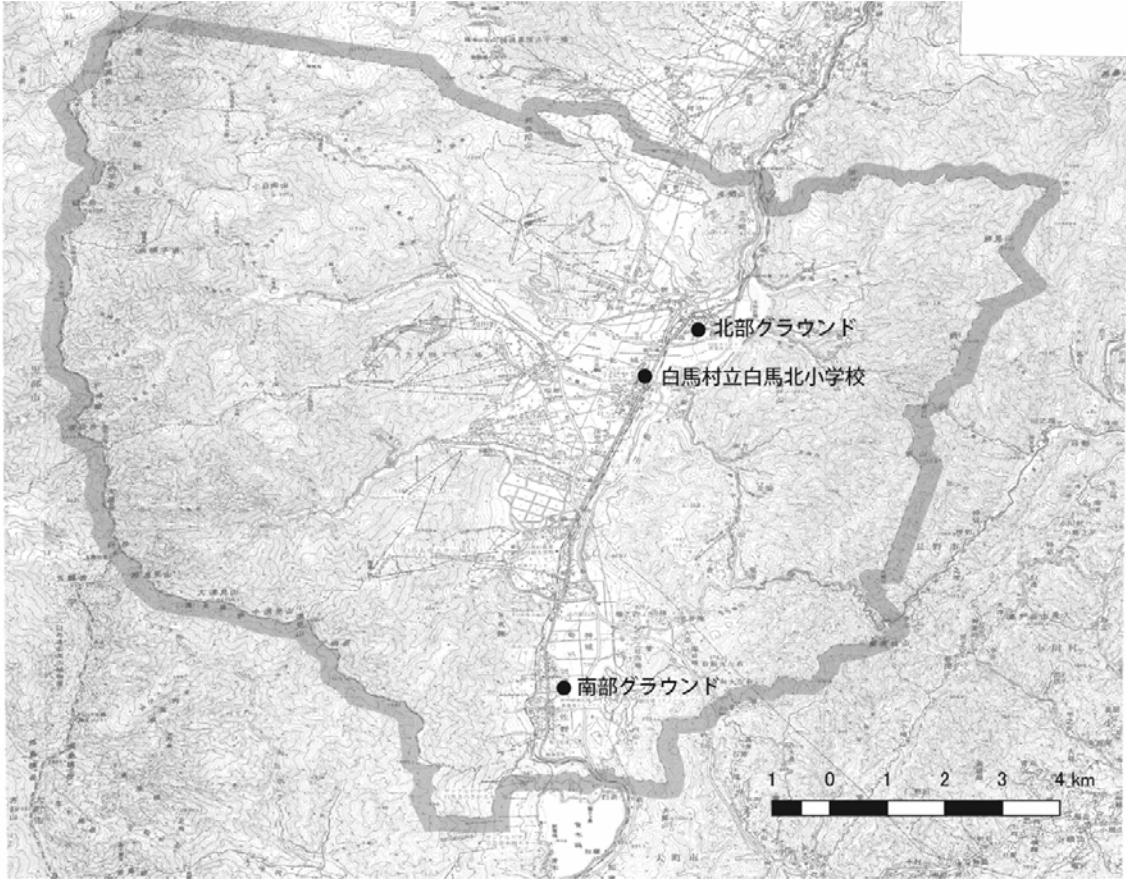
2 ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート

複数の機体が同時に使用できる広さを持ち、かつ他の応急対策と競合しない施設を選定してあるので、ヘリポートとしての確保に努める。

施設等の名称	管理者等	広 さ	備 考
村営北部グラウンド	白馬村長	200m×100m	
村営南部グラウンド	〃	190m×100m	
白馬北小学校 グラウンド	白馬北小 学校長	100m× 80m	

ヘリポート位置図



資料 32 災害時における緊急通行車両の確認（長野県公安委員会が行う場合）

災害時交通規制を実施している県内の区域若しくは道路の区間又は他の災害時交通規制を実施している他の都府県に向かう緊急通行車両の確認に関する事務は次により処理するものとする。

- 1 緊急通行車両の確認について申出のあったときは、申出者に緊急通行車両確認申出書（様式第 1 号。以下「申出書」という。）を提出させ、緊急通行車両確認の基準（別記）により、申出の内容を審査すること。この場合において、緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）により確認の申出があったときは、申出書に代えて届出済証の提出を受け、審査を省略すること。
- 2 審査の結果、緊急通行車両と認められる場合及び届出済証による申出のあった場合は、緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則第 6 条に規定する様式第 4。以下「証明書」という。）に必要事項を記載して標章（災対法施行規則第 6 条に規定する様式第 3）とともに車両 1 台ごとに交付すること。ただし、緊急通行車両と認められない場合は、申出者にその理由を告知すること。
- 3 証明書及び標章の交付に際しては、次の事項を指導すること。
 - (1) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
 - (2) 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
 - (3) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
 - (4) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。
- 4 緊急通行車両と認められる車両であっても道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 56 条又は第 57 条の許可を要するものについては、所定の手続きにより許可証を交付すること。
- 5 緊急通行車両確認の適正を図るため、緊急通行車両確認（証明書・標章交付）簿（様式第 2 号。以下「確認簿」という。）を備え付け、申出書及び届出済証の受理並びに証明書及び標章交付の状況を明らかにしておくこと。

なお、申出書は受理順に編冊し、緊急通行車両として認めない処分をしたものは、「却下」と申出書の欄外に朱書しておくこと。
- 6 緊急通行車両の通行に支障をきたさないようにするため、災害時交通規制の検問所においても申出書、証明書、標章及び確認簿の別冊を配備し、警察官に 1、2、3 の要領に準じ、迅速的確に確認事務を代行させること。

別記

緊急通行車両確認の基準

次のいずれにも該当する車両を緊急通行車両として認めるものとする。ただし、災害の規模、道路交通事情の変化等によって別に指示を受けた場合は、指示された事項によって確認するものとする。

- 1 災害応急対策（災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の次に掲げる事項を行う車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）
 - (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備（交通、通信、電気、ガス、水道等）の応急の復旧に関する事項
 - (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) (1) から (8) に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

様式第 1 号

年 月 日	
緊急通行車両確認申出書	
長野県公安委員会 殿	
氏名 ㊞	
番号標に表示されている 番号	
車両の用途（緊急輸送を行 う車両にあつては、輸送人 員又は品名）	
使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

様式第 2 号

緊急通行車両確認（証明書・標章交付）簿

受付(交付) 番 号	番号標に表示 されている番号	使用者氏名	交付年月日	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

(注) 却下の場合は、受付（交付）番号欄に「却下」と朱書する。

資料 33 緊急輸送車両確認事務処理要領（知事が行う場合）

（趣旨）

第 1 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条の規定により知事が行う緊急輸送車両の確認の処理について必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送車両の確認）

第 2 緊急輸送車両の確認は、車両の使用者の申出により、所轄地方事務所長が行う。ただし知事が特に必要であると認める場合に限り、知事もまた確認を行うことがある。

（確認の基準）

第 3 緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号の一に該当する車両とする。

- (1) 災害応急対策（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）に従事する者を緊急輸送しようとする車両
- (2) 災害対策に必要な物資を緊急輸送しようとする車両
- (3) その他応急対策を実施するために緊急輸送をしようとする車両

（確認の申出）

第 4 第 2 の申出は、緊急輸送車両申出書（様式第 1 号）による。

（即時確認の原則）

第 5 緊急輸送の確認は、申出のつど行うものとする。

（標章および証明書の交付）

第 6 緊急輸送車両の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 3 条の規定による標章（別記様式）および緊急輸送車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。

（事務処理の方法等）

第 7 緊急輸送車両の確認および標章等の交付は、緊急輸送車両確認伺簿（様式第 2 号）により処理するものとし、同簿にそのてん末を明らかにしておくものとする。

（報告）

第 8 地方事務所長は、同一の災害に係る緊急輸送車両の確認事務が終了したときは、その状況を、緊急輸送車両確認事務処理状況報告書（様式第 3 号）によりとりまとめ、消防防災課長に報告しなければならない。

様式第 1 号

年 月 日		
緊急輸送車両確認申出書		
長野県知事 殿		氏名 ㊟
輸 送 目 的		
番号標に表示されている 番号		
輸送人員または品名		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
輸 送 日 時		
輸 送 経 路	出 発 地	経 由 地
目 的 地		
備 考		

注 この部分は、用紙にバックカーボンを付け証明書に複写する。

別記様式

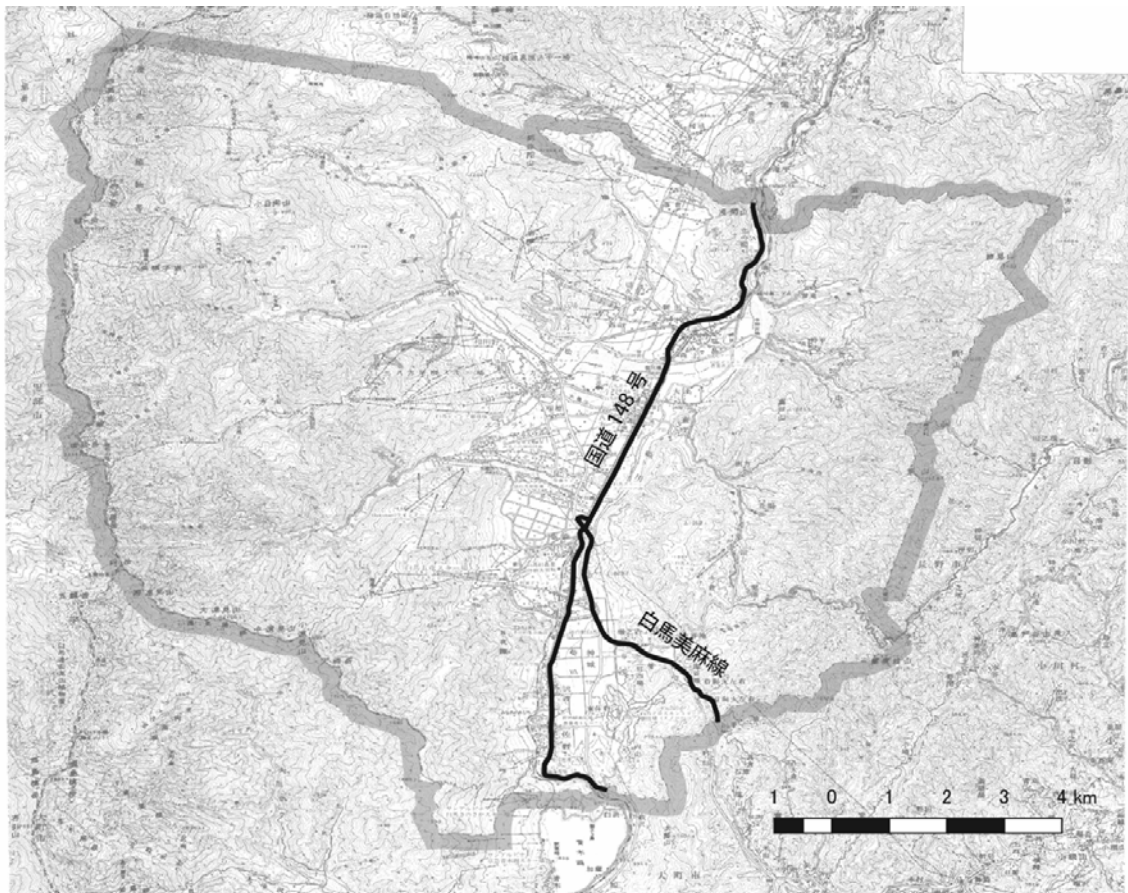


- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を実施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 34 緊急輸送道路

路線名	区間（長野県内）
国道148号	国道147号一中東交差点（大町市）～新潟県境（小谷村）
主地白馬美麻線	大町市美麻県道長野大町線交点（大町市）～白馬村国道148号交点（白馬村）

緊急輸送道路位置図



教育関係

資料 35 教科用図書取次書店一覧表

(教育課調)

学 校 名	書 店 名	書 店 所 在 地	電 話 番 号	F A X
白馬南小学校	大谷書店	大町市九日町	22-0477	
白馬北小学校	塩原書店	大町市大字大町 4136	22-0076	
白馬中学校	〃	〃	〃	

資料 36 学用品調達先一覧表

(教育課調)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(有) 芳 文 堂	松本市空港東 8960-41	0263-86-1043	
(株) マ ル マ ツ	松本市石芝 4-2-52	0263-25-9111	
(有) 北 福 島	大町市大字大町 2537	0261-22-0123	
(有) 明 寿 堂	白馬村大字北城 6369-2	0261-72-2261	
(社)信濃教育会出版部中信支部	松本市大字島内字南原 3936 - 1	0263-47-6629	
(有) 白 馬 ヤ マ ト ヤ	白馬村大字北城 6350	0261-72-2200	

災害に関するデータ、知識

資料 37 白馬村の災害の記録

災害発生 年 月 日	災害名	被害地域	被害状況
昭 32. 7.	豪 雨	全 域	水田 70ha 冠水、谷地川、木流川氾濫
34. 9. 26	台 風 15 号	全 域	松川堤防決壊、北城小学校他家屋流失 浸水 114 戸、災害救助法適用
40. 7.	豪 雨	大 出	床上浸水 21 戸
44. 8. 11	〃	全 域	不明
45. 2. 21	雪 崩	八 方 尾 根 ス キ ー 場	新雪表層雪崩
49. 1. 19	雪 崩	五 竜 と お み ス キ ー 場	テレキャビン、リフト損壊
49. 3. 22	突 風	全 域	住宅等全壊 2 戸、半壊 6 戸
50. 9. 7	豪 雨	松 川	松川左岸 90m 決壊
51. 8. 14	〃	〃	〃 100m 〃
52. 4. 28	突 風	神 城	半壊 3 戸
53. 2. 24	雪 崩	五 竜 と お み ス キ ー 場	リフト損壊、傷者 3 人
53. 6. 27	豪 雨	全 域	タクガ沢、犬川決壊、水神宮橋流失
54. 3. 30	突 風	南 部	全壊 1 戸、半壊 4 戸
55. 12. 28 ～ 56. 1.	豪 雪	全 域	交通途絶、雪崩により平川水源損壊
57. 4. 10	突 風	全 域	一部損壊 60 戸
57. 7. 23	豪 雨	犬 川	土石流により砂防ダム 4 基損壊
59. 7. 25	〃	全 域	農業用施設 19 カ所、林道 4 カ所、 道路 3 カ所、河川 1 カ所、橋梁 2 カ所、 床下浸水 7 戸
60. 7. 8	〃	通	国道通行止 (6 日間)
61. 12. 30	地 震	全 域	家屋一部破壊 9 戸
62. 5. 5	火 災	森 上	全焼、1 名焼死、2 名負傷
平 7. 7. 11 ～ 12.	豪 雨	全 域	床上浸水 1 戸、床下浸水 48 戸 避難者世帯数 44 世帯、126 名 村道 73 ケ所、準用河川外 11 ケ所、橋梁 4 ケ所 林道 53 ケ所、農業用施設 49 ケ所、登山道 4 ケ所
26. 11. 22	地 震	全 域	神城断層地震 白馬村震度 5 強 白馬村内で重傷 3、軽傷 20、全壊 42、半壊 35、 一部損壊 164、非住家被害 145
29. 6. 30～7. 3	豪 雨	全 域	連続雨量 324. 5mm (6 月 30 日～7 月 3 日) 国道 406 号のり面崩壊による通行止 (北城)

資料 38 台風の大きさと強さの分類

1 大きさの分類

程 度	風速 15m/s 以上の半径
大 型 (大 き い)	500km 以上 800km 未満
超 大 型 (非常に大きい)	800km 以上

2 強さの分類

階 級	中心付近の最大風速
強 い	33m/s 以上 44m/s 未満
非 常 に 強 い	44m/s 以上 54m/s 未満
猛 烈 な	54m/s 以上

資料 39 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

地盤・斜面等の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

出典：気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html)

資料 40 マグニチュード (M) と地震の程度

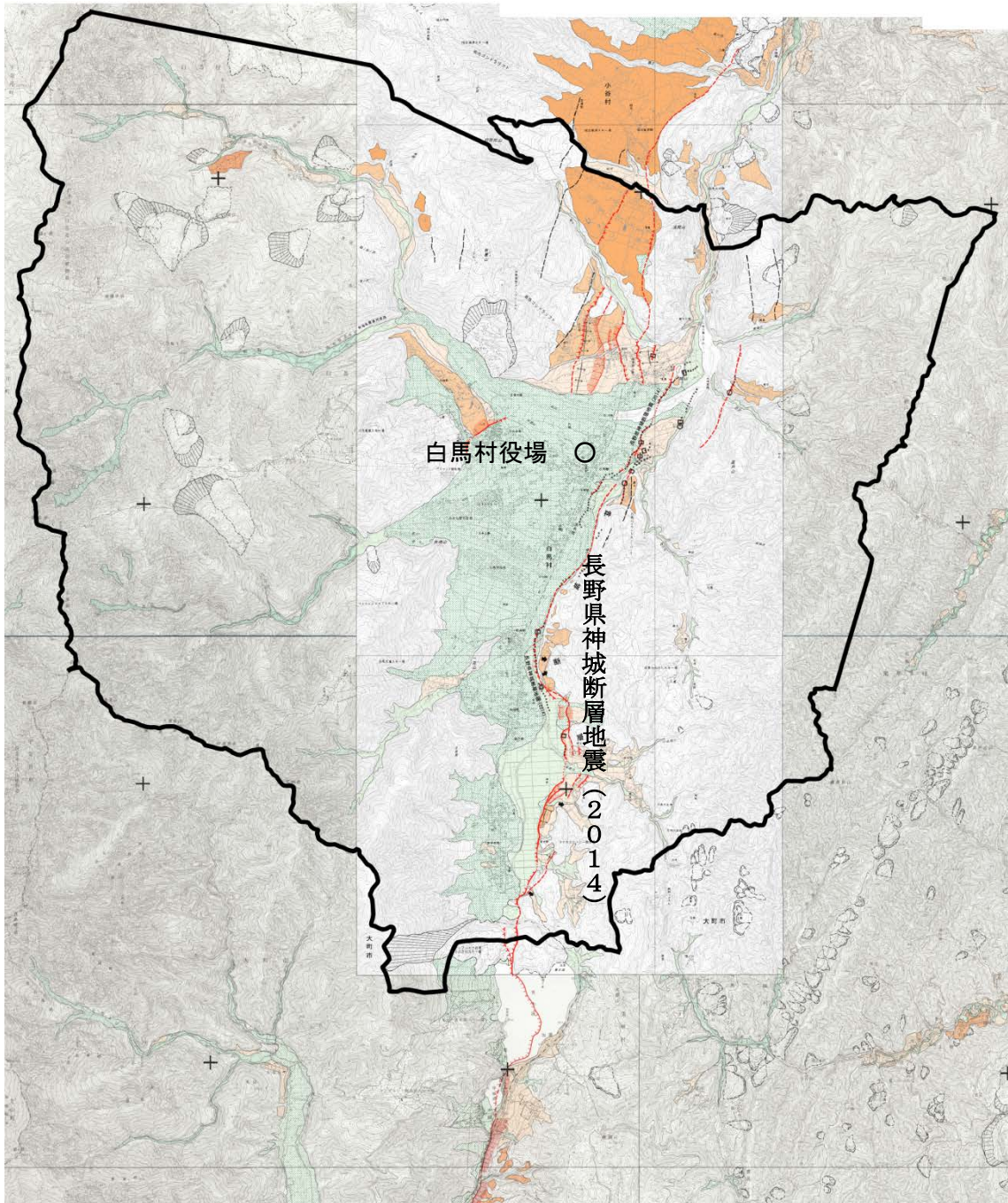
マグニチュード (M)	地震の程度	過去の大地震
9以上	・全世界で1,000年に一度の大地震	東北地方太平洋沖地震 (9.0) (平成 23. 3. 11)
8.5~9	・最大級の大地震 ・全世界を通じて10年に1度位しかおこらない	三陸沖地震 (8.5) (昭和 8. 3. 3)
8~8.5	・第1級の大地震 ・内陸におこると大被害 ・海底におこると大津波 ・日本付近で10年に1回位発生	濃尾地震 (8.4) (明治 24. 10. 28) 関東地震 (7.9~8.2) (大正 12. 9. 1) 南海道地震 (7.7~8.2) (昭和 21. 12. 21) 十勝沖地震 (8.2) (昭和 27. 3. 4)
7~8	・かなりの大地震 ・内陸におこると大被害を生ずることがある ・海底におこると津波を伴う ・日本付近で1年に1回位発生	東南海地震 (7.4~8.2) (昭和 19. 12. 7) 三河地震 (7.0~7.1) (昭和 20. 1. 13) 福井地震 (7.2~7.3) (昭和 23. 6. 28) 新潟地震 (7.4~7.7) (昭和 39. 6. 16) 1968年十勝沖地震 (7.5~7.8) (昭和 43. 5. 16) 宮城県沖地震 (7.5) (昭和 53. 6. 12) 兵庫県南部地震 (7.2) (平成 7. 1. 17)
6~7	・内陸におこると (とくに震源が浅いとき) 被害を生ずることがある ・日本付近で1年に10回位発生	岐阜県中部地震 (6.6) (昭和 44. 9. 9) 伊豆半島沖地震 (6.9) (昭和 49. 5. 9) 長野県西部地震 (6.8) (昭和 59. 9. 14)
4~6	・被害を生ずることはほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの ・日本付近で1年に100回位発生	松代群発地震 (4.2~5.1) (昭和 43. 4~46. 3)
3~4	・震源地近くで人体に感じることもある	
2以下	・高倍率の地震計によって観測される	
マイナス	・超高感度の地震計によって、特に条件のよい場所だけ観測できる。	

資料 41 過去に長野県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害
762年6月9日 (天平宝字6)	美濃・飛騨・信濃	7.0以上	(被害の詳細は不明)
841年 (承和8)	信濃	6.5以上	家屋倒壊あり
863年7月10日 (貞観5)	越中・越後	不明	(山崩れ、谷埋まり、民家破壊し、圧死者多数、直江津付近の数個の小島潰滅)
1627年10月22日 (寛永4)	松代	6.0	死者あり、家屋倒壊80棟
1703年12月31日 (元禄16)	(元禄地震)	7.9~8.2	伊那で家屋倒壊あり、松代で家屋全壊2棟
1707年10月28日 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	諏訪と南北安曇郡に被害。死者2人、家屋全壊567棟
1714年4月28日 (正徳4)	信濃北西部	6.1/4	姫川沿いの谷に被害。大町組全体で死者56人、負傷者37人、住家全壊194棟
1718年8月22日 (享保3)	信濃・三河 (遠山谷の地震とも呼ばれる)	7.0	飯田領内で、死者12人、家屋全壊350棟余。天竜川沿いに山崩れが多発し、森平山が崩れ、遠山川を堰き止
1725年8月14日 (享保10)	高遠・諏訪	6.0~6.5	高遠城の石垣、塀、土居夥しく崩れる。諏訪では郷村36ヶ村で死者4人、負傷者8人、家屋全壊347棟
1751年5月21日 (宝暦1)	越後・越中	7.0~7.4	松代領で死者12人、家屋倒壊44棟
1791年7月23日 (寛政3)	松本	6.3/4	松本城の塀など崩れる。住家損壊495棟
1847年5月8日 (弘化4)	(善光寺地震)	7.4	松代領で死者2,695人、負傷者2,289人、家屋全壊9,550棟。飯山領では死者586人、全壊家屋1,977棟。善光寺領では死者2,486人、家屋全壊2,285棟、同焼失2,094
1853年1月26日 (嘉永5)	信濃北部	6.5	水内、更級郡で住家倒壊23棟
1854年12月23日 (安政1)	(安政東海地震)	8.4	松本で死者5人、家屋倒壊52棟、同焼失51棟。松代藩で死者5人、負傷者29人、家屋倒壊152棟。飯田、諏訪等でも家屋倒壊あり
1858年4月23日 (安政5)	信濃北西部	5.7±0.2	大町付近を中心に被害。家屋全壊71棟
1918年11月11日 (大正7)	(大町地震)	6.1 6.5	2回の地震があった、姫川沿いの地域で住居全壊6棟

1923年9月1日 (大正12)	(関東地震)	7.9	住家全壊13棟
1941年7月15日 (昭和16)	長野市付近(長沼地震とも呼ばれる)	6.1	死者5人、負傷者18人、住家全壊29棟。 千曲川沿いで噴砂現象
1943年10月13日 (昭和18)	長野県古間村	5.9	野尻湖付近。死者1人、負傷者14棟、 住家全壊14棟
1944年12月7日 (昭和18)	(東南海地震)	7.9	住家全壊13棟。諏訪では軟弱地盤の被害が大きかった
1946年12月21日 (昭和21)	(南海地震)	8.0	住家全壊2棟
1965年8月3日 (昭和40)	(松代群発地震)		1967年10月まで。負傷者15人、住家全壊10棟
1984年9月14日 (昭和59)	(昭和59年(1984年) 長野県西部地震)	6.8	御岳山の山崩れにより、玉滝村で被害。 死者・行方不明者29人、負傷者10人、建物全壊 13棟、同流失10棟
2004年10月23日 (平成16)	(平成16年(2004年) 新潟県中越地震)	6.8	負傷者3人
2007年7月16日 (平成19)	(平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震)	6.8	負傷者29人
2011年3月11日 (平成23)	(平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震)	9.0	負傷者1(2012年9月11日現在、消防庁調べ)
2011年3月12日 (平成23)	(長野県北部地震)	6.7	県内最大震度6強(栄村) 栄村で死者3、栄村・野沢温泉村・長野市で軽傷 12、栄村・飯山市で全壊34、栄村で半壊169、栄 村・飯山市・野沢温泉村で一部損壊501
2011年6月30日 (平成23)	(長野県中部地震)	5.5	県内最大震度5強(松本市) 松本市で死者1、重傷2、軽傷15、松本市で半壊 18、松本市・諏訪市で一部損壊5,129
2014年11月22日 (平成26)	(長野県神城断層地 震)	6.7	県内最大震度6弱(長野市 小谷村 小川村) 白馬村震度5強 長野県内で重傷8、軽傷38、全壊81、半壊175、 一部損壊2,146、非住家損壊345 白馬村内で重傷3、軽傷20、全壊42、半壊35、 一部損壊164、非住家被害145

資料 42 白馬村周辺の活断層



※都市圏活断層図 (2017) より作成

防災関係機関及び組織関係

資料 43 防災関係機関一覧表

1 県及びその出先機関

機 関 名	防 災 事 務 担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
長 野 県 庁	交 換 室 守 衛 (夜 間)	長 野 市 大 字 南 長 野 692-2	026-232-0111	380-8570
秘 書 課	総 務 係	〃	026-232-2002	380-8570
人 事 課	総 務 係	〃	026-235-7137	380-8570
財 政 課	財 政 企 画 係	〃	026-235-7039	380-8570
財 政 活 用 課	庁 舎 管 理 係	〃	026-235-7045	380-8570
広 報 県 民 課	広 報 係	〃	026-235-7054	380-8570
市 町 村 課	行 政 係	〃	026-235-7062	380-8570
健 康 福 祉 政 策 課	総 務 係	〃	026-265-7071	380-8570
	企 画 調 査 係	〃	026-235-7093	380-8570
医 療 推 進 課	管 理 係	〃	026-235-7145	380-8570
保 健 疾 病 対 策 課	感 染 症 対 策	〃	026-235-7148	380-8570
食 品 生 活 衛 生 課	食 品 衛 生 係	〃	026-235-7153 内 線 2343	380-8570
文 化 政 策 課	総 務 係	〃	026-235-7281	380-8570
危 機 管 理 防 災 課	防 災 係	〃	026-235-7184	380-8570
産 業 政 策 課	企 画 経 理 係	〃	026-235-7192	380-8570
農 業 政 策 課	企 画 係	〃	026-235-7213	380-8570
農 地 整 備 課	防 災 係	〃	026-235-7241	380-8570
森 林 政 策 課	総 務 係	〃	026-235-7262	380-8570
森 林 づ くり 推 進 課	治 山 係	〃	026-235-7271	380-8570
建 設 政 策 課	総 務 係	〃	026-235-7291	380-8570
道 路 管 理 課	管 理 係	〃	026-235-7301	380-8570
道 路 建 設 課	計 画 調 整 係	〃	026-235-7304	380-8570
河 川 課	災 害 係	〃	026-235-7311	380-8570
砂 防 課	調 査 管 理 係	〃	026-235-7316	380-8570

機 関 名	防 災 事 務 担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
生 活 排 水 課	生活排水係	長野市大字南長 692-2	026-235-7299	380-8570
	流域下水道係	〃	026-235-7320	380-8570
建 築 住 宅 課	指導審査係	〃	026-235-7335	380-8570
会 計 課	総 務 係	〃	026-235-7351	380-8570
長 野 県 企 業 局 経 営 推 進 課	総 務 係	〃	026-235-7371	380-8570
水 道 事 業 課	経営計画係	〃	026-235-7381	380-8570
長 野 県 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 政 策 課	総 務 係	〃	026-235-7421	380-8570
長 野 県 議 会 事 務 局 総 務 課	庶 務 係	〃	026-235-7411	380-8570
北アルプス地域振興局	総務管理課	大町市大町 1058-2	0261-22-5111 (代)	398-8602
大 町 保 健 所	総 務 課	〃	0261-23-6525	398-8602
大 町 建 設 事 務 所	維持管理課	〃	0261-23-6533	398-8602
北 ア ル プ ス 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー	技術普及係	〃	0261-23-6543	398-8602
白 馬 高 等 学 校		白馬村大字北城 8800	0261-72-2034 (代)	399-9301

2 消防関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
北アルプス広域消防本部	大町市大字大町 4724-1	0261-22-0119	398-0002
〃 北部消防署	白馬村大字北城 9715-2	0261-72-0119	399-9301
〃 南部消防署	松川村藤田川 7179-3	0261-62-0119	399-8501

3 警察関係

機 関 名	防 災 事 務 担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
長野県警察本部	通信司令室 (総合当直)	長野市大字南長 692-2	026-233-0110	380-8510
警 備 第 二 課	災害対策室	〃	〃	〃
大 町 警 察 署	警 備 課	大町市旭町 2895	0261-22-0110	398-0002
白 馬 村 交 番	—	白馬村大字北城 5855	0261-72-2009	399-9301

4 指定地方公共機関及びその出先機関

機 関 名	防 災 事 務 担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
関 東 財 務 局 長 野 財 務 事 務 所	総 務 課	長野市旭町 1108	026-234-5123	380-0846
中 部 森 林 管 理 局	企画調整室	長野市栗田 715-5	026-236-2516	380-0921
中信森林管理署白馬森林事務所	—	白馬村大字北城白馬町 7078-2	0261-72-2039	399-9301
関東農政局長野県拠点	食料産業チーム	長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 2 階	026-234-5114	380-0846
北 陸 信 越 運 輸 局 長 野 運 輸 支 局	総務企画部門	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384	381-8503
長 野 地 方 気 象 台	防災業務課	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773	380-0801
日 本 郵 便 株 式 会 社 信 越 支 社	総務人事部	長野市栗田 801	026-231-2211	380-0921
白 馬 郵 便 局	—	白馬村大字北城 7064-5	0261-72-2320	399-9301
神 城 郵 便 局	—	〃 神城 22742-1	0261-75-2800	399-9211
信 越 総 合 通 信 局	総 務 課	長野市旭町 1108	026-234-9963	380-0846
長 野 労 働 局	総務部総務課	長野市中御所 1-22-1	026-223-0550	380-0935
北 陸 地 方 整 備 局 松 本 砂 防 事 務 所	調 査 課	松本市元町 1-8-28	0263-33-5981	390-0803

5 自衛隊関係

機 関 名	防 災 事 務 担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 13 普 通 科 連 隊	第 三 科 第 306 施 設 隊	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	390-8508
自衛隊長野地方協力部	総 務 課	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎 1	026-233-2108	380-0846

6 指定公共機関及びその出先機関

機 関 名	防災事務 担当部課	所 在 地	電 話 番 号	郵 便 号 番 号
東日本旅客鉄道(株) 長 野 支 社	総 務 課	長野市大字栗田源田窪 992-6	026-224-5300	380-0921
日本貨物鉄道(株) 長 野 営 業 所	総 務 課	長野市大字栗田源田窪 992-6	026-266-7230	380-0921
(株) N T T 東日本 関信越長野支店	総務部総務 担当課	長野県長野市大字南長野新 田町1137-5	026-225-4404	380-0835
日本銀行松本支店	総 務 課	松本市丸の内3-1	0263-34-3500	390-8712
日 本 赤 十 字 社 長 野 県 支 部	事 業 課	長野市南県町1074	026-226-2073	380-0836
N H K 長 野 放 送 局	放 送 部	長野市稲葉210-2	026-291-5200 (代)	380-8502
日本通運(株)長野支店	総 務 課	長野市北石堂町1374-1	026-227-4140	380-0826
中部電力(株)長野支店	総 務 課	長野市柳町18	026-232-8151	380-8666
中部電力(株)安曇野営業所 大町サービスステーション		大町市大町3214-1	0261-74-6998	398-0002

7 指定地方公共機関

機 関 名	防災事務 担当部課	所在地	電話番号	郵便 番号
旅客自動車運送事業者 松本電気鉄道(株)	厚生課	松本市大字筑摩 3876-1	0263-26-7000	390-0821
信越放送(株)	総務部	長野市吉田 1-21-24	026-259-2121	380-0043
(株)長野放送	総務部	長野市岡田町 131-7	026-227-3000	380-0936
(株)テレビ信州	管理部	(放送センター) 長野市中御所 469-2	026-227-5511	380-0935
長野朝日放送(株)	総務部	長野市栗田 989-1	026-223-3521	380-0921
長野エフエム放送(株)	総務部	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400	390-0814
長野県情報 ネットワーク協会		長野市南県町 687-2 産業会館内	026-236-2028	380-0836
大北農業協同組合	総務部	大町市光明 3091-1	0261-22-1840	398-0000
白馬商工会		白馬村大字北城 7078	0261-72-5101	399-9301
長野県農業共済組合 中信地域センター 北アルプス支所		大町市大字大町 1630-1	0261-22-8488	398-0002

8 村内主要公共機関・施設

区分	名称	所在地	電話
国 出 先 機 関	国土交通省松本砂防事務所姫川出張所	北城 6929-2	72-2254
	中信森林管理署白馬治山事務所	北城 5598-1	72-2412
	中信森林管理署白馬森林事務所	北城 7078-2	72-2039
出 先 機 関 県・広域連合	大町警察署白馬村交番	北城 5855	72-2009
	長野県白馬山岳遭難救助対策センター	北城 5851-1	72-2481
	北アルプス広域北部消防署	北城 9715-2	72-0119
村 機 関	白馬村役場	北城 7025	72-5000
	白馬村しろうま保育園	北城 6509	72-3088
	白馬村子育て支援ルーム	北城 6938	72-3025
	白馬村学校給食共同調理場	北城 7078	72-5143
	白馬村社会福祉協議会	北城 7025	72-7230
	白馬村土地改良区	北城 7025 役場内	72-5000
	白馬村営農支援センター	北城 7025 役場内	72-5000
	白馬村振興公社	神城 21462-1	75-3788
	白馬村観光局	北城 7025	72-7100
	白馬山麓環境施設組合清掃センター	北城 9305-1	72-3312
	白馬山麓環境施設組合クリーンコスモ姫川	小谷村千国乙 7276	83-3100
村 施 設	白馬村保健福祉ふれあいセンター	北城 7025	72-7230
	ウイング21	北城 2066	72-8770
	白馬村図書館	北城 7025	72-5200
	白馬ジャンプ競技場	北城 4133	72-7611
	白馬クロスカントリー競技場（スノーハーブ）	神城 3003	75-3934
	白馬村多目的研修集会施設	北城 7025	72-5000

区分	名称	所在地	電話
村 施 設	白馬村神城多目的集会施設	神城 21424-1	75-3244
	白馬村農業体験実習館	神城 22870-1	75-3359
	白馬村南部農業者トレーニングセンター	神城 1745	75-2001
	白馬村北部農業者トレーニングセンター	北城 12867-36	72-5744
	B & G 白馬海洋センタープール	北城 12867-238	72-5665
	B & G 体育館	北城 1947-3	—
	白馬村浄化センター	北城 7370	72-7080
	二股浄水場	北城 9346 甲ネーヲ	72-4684
	白馬グリーンスポーツの森 (いこいの杜)	北城 265	72-4755
	白馬村歴史民俗資料館 (白馬グリーンスポーツの森内)	北城 265	72-4755
学 校 関 係	村立白馬南小学校	神城 7035	75-2010
	村立白馬北小学校	北城 7078	72-2029
	村立白馬中学校	村立白馬中学校	72-2026
	県立白馬高等学校	北城 8800	72-2034
福 社 施 設	デイサービスセンター「白嶺」	神城 22847-2	75-4030
	訪問看護ステーション「はくば」	神城 21551	75-4121
	白馬村社協デイサービスセンター「岳の湯」	北城 265-38	85-0201
	特別養護老人ホーム「白嶺」	神城 22847-2	75-4010
医 療 機 関	横沢医院	北城 9715-2	72-2008
	栗田医院	北城 5986	72-2428
	公済堂(北沢)医院	北城 7078	72-2013
	白馬診療所	神城 21551	75-4123
	神城醫院	神城 22844	75-7050
	しんたにクリニック	神城 24195-56	75-4177

区 分	名 称	所 在 地	電 話
山 小 屋	村営 猿倉荘	白馬岳登山口	白馬村 振興公社 75-3788
	村営 頂上宿舎	白馬岳山頂	
	村営 天狗山荘	天狗尾根	
	村営 八方池山荘	八方尾根第一ケル ン上	72-2855
そ の 他	白馬商工会	北城 7078	72-5101
	J R 白馬駅	北城 6359	72-2014
	白馬郵便局	北城 7064-5	72-2320
	神城郵便局	神城 22742-1	75-2800

資料 44 消防設備等整備状況

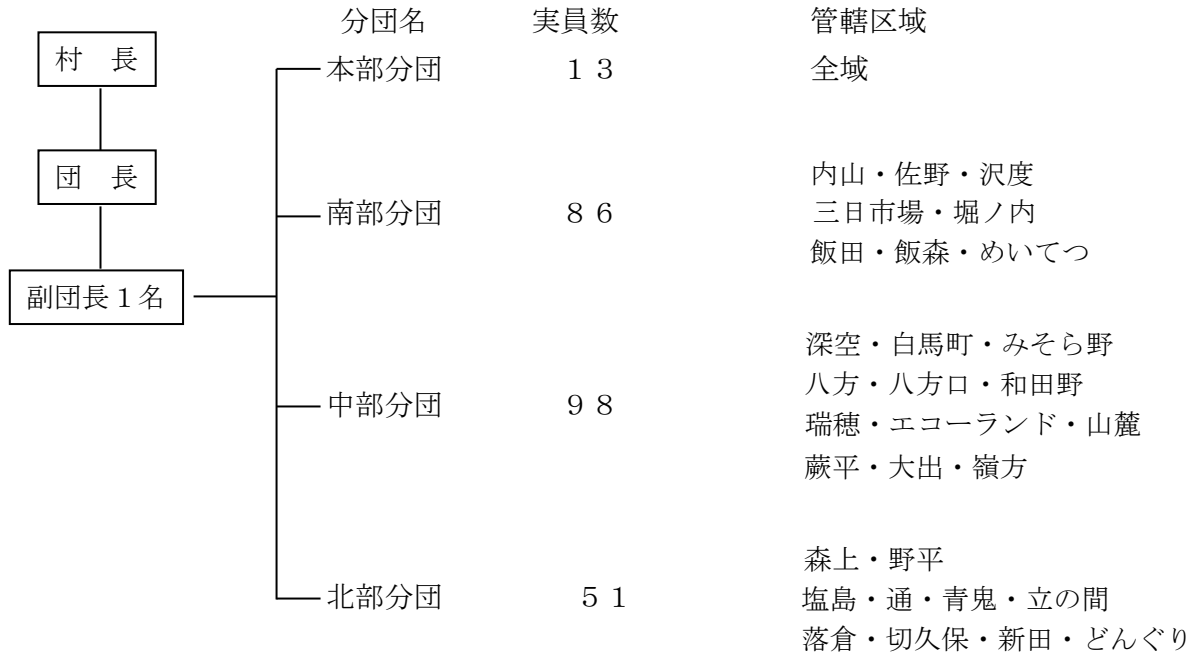
平成 29 年 4 月 1 日現在

普通ポンプ車	3 台
小型ポンプ付積載車	15 台
消火栓	163 本
防火水槽	73 基
うち 40m ³ 以上	26 基
20m ³ 以上 40m ³ 未満	47 基

資料 44 消防設備等整備状況（組織・機構）

平成 29 年 4 月 1 日現在

白馬村



資料 44 消防設備等整備状況（白馬村消防団デジタル無線装置受領責任者）

自：平成 29 年 4 月 1 日

至：平成 30 年 3 月 31 日

識別信号	呼出名	役職・車両	所属	職名
きたアルプスしょうぼう はくば 1	白馬 1	団長	本部	団長
きたアルプスしょうぼう はくば 2	白馬 2	副団長	本部	副団長
きたアルプスしょうぼう はくば 3	白馬 3	統括分団長	本部	統括分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 4	白馬 4	ラッパ長	本部	ラッパ長
きたアルプスしょうぼう はくば 5	白馬 5	消防主任	本部	消防主任
きたアルプスしょうぼう はくば 6	白馬 6	救護長	本部	救護長
きたアルプスしょうぼう はくば 7	白馬 7	白馬本部	本部	無線係
きたアルプスしょうぼう はくば 1 1	白馬 1 1	佐野	南部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 1 2	白馬 1 2	堀之内	南部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 1 3	白馬 1 3	飯田ポンプ車	南部分団	班長
きたアルプスしょうぼう はくば 1 4	白馬 1 4	飯森	南部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 2 1	白馬 2 1	深空	中部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 2 2	白馬 2 2	白馬町ポンプ車	中部分団	部長
きたアルプスしょうぼう はくば 2 3	白馬 2 3	八方ポンプ車	中部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 2 4	白馬 2 4	八方	中部分団	部長
きたアルプスしょうぼう はくば 2 5	白馬 2 5	大出	中部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 3 1	白馬 3 1	森上	北部分団	
きたアルプスしょうぼう はくば 3 2	白馬 3 2	塩島	北部分団	副分団長
きたアルプスしょうぼう はくば 3 3	白馬 3 3	新田	北部分団	分団長

資料 45 自主防災組織の結成状況

防 災 会 名	規約の整備	資機材の備蓄	結成年度
内山区自主防災会	有	有	H17
佐野区自主防災会	有	有	H17
沢渡自主防災会	有	有	H17
三日市場区自主防災会	有	有	H17
堀之内区自主防災組織	有	有	H18
飯田区自主防災会	有	有	H17
飯森区自主防災会	有	有	H17
深空区自主防災会	有	有	H18
みそら野区自主防災会	有		H19
白馬町区自主防災会	有	有	H17
八方・八方口自主防災組織	有	有	H7
山麓区自主防災会	有	有	H18
和田野区自主防災会	有		H18
瑞穂区自主防災会	有	有	H22
大出区自主防災会	有	有	H17
蕨平区自主防災会	有		H18
嶺方区自主防災会	有	有	H18
森上区自主防災会	有	有	H17
野平自主防災会	有	有	H18
地縁団体塩島区自主防災会	有	有	H18
通区自主防災会	有	有	H17
立の間区自主防災会	有	有	H19
新田区自主防災会	有	有	H17
切久保区自主防災会	有	有	H18
落倉自主防災会	有	有	H23

災害応急対策に係る要綱

資料 46 長野県航空消防防災体制整備要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県が消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を導入して航空消防防災体制を整備するにあたり、運航管理の基本的事項を定めることを目的とする。

(航空機)

第 2 条 航空機は、県内市町村の消防体制を強化するとともに県の防災体制を拡充し、併せて航空機による広域応援体制を整備するため、長野県が導入して運航管理する。

2 航空機の運航基地は、松本空港とする。

(運航管理)

第 3 条 航空機の運航管理は、生活環境部消防防災課が行い、消防防災課長が掌理する。

2 航空機の円滑な運航に資するため、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(隊の設置)

第 4 条 航空機を運航し、消防防災活動を行うため、長野県消防防災航空隊（以下「隊」という。）を置き、消防防災航空分室長が隊長を兼ねる。

2 隊には、航空機の運航に従事する県職員で構成する航空隊及び航空機による消防防災業務に従事するため県内消防本部から派遣された消防吏員で構成する消防隊を置く。

3 航空隊及び消防隊に、隊長、副隊長及び隊員を置き、消防防災課長が指名する。

(経費負担)

第 5 条 航空機の運航管理及び隊の活動に関する経費は、長野県が負担する。

2 消防吏員の派遣に要する経費を県内全市町村が負担するものとし、各市町村の負担割合は、負担すべき経費の二分の一を人口規模、残る二分の一を基準財政需要額の割合とする。

3 協議会の経費は、県が交付する運航調整交付金をもってあてることとし、隊員の活動体制整備及び市町村の消防業務の円滑化のために執行するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、体制の整備、運航管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

資料 47 長野県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章	総	則	(第1条－第3条)
第2章	消防防災航空隊の	任務	(第4条－第7条)
第3章	運	航	管
			理 (第8条－第18条)
第4章	安	全	対
			策
			等 (第19条－第23条)
第5章	教	育	訓
			練 (第24条－第25条)
第6章	雑	則	(第26条－第27条)

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、「長野県航空消防防災体制整備要綱」に基づき、長野県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理に関し必要な事項を定め、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する消防防災課消防防災航空分室（以下「航空分室」という。）の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空分室が独自で行う訓練をいう。
- (5) 航空計画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 消防防災航空隊の任務

(総括隊長の任務)

第4条 消防防災航空隊長（以下「総括隊長」という。）は、隊長、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、総括隊長を補佐し、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

- 2 総括隊長に事故あるときは、消防防災課長があらかじめ指名する隊長がその職務を代行する。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

- 2 隊長に事故ある時は、副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、総括隊長、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

- 2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(総括責任者)

第8条 航空機の運航管理の総括は、生活環境部長（以下「総括責任者」という。）が行う。

(運航責任者)

第9条 消防防災航空隊の指揮監督及び航空機の運航管理に関する事務は、消防防災課長（以下「運航責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、総括隊長をもって充てる。ただし、総括隊長が航空機に搭乗しない時には、運航指揮者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指定する。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第11条 航空機を運航する場合には、運航指揮者は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航計画)

第12条 運航指揮者は、消防防災業務、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運航責任者の承諾を得て、航空機の運航計画を定めなければならない。

- 2 運航計画は、長野県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び長野県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第13条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

- 工 高速道路等での事故等における救助
- (3) 火災防ぎょ活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
 - イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
 - ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送
- (4) 災害応急対策活動
 - ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
 - イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握、情報収集
 - ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - 工 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
- (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加
 - ウ 住民への災害予防の広報
- (7) 自隊訓練のための活動
- (8) 一般行政のための活動
- (9) その他総括責任者が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日没までとする。
- 4 総括責任者が特に必要と認める場合は、第2項及び第3項の規定は適用しない。

(出動及び指揮)

第14条 緊急運航については、次の要請又は計画に基づき出動するものとする。

- (1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条の災害に係る運航については、市町村及び消防事務に関する一部事務組合(以下「市町村等」という。)の長から要請があった場合
- (2) 長野県地域防災計画に基づく活動の場合
 - 2 前条の第1項第5号から第9号までに規定する活動のための運航(以下「通常運航」という。)は、第13条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。
 - 3 第1項第1号に基づき、航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請のあった市町村等の長から消防吏員を派遣している市町村等の長に対して長野県消防相互応援協定書第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなし、要請市町村等の長の指揮の下で活動するものとする。
 - 4 下水内郡栄村にあっては、当分の間前項の規定を準用する。

(緊急運航)

第15条 緊急運航は、通常運航に優先する。

- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は、総括責任者にその内容等を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し必要な事項は別に定める。

(緊急運航に伴う報告)

第 16 条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第 3 号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第 17 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航責任者に連絡しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書（様式第 4 号）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第 18 条 運航指揮者は、市町村等と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第 79 条但し書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第 81 条の 2 に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。

2 運航指揮者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第 4 章 安全対策等

(安全管理)

第 19 条 総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ消防防災業務の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第 20 条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(捜索及び救難体制の確立)

第 21 条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 22 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 23 条 総括責任者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、その旨を運輸大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 5 章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第 24 条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 25 条 運航指揮者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 6 章 雑 則

(記録)

第 26 条 運航指揮者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 27 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 25 日から施行する。

資料 48 消防防災ヘリコプター『アルプス』の緊急運航応援要請

長野県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航の応援要請は、「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、その概要は次のとおりとする。

1 緊急運航の要件

次に掲げる要件を充たす場合に、運航することができるものとする。

区 分	内 容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障を生ずるおそれがある場合。）
非代替性	航空機以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合。）

2 緊急運航の要請基準

上記1の緊急運航の要件を充たし、かつ、次に掲げる災害別要請基準に該当する場合に、災害が発生した市町村等は、要請ができるものとする。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域消防防災航空応援

ア 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

資料 49-1 運航に必要な気象条件

1 有視界飛行

通常ヘリコプターは、有視界飛行で飛行をしている。

この飛行方法は、パイロットが地上の目印（建物、河川、地形、鉄道等）を目で見て現在の位置及び進路を確認しながら、飛行経路を選定して、目的地へ飛行する方法である。

このため、気象条件が悪く見通しが効かないときは、飛行することはできない。

なお、運航中天候の急激な悪化等で IMC（計器飛行状態）になった場合は、国土交通大臣の許可（特別有視界方式の適用）をうけることにより、離着陸が可能になっている。

2 飛行気象条件

気象条件は、上記のとおりヘリコプターの安全運航のためには大変重要な要素である。特に強風と視程障害となる雨、雪、霧等は運航に与える影響が大きく、飛行経路の気象状態に十分配慮が必要である。

ア 強風

一般にはヘリコプターは、比較的到低い高度で飛行することが多いので、地表面近くの風は、地表面に沿って流れており、地形の変化が多い地域では風は乱れている。災害出動は、風による乱気流の発生、操縦の難易度、活動しようとする任務などから判断する。

イ 視程障害

視程障害現象とは、雨、雪、霧、みぞれ、もや、スモッグ、砂塵、あられ、ひょう等の状況をいう。これらの視程障害現象は、ヘリコプターの運航にあたって視界を妨げ、有視界飛行ができなくなる。

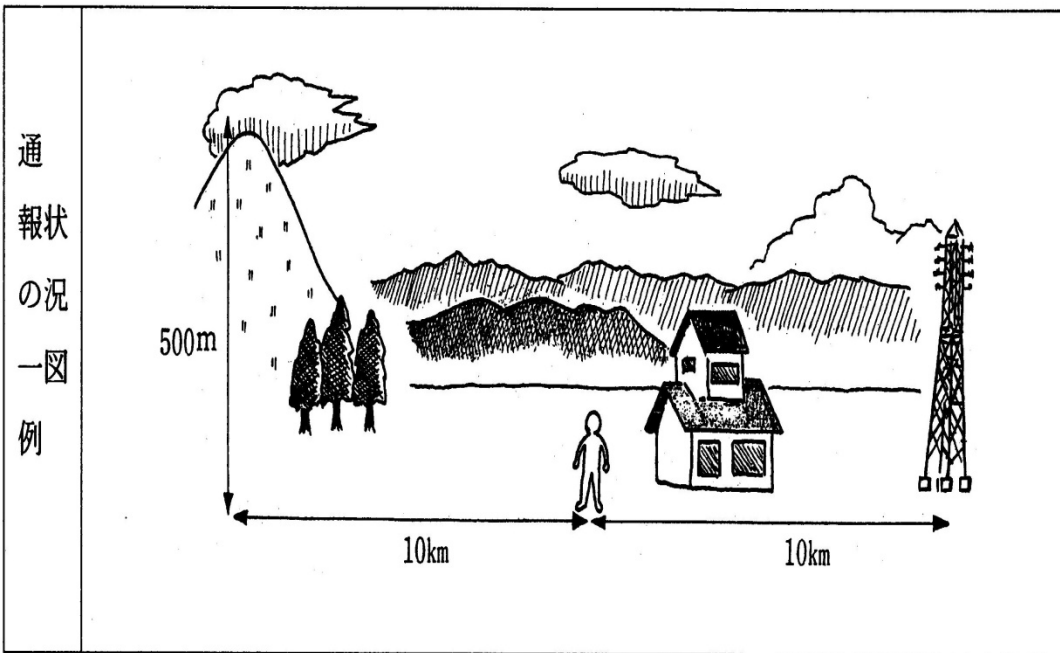
航空法では、有視界飛行ができる条件を視程と雲の状態によって定めている。

運航に必要な気象条件は、次表のとおりである。

資料 49-2 運航に必要な気象条件の観測通報要領

観測項目		通報単位	通 報 要 領			
			通報の一例	説 明		
視 程		「km」	「視程約 10 km」	観測地点から約 10 km 離れている山、塔、建物等が見える。 (視程とは、地(水)平線上、目で見通せる最大距離)		
曇	雲 量	「10 分位」	「雲量約 6/10」	快晴 …… 雲量 1/10 未満 晴 …… " 1/10～5/10 曇 …… " 6/10～9/10 本曇 …… " 10/10		
	高 さ	「m」	「雲の高さ 約 500m」	周辺の山の高さ等を参考にして判定する。		
風	方 向	「8 方向」	「風向南」			
	強 さ	「m」	「風速 約 5 m」		風力階級	風速 (m/s)
				静穏煙は真っすぐ昇る	0	0 ~ 0.3 未満
				煙がなびく	1	0.3 ~ 1.6 未満
				顔に風を感じる、木の葉が動く	2	1.6 ~ 3.4 未満
				木の葉や細い小枝がたえず動く	3	3.4 ~ 5.5 未満
				砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	5.5 ~ 8.0 未満
				葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	8.0 ~ 10.8 未満
				大枝が動く、電線がなる	6	10.8 ~ 13.9 未満
				樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	13.9 ~ 17.2 未満
小枝が折れる、風に向かって歩けない	8	17.2 ~ 20.2 未満				

通報の一例
状況図



資料 49-3 場外離着陸場の設置について

ヘリコプターは、飛行場以外の場所において離着陸を行ってはならないよう規定されているが、一定の要件を満たした場所については国土交通大臣の許可を得る事により離着陸を行う事ができる。

しかし、地方公共団体の消防防災ヘリコプターが捜索活動、救助活動を行う時は、国土交通大臣の許可を受けなくても離着陸できるようになっている。

(1) 根拠法令

ア 航空法第 79 条（離着陸の場所）

イ 航空法第 81 条の 2 及び同施行規則 176 条（捜索又は救助のための特例）

(2) 設置の手順

ア その土地の所有者又は管理者の承諾を受ける。（承諾書）

イ 消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- ・所在地（番地まで）
- ・正確な位置（地図 1 / 5 万）
- ・離着陸帯、同周辺の見取図（大きさ、障害物、付近の不時着適地等）

ウ 当該離着陸の場所を管轄する空港事務所長に対し、「飛行場外離着陸許可申請」を行う。

(3) 安全対策等

ア 離着陸場の整備

- ・離着陸帯を表示すること。

直径約 10m で上空から確認しやすいように石灰等で表示する。

- ・周辺の障害物を除去すること。

離着陸帯周辺は相当強い吹き下ろしの風が発生するため。

離着陸帯の中心から、半径 30m 範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）は撤去する。撤去できない場合は固定するか押えること。

- ・散水

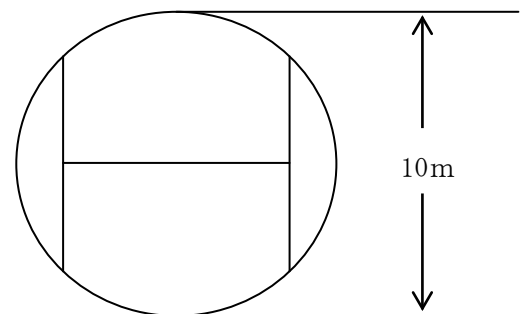
ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう、できるだけ散水する。

- ・立入禁止の措置を講じること。

危険防止のため各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる者を立退かせる等の立入禁止措置をとる。

- ・吹流しの設置又は発煙筒の準備をすること。

通常ヘリコプターは、機首を風上の方向に向けて着陸するので、離着陸場においては、吹流し、又は発煙筒を着陸地点から約 40～50m 離れた位置に設置す



る。

イ 係員の配置

- ・安全員を配置すること。
出入口等に安全員を配置して安全確保に努める。
- ・ヘリコプター誘導員を配置すること。
進入方向を考慮し、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置して誘導する。
- ・服装等に気を付けること。
身の安全を確保するため、保安帽、防塵眼鏡及び、マスク等を着装する。
洋服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散しやすいものは身に付けない。

ウ ヘリコプター着陸後の危険防止

- ・着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまで絶対に近づかない。
- ・ヘリコプターは着陸してもローターは回転しているので、隊員の指示に従い行動する。
- ・アンテナを伸ばした携帯無線機、又は長いものを持ったままヘリコプターに近づかない。
- ・ヘリコプター後方のテールロータには、絶対近づかない。

(記載例)

様式第1号 (第5関係)

長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511.5512

FAX 0263-85-5513

航空隊受信時間	10時 30分現在		FAX 0263-85-5513	
1 要請機関名	北アルプス広域消防本部 ☎0261-22-0119 発信者 大町一都			
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他			
3 要請内容	救急 救助 (空中消火) 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()			
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	白馬市・町・村 北城 1234 番地 平成 9年 10月 1日 (午前) 午後 10時00分頃 天気が振出し、白馬山に延焼中 村営白馬スキー場 村営白馬スキー場駐車場 ※目安場所から0kmではない			
5 気象条件 (現場)	視程 6,000m 天候 曇 雲量 6/10 (高1800m) 風向 南 風速 6 m/s 気温 18℃ (警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職名・氏名 北都消防署 署長 白馬二郎			
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 152.8 MHz 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン) 北都消防 101			
8 傷病者等	氏名	年齢	性別	男・女
9 傷病名・症状				
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)		
11 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分			
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 機数 機			

責任者

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 消防防災航空隊長 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン 消防長野県アルプス1
2 到着予定時間	平成 9年 10月 1日 (- 曜日) 11時 15分
3 活動予定時間	11時間 30分
4 必要資機材	吹き流し又は発火煙筒
※ その他の特記事項	場外離着陸場の散水
航空隊担当者	

↓
航空隊
記入事項

様式第1号 (第5関係)

長野県消防防災航空隊出動要書

緊急直通電話 0263-85-5511・5512

FAX 0263-85-5513

航空隊受信時間	時	分	現在
1 要請機関名	☎ 発信者		
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他		
3 要請内容	救急 救助 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他 ()		
4 発生場所 (発生時間) (事故概要) (目標) (離着陸場所)	市・町・村		番地
	平成	年	月 日 午前・午後 時 分頃
5 気象条件 (現場)	視程 風速	m m/s	天候 雲量 (高 m) 気温 °C (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 通信手段 (現場)	無線種別 (全国波・県波・市町村波) 現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
8 傷病者等	氏名	年齢	歳 性別 男・女
9 傷病名・症状			
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出動先 所在地 及び 目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)	
	平成	年	月 日 (曜日) 時 分
11 要請日時			
12 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数	機

※以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※その他の特記事項	
航空隊担当者	

資料 50 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日 消防救第 61 号

最終改正 平成 21 年 3 月 23 日 消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を

通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知

事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。

この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届

け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

別 表

応援市町村の保有するヘリコプターの応援可能地域

ヘリ保有市町村の 消防本部名及びヘ リを保有する都道 府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要 請 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
		応 援 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
札幌市消防局	ベル412 (さっぽろ)	北海道	青森、秋田、岩手、山形、宮城
青森県	ベル412 (しらかみ)	青森	北海道、岩手、宮城、秋田、 山形、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、新潟
仙台市消防局	BK-117 (仙台)	宮城、山形、福島	北海道、青森、岩手、秋田、 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟
宮城県	BK-117 (みやぎ)	宮城、山形、福島	北海道、青森、岩手、秋田、 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟
茨城県	BK-117 (つくば)	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨	宮城、山形、福島、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、富山、山梨、 長野、静岡
埼玉県	エアロスパシアル AS365N2 (あらかわ)	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、富山、 山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、石川、 福井、三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、徳島、香川
千葉県市消防局	エアロスパシアル AS365N2 (おおとり)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、福島、新潟、富山、 山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、秋田、宮城、石川、 福井、三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、徳島、香川
東京消防庁	エアロスパシアル AS332L1 (ゆりかもめ) (はくちょう) エアロスパシアルA S365N (ちどり、ひばり) エアロスパシアル AS365N1 (かもめ、つばめ)	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、富山、 山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、山形、 石川、福井、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥 取、島根、岡山、広島、徳島、 香川、愛媛
横浜市消防局	エアロスパシアル AS365N2 (はまちどり1号) エアロスパシアル AS365N (はまちどり2号)	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、富山、 山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	青森、岩手、宮城、秋田、山梨、 石川、福井、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山、 鳥取、島根、岡山、広島、徳島、 香川、愛知、高知
川崎市消防局	BK-117 (そよかぜ1号) (そよかぜ2号)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、神奈川、山梨	宮城、山形、福島、新潟、富山、 石川、福井、長野、岐阜、静岡、 愛知、三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山

ヘリ保有市町村の 消防本部名及びヘ リを保有する都道 府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要 請 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
		応 援 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
新 潟 県	シコルスキー S76B (はくちょう)	新潟	青森、岩手、宮城、秋田、山形、 福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、富山、 石川、福井、山梨、長野、岐阜、 静岡
富 山 県	ベル412 (とやま)	富山、石川、福井、長野、岐阜	宮城、秋田、山形、福島、茨城、 栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、静岡、 愛知、三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 岡山、広島、徳島、香川
山 梨 県	シコルスキー S76B (あかふじ)	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、富山、 石川、福井、長野、岐阜、静岡、 愛知、三重、滋賀、京都、奈良	宮城、山形、福島、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、富山、石川、 福井、長野、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、 徳島、香川
岐 阜 県	BK-117 (若 鮎)	岐阜、愛知、三重	富山、石川、福井、長野、滋賀
名 古 屋 市 消 防 局	エアロスパシアル AS365N1 (なごや) エアロスパシアル AS365N2 (なごや2)	富山、石川、福井、東京、神奈川、 山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、香川、 徳島	秋田、山形、福島、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、新潟、島根、 広島、山口、愛媛、高知、福岡、 佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 宮城
三 重 県	ベル412 (み え)	福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 富山、石川、山梨、長野、静岡、 鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知
滋 賀 県	BK-117 (お う み)	富山、石川、福井、長野、岐阜、 静岡、愛知、三重、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 岡山、徳島	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 山梨、島根、広島、山口、香川、 愛媛、高知
京 都 市 消 防 局	エアロスパシアル AS365N1 (ひ え い) エアロスパシアル AS365N2 (あ た ご)	福井、岐阜、静岡、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、岡山、香川、徳島	福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 富山、石川、山梨、長野、静岡、 島根、広島、山口、愛媛、高知、 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島
大 阪 市 消 防 局	エアロスパシアル AS365N2 (おおさか) エアロスパシアル AS365N2 (な に わ)	福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、 鳥取、岡山、香川、徳島	山形、宮城、福島、群馬、栃木、 茨城、千葉、埼玉、東京、 神奈川、新潟、富山、石川、 山梨、長野、静岡、島根、広島、 山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、 大分、熊本、宮崎、鹿児島

へり保有市町村の 消防本部名及びへ りを保有する都道 府県名	機 種 (機 名)	応 援 可 能 地 域	
		要 請 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
		応 援 側 市 町 村 の 離 発 着 場 を 拠 点	
神 戸 市 消 防 局	BK - 117 (KOBE I)	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、鳥取、岡山、徳島、 香川	富山、石川、福井、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知、島根、広島、 山口、愛媛、高知
	BK - 117 (KOBE III)	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 岡山、徳島、香川	福井、岐阜、愛知、三重、 和歌山、鳥取、島根、広島、 愛媛、高知
和 歌 山 県	ベル412 (きしゅう)	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、 高知	群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、富山、石川、福井、 山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、 鳥取、島根、広島、山口、愛媛、 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島
島 根 県	BK - 117 (はくちょう)	鳥取、島根、岡山、広島	石川、福井、岐阜、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、山口、徳島、香川、 愛媛、高知、福岡、佐賀、大分
広 島 市 消 防 局	アエロスパシアル AS365N1 (ひろしま)	兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、愛媛、高知、 福岡、佐賀、大分	富山、石川、福井、山梨、長野、 岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、奈良、和歌山 長崎、熊本、宮崎、鹿児島
香 川 県	BK - 117 (オリーブ)	大阪、兵庫、島根、岡山、広島、 徳島、香川	富山、福井、岐阜、静岡、愛知、 三重、滋賀、京都、奈良、 和歌山、島根、山口、愛媛、 高知、福岡、佐賀、熊本、大分、 宮崎
高 知 県	シコルスキー S76B (りょうま)	岡山、広島、徳島、香川、愛媛、 高知	福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、島根、山口、 福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎
北 九 州 市 消 防 局	アエロスパシアル AS365N2 (きたきゅう)	島根、広島、山口、愛媛、高知、 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、和歌 山、鳥取、岡山、徳島、香川
福 岡 市 消 防 局	アエロスパシアル AS316B (あかとんぼ)	福岡、佐賀、長崎	島根、広島、山口、香川、愛媛、 高知、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
	アエロスパシアル AS365N1 (ユリカモメ)	島根、広島、山口、愛媛、高知、 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、 京都、大阪、兵庫、奈良、 和歌山、鳥取、岡山、徳島、 香川
長 崎 県	BK - 117 (ながさき)	福岡、佐賀、長崎、熊本	広島、山口、愛媛、高知、大分、 宮崎、鹿児島

注：本表には、県内全域をカバーできる都道府県をあげているので、この都道府県名を一応の目安として応援要請を行うこと。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

1 広域航空消防応援の要請手続

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）6の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

① 消防庁

	連絡・要請 窓口の名称	電 話 番 号	消防防災無線	消防防災無線 ファクシミリ	電話ファクシミリ
昼間	救急救助課	03-3581-9250	11-60	12-60	03-5512-2798
夜間	宿直室経由 救急救助課	03-3581-3902	10-03	10-10～13	03-3593-1757

注：昼間（9：30～18：00）、夜間（18：00～9：30）

② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口 の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線 <small>ファミリ</small>	電話 ファクシミリ	航空隊電話番号 及びファクシミリ
北海道	昼間 8:45-17:30	総務部防災消防課	011-782-3233 内線 22-717	2011	2011	011-231-4314	
	夜間 17:30-8:45	中央指令室	011-231-4070	…	…	……	
青森県	昼間 8:30-17:00	総務部消防防災課	0177-22-1111 内線 2090	21-21	21-29	0177-22-4867	電話番号 0177-29-0355
	夜間 17:00-8:30	防災航空センター	0177-29-0355	…	…	0177-29-0377	ファクシミリ 0177-29-0377
宮城県	昼間 8:30-17:45	総務部消防防災課 防災課	022-211-2375	23-12372	23-12398	022-211-2398	電話番号 022-247-1555
	夜間 17:45-8:30	防災センター	022-211-2140	23-12140	…	……	ファクシミリ 022-247-2555
茨城県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防防災課	029-224-8711	27-611	27-600	029-227-3801	電話番号 0298-57-8511
	夜間 17:45-8:30	生活環境課 消防防災無線室	〃	27-621	〃	〃	ファクシミリ 0298-57-8501
埼玉県	昼間 8:30-17:15	環境部消防防災課	048-830-3173	40-331	40-391	048-830-4776	電話番号 0492-97-7810
	夜間 17:15-8:30	環境部消防防災課 防災航空隊	0492-97-7810	…	…	0492-97-7906	ファクシミリ 0492-97-7906
千葉県	昼間 9:00-17:00	総務部消防防災課	043-223-2175	41-23	41-27	032-222-5208	
	夜間 17:00-9:00	総務部消防防災課 無線統制室	043-223-2178	41-26, 28	〃	043-222-5219	
東京都	昼間 9:00-17:15	総務局災害対策部 応急対策課	03-5388-2457	42-5671	42-5096	03-5388-1260	
	夜間 17:15-9:00	夜間防災連絡室	03-5388-2459	〃	〃	03-5388-1958	
神奈川県	昼間 8:30-18:00	環境部防災消防課	045-202-1111 内線 3850	43-23	43-34	045-201-6409	
	夜間 18:00-8:30	保安員室	045-212-3471	〃	〃	〃	
新潟県	昼間 8:30-17:30	総務部消防防災課	025-285-5511 内線 2254	44-11	44-11	025-285-4754	電話番号 025-270-0263
	夜間 17:30-8:30	警備員室	025-285-9100	…	…	……	ファクシミリ 025-270-0265
富山県	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課	0764-31-4111 内線 3363	1-3363	16-2827	0764-32-0657	電話番号 0764-95-3060
	夜間 17:15-8:30	管財課守衛室	0764-31-4111	1-3310	〃	……	ファクシミリ 0764-95-3066

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口 の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線ファクシミリ	電話 ファクシミリ	航空隊電話番号 及びファクシミリ
山梨県	昼間 8:30-17:15	山梨県防災航空隊	0551-20-3601	…	…	0551-20-3603	電話番号 0551-20-3601
	夜間 17:15-8:30	守衛室	0552-23-1399	…	…	……	ファクシミリ 0551-20-3603
岐阜県	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課 防災航空隊	0583-71-5192	50-22	50-29	0583-71-5194	電話番号 0583-71-5192
	夜間 17:15-8:30	岐阜市消防本部指 令課	058-262-8151	…	…	058-266-8154	ファクシミリ 0583-71-5194
愛知県	昼間 9:00-17:30	総務部消防防災課 防災担当	052-961-2111 内線 2332	52-22	52-24	……	
	夜間 17:30-9:00	〃	052-951-3800	52-23	〃	……	
三重県	昼間	三重県防災航空隊	0592-35-2558	…	…	0592-35-2557	電話番号 0592-35-2555
	夜間	〃	〃	…	…	〃	ファクシミリ 0592-35-2557
滋賀県	昼間 8:30-17:15	生活環境部 消防防災課	0775-23-3432	25-820	25-850	0775-28-4843	電話番号 0748-52-6677
	夜間 17:15-8:30	生活環境部 防災担当	0748-22-4083	…	…	……	ファクシミリ 0748-52-6679
京都府	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課	075-414-4468	55-11	55-11	075-414-4477	
	夜間 17:15-8:30	総括調整室総務調 整課保安室	075-414-4051	…	…	……	
大阪府	昼間 9:00-18:00	生活文化部消防防 災課消防指導係	06-944-6652	56-4876	56-4870	06-944-6654	
	夜間 18:00-9:00	大阪府立消防学校 守衛室	0720-72-7151	…	…	…	
兵庫県	昼間 9:00-17:15	生活文化部消防交 通安全課消防係	078-362-3162	57-20	57-40	078-362-3910	
	夜間 17:15-9:00	兵庫県消防学校	078-741-6531	…	…	078-741-1040	
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空 センター	0739-43-5897	…	…	0739-43-5899	電話番号 0739-43-5897
	夜間	〃	〃	…	…	〃	ファクシミリ 0734-22-7652
島根県	昼間	環境生活部消防防 災課防災航空管理 所	0853-72-7661	8-83-3441	8-83-3471	0853-72-7671	電話番号 0853-72-7661
	夜間	〃	〃	〃	〃	〃	ファクシミリ 0853-72-7671

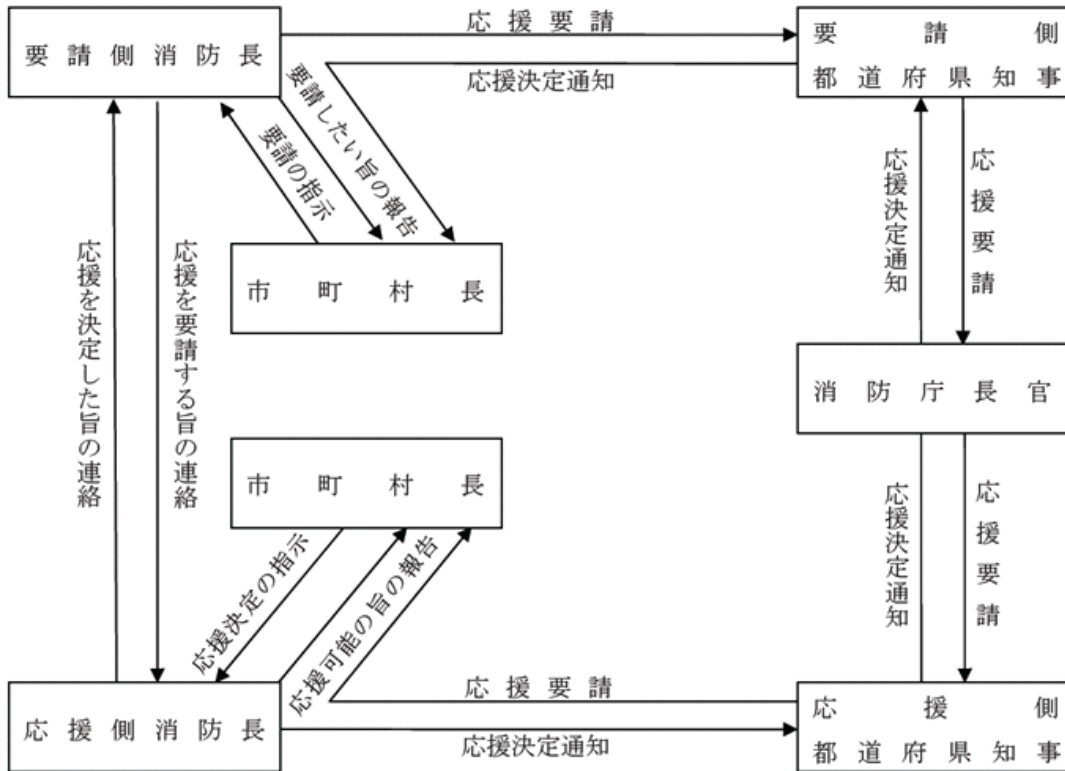
都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口 の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線ファクシミリ	電話 ファクシミリ	航空隊電話番号 及びファクシミリ
広島県	昼間 8:30-17:15	県民生活部消防防 災課	082-228-2111 内線 2351	63-89	63-84	082-227-2122	
	夜間 17:15-8:30	守衛室	082-228-2111	〃	〃	〃	
香川県	昼間 8:30-17:15	総務部消防防災課	0878-31-1111 内線 2192	66-211	66-31	0878-31-3602	電話番号 0878-79-0119
	夜間 17:15-8:30	守衛室	0878-31-1111	…	…	…	ファクシミリ 0878-79-1400
高知県	昼間 8:30-17:15	総務部 消防交通安全課	0888-23-9320	39-11	39-11	0888-23-9253	電話番号 0888-64-3890
	夜間 17:15-8:30	守衛室	0888-23-1111	…	…	…	ファクシミリ 0888-64-3896
福岡県	昼間 8:30-17:30	総務部消防防災課	092-651-1111 内線 2792	69-524	69-99	092-631-1446	
	夜間 17:30-8:30	当直室	092-641-4734	〃	〃	〃	
長崎県	昼間	総務部消防防災課	0958-25-7855	81-7222	81-82-31	0958-23-1629	電話番号 0957-52-9590
	夜間	〃	〃	〃	〃	〃	ファクシミリ 0957-52-8785

③ 応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・ 要請窓口	電 話 番 号	F A X 番 号	航 空 隊 電 話 番 号	F A X 番 号
札幌市消防局	指 令 室	011-215-2080	011-261-9119	011-784-0119	011-784-0290
仙台市消防局	司 令 課	022-234-1166	022-234-1150	022-308-4578	022-308-4578
千葉市消防局	指 令 課	043-277-1111	043-277-8694	043-292-9186	043-292-9189
東京消防庁	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477	03-3521-5811	03-3522-0120
横浜市消防局	指 令 課	045-332-1351	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0119
川崎市消防局	指 令 課	044-244-8351	044-244-8351	03-3522-0119	03-3522-0119
名古屋市消防局	防災指令課	052-961-0119	052-953-0119	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令センター	075-231-5311	075-252-1190	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司 令 課	06-543-0119	06-535-5299	0729-92-4900	0729-91-0119
神戸市消防局	司 令 課	078-333-0119	078-392-2119	078-303-1192	078-302-8119
広島市消防局	救急救助課	082-246-8211	082-247-1645	082-291-1172	082-291-1146
北九州市消防局	指 令 課	093-582-3811	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700
福岡市消防局	指 令 課	092-725-6640	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425

- (2) 要綱第 6 項及び第 7 項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (3) 要綱第 6 項第 1 号から第 4 号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式 1 (①から⑦までに限る。) により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 要綱第 6 項第 5 号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式 1 (⑧から⑱までに限る。) により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (5) 様式 1 の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (6) 要綱第 8 項に定める要請及び決定通知の手続については、前 4 号を準用する。

2 通信連絡

要綱第 12 項第 2 号に定める通信連絡の使用電波は全国共通波 (150.73MHz) とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

3 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 13 項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
 - ② 燃料の補給体制
 - ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
 - ④ 離発着場への職員の派遣
 - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
 - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
 - ⑦ その他必要と認める事項
- (2) 要綱第 13 項第 2 号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式 2 により届け出るものとする。

4 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

- (1) 要綱第 14 項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ① 要綱第 13 項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
 - ② 昼間、夜間における連絡体制
 - ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
 - ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助
- (2) 要綱第 14 項第 2 号に定める必要事項は、前号の①とし、様式 3 により届け出るものとする。
- (3) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。
なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

5 事故時の連絡等

- (1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。
- ① 人の死傷を伴う事故
 - ② 航空機の重大な損傷事故
 - ③ 救難対策を必要とする事故
- (2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。
- (3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

6 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

- (1) 要綱第 15 項第 1 号及び第 2 号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。
 - ① 保有へりの性能及び活動能力 様式 4
 - ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式 5
 - ③ 救助器具 様式 6
- (2) 前号の届出は、毎年 12 月に見直しを行い、12 月 15 日までに届け出るものとする。
なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第 16 項第 1 号に定める情報提供は、様式 3 によるものとする。
- (2) 要綱第 16 項第 2 号に定める情報提供は、様式 6 及び様式 7 によるものとする。

8 費用負担

要綱第 17 項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

- (1) 要請側市町村の負担する経費
 - ① へりの燃料費
 - ② 隊員の出場手当、旅費、日当及び宿泊費
 - ③ 当該応援により特別に必要となったへりの修繕料
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費
 - ① 土地、建物及び工作物等に対する補償費
 - ② 一般人の死傷に伴う損害賠償
 - ③ 機体の補償費
 - ④ その他の諸経費
- (3) 応援側市町村の長（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後 14 日以内に当該応援に要した第 1 号に定める経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (4) 要請側市町村の長は、通知を受けてから 7 日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (5) 要請側市町村は、第 3 号の通知があつた日から 90 日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式 1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消防庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 要 請 先 市 町 村 名		
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長	
③ 要 請 日 時	平成	年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	平成	年 月 日 時 分
⑤ 災 害 発 生 場 所		
⑤ 災 害 の 概 要		
⑥ 応 援 の 種 別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援	
⑥ 活 動 拠 点	①定置場 ②離発着場	
⑦ 応 援 の 概 要		
⑧ 応援の具体的内容及び応援資機材		
⑨ 離 着 陸 可 能 な 場 所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給 油 体 制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者職・氏名・無線局名		
⑫ 離発着場における資器材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及びヘリの活動状況		
⑭ 他 の 消 防 本 部 等 に 対 す る 応 援 ヘ リ 要 請 状 況		
⑮ 気 象 の 状 況	天候	風向 風力 m/s 視界 m
⑯ ヘ リ の 誘 導 方 法		
⑰ 要 請 側 消 防 本 部 連 絡 先		
⑱ そ の 他		

様式 2

離着陸場調査表

離着陸場名				公 共 用 非公共の別		
所在地	地名・地番					
	座 標		北緯	東経		
	所有者又は 管理者	住 所			電話番号	
		氏 名			職 業	
土地の 状 況	長さ・幅					
	勾 配	縦断勾配		横断勾配		
	表 面					
	散水の必要性					
恒 風 方 向						
付 近 障 害 物 の 状 況						
離発着場との連絡方法						
給 油 体 制		給油の可否				
		給油用法				
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法						
そ の 他 参 考 事 項						
離発着場位置図 (1 /)			離発着場位置図 (1 /)			
1 / 50,000			1 / 10,000			
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)						
1 / 3,000						

様式 3

離 発 着 場 一 覧

番号	離発着場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否	公共用、 非公共用の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

様式 4

ヘリの性能、活動可能地域調整表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 (m)		
	主回転翼直径 (m)		
座席数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重量	全 備 重 量 (kg)		
	空 虚 重 量 (kg)		
	有 効 搭 載 量 (kg)		
エン ジン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最 大 速 度 (km/h)		
	巡 航 速 度 (km/h)		
	航 続 距 離 (km)		
	航 続 時 間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
	耐 風 性 能 (m/s)		
燃料	使 用 燃 料		
	タ ン ク 容 量 (ℓ)		
	増槽タンク容量 (ℓ)		
	消 費 量 (ℓ/h)		

装置	カーゴスリング (kg)		
	ホ イ ス ト (kg)		
	担 架 (人分)		
	照 明 装 置 の 性 能		
	他の主な装置		
使用可能な無線波 (消防、航空すべて)			
全備重量から、予備飛行時間30分 を差し引いて算出した 航 続 距 離 (時 間) 【航空隊基地を拠点】		km (時間 分)	km (時間 分)
上記航続距離によりカバー可能な 都 道 府 県 名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】			

- (注) 1 全 長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 2 旅 客 等——最大座席数から2名を差し引いた数
 3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 4 航続距離——巡航速度による航続距離 (標準燃料タンク使用、残燃料なし)
 5 航続時間—— “ 航続時間 (“ “)

様式 5

特別救助隊等一覧

項 目	隊 員 数	消 防 本 部 名
特 別 救 助 隊	名	
水 難 救 助 隊	名	
山 岳 救 助 隊	名	

(注) ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式 6

救 助 器 具 等 一 覧

〈救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重 量 (kg)	

〈水難救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重 量 (kg)	

〈山岳救助用器具〉

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行 (mm)	重 量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

資料51

長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び濁水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

- (1) 水道等の被害状況
- (2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）
- (3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）
- (4) 応援の期間・場所
- (5) 前号の集合日時及び集合場所
- (6) 応援先の連絡先・責任者

（応援活動）

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（連絡担当部局等）

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

（応急給水作業）

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

（応急復旧作業）

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

（応急復旧資材の供出）

第10条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

（応援職員の派遣）

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものにつ

いては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料52

長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

はじめに

長野県防災会議が災害対策基本法第40条の規定により作成した長野県地域防災計画において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置付けられている。

また、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である、と明記されている。

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、下水道施設が非常に大きな被害を受けたが、その被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための体制やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえず、その反省から、国土交通省及び日本下水道協会は、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等を「下水道事業における災害時支援に関するルール」として平成8年1月にまとめた。

これをもとに、全国各地域ブロック及び13大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが定められた。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」(H9.7.31)、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」(H12.11.1改正)が定められた。

さらに、県内の下水道事業における応援について「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」(H14.4.1)が定められた。

こうした中、平成23年3月12日に発生した長野県北部地震では、農業集落排水施設や浄化槽が大きな被害を受けたが、それらの施設を含めた応援ルールがなかったため、円滑な対応がなされたとはいえない状況であった。

このため、下水道だけでなく、農業集落排水施設、浄化槽等も含めた生活排水事業全体における災害時の応援に関するルールを定めることが求められた。

1 総則

このルールは、長野県地域防災計画等を受け、県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「生活排水応援体制」という。）の基本的なルールについて定める。

また、生活排水応援体制は、生活排水施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の生活排水施設にかかる被災状況調査から生活排水施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第67条の規定により、平成8年4月1日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」が締結されており、生活排水応援体制は、この協定及び同協定実施細則に基づくものである。

2 応援体制

- (1) 生活排水応援体制として、長野県生活排水事業災害応援本部（以下「生活排水応援本部」という。）を長野県環境部生活排水課内に設置し、災害時における応援の指揮、総括を行う。
生活排水応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の長野県環境部生活排水課長があたる。
- (2) 生活排水応援体制は、市町村・広域連合・一部事務組合・関係各団体（以下「市町村等」という。）及び県（以下、市町村等及び県を「構成員」という。）で構成する。
また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別紙1に掲げるブロックごとにブロックを代表する市町村（以下「代表市町村」という。）をおき、代表市町村の生活排水担当部局内にブロック応援本部を設置する。
ブロック応援本部長は、代表市町村の生活排水担当部局課長があたる。
- (3) 構成員がこのルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。
- (4) 構成員は、このルールを市町村等以外の関係団体に周知するとともに、応援体制を整備し、生活排水応援本部を支援する。
- (5) 構成員は、市町村等の防災担当部局等関係機関に対して、生活排水事業における災害応援活動実施機関は、生活排水応援本部であることを周知する。

3 応援本部の設置

- (1) 生活排水応援本部
 - ア 生活排水応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し代表市町村から応援要請があった場合に設置する。
 - イ 生活排水応援本部は、下水道事業においては、関東ブロック都県市若しくは中部ブロック県市（以下「下水道広域圏」という。別紙2参照）内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し下水道広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。
- (2) ブロック応援本部
 - ア ブロック応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは生活排水応援本部から要請があった場合、又は、その他の大規模災害が発生しブロック構成員から応援要請があった場合に設置する。
 - イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等をブロック内の他の市町村等が協議の上、決定するものとする。
ただし、ブロック内の大半の市町村等が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。
- (3) 応援要請
 - ア 被災市町村等は、管轄区域内での復旧等対応の可否を検討し、次に掲げる事項を明らかにしてブロック応援本部へ応援要請を行う。
 - (ア) 生活排水施設の被害状況
 - (イ) 応援の種類（汚水の汲み取り・移送、応急復旧、機械器具及び資材の提供等）
 - (ウ) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格・量等）
 - (エ) 応援の期間・場所
 - (オ) 前号の集合日時及び集合場所
 - (カ) 応援先の連絡者・責任者
 - イ 被災市町村等から応援要請を受けたブロック応援本部は、ブロック内での復旧等

対応の可否を検討し、生活排水応援本部へ応援要請を行う。

ウ ブロック応援本部から応援要請を受けた生活排水応援本部は、県内での復旧等対応の可否を検討し、応援要請のあったブロック以外のブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部へ応援要請を行う。

(4) 生活排水応援本部及びブロック応援本部は、次の場合に解散する。

ア 応援を要請したブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部から解散要請があった場合

イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、応援本部による業務の必要がなくなったと認める場合

4 応援活動

(1) 生活排水応援本部

ア 生活排水応援本部長は、別紙3の連絡系統に従ってブロック応援本部と連絡調整を図り、生活排水応援本部の指揮をとる。

イ 生活排水応援本部の業務は、次のとおりとする。

(ア) 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応

(イ) 応急対策、調査（1次等）、本格復旧、設計、査定等の応援計画の作成

(ウ) 応援部隊の編成及び応援要請

(エ) 応援資機材等の確保、提供

(オ) 必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置

(カ) 県内での対応が困難な場合、下水道広域圏への応援要請

(キ) 災害査定関係諸調書等作成について指導

(ク) 浄化槽保守点検業者の斡旋・手配

(ケ) その他応援に必要な事項

(2) ブロック応援本部

ア ブロック応援本部長は、生活排水応援本部と連絡調整するとともに、ブロック内の連絡系統に従ってブロック構成員と連絡調整を図り、ブロック応援本部の指揮をとる。

イ ブロック応援本部（被災ブロック）の業務は、次のとおりとする。

(ア) 被災市町村の情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応

(イ) 応援部隊の編成、ブロック構成員への要請

(ウ) 応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請

(エ) 応援資機材等の収集、運搬

(オ) ブロック内での対応が困難な場合、生活排水応援本部への応援要請

(カ) 必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（応援部隊等の受入場所）の設置、受入

(キ) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡

(ク) その他応援に必要な事項

ウ ブロック応援本部（被災ブロック以外のブロック）の業務は、次のとおりとする。

(ア) 情報収集・整理

(イ) 応援部隊の編成、ブロック構成員への要請

(ウ) 応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請

(エ) 応援資機材等の収集、運搬

(オ) その他応援に必要な事項

エ 応援部隊及び応援資機材等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。

5 応援職員の派遣

構成員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について応援本部から要請があったときは、応援能力の範囲内で協力する。

6 経費の負担

経費の負担については、「長野県市町村災害相互応援協定書」等による。

7 生活排水応援体制の維持

(1) 生活排水応援体制を維持するための機関は、下水道災害対策検討部会とし、この部会において農業集落排水施設及び浄化槽等についても検討対象とする。

なお、部会の設置については、「下水道災害対策検討部会設置要綱」を参照のこと。

(2) 生活排水応援本部長は、毎年度当初に、生活排水担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成し、構成員に配布する。

また、毎年度、4月1日現在の応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を取りまとめ、構成員に配布する。

(3) 生活排水応援本部長は、毎年度、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

8 その他

(1) 災害時応援の目的達成のため、必要があればこのルールによらず臨機応変な対応をする。

(2) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、生活排水応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議して決める。

附 則

1 このルールは、平成25年4月1日から施行する。

2 このルールは、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく生活排水事業の応援ルールであるため、このルールの施行により成立するものとする。

なお、関係団体については「長野県生活排水事業の災害時における支援協力に関する覚書」等による。

附 則

このルールは、平成27年7月1日から施行する。

別紙 1

ブロック割り、ブロック代表市町村及びブロック構成市町村等

ブロック名	代表市町村	構成市町村等		関係団体等	
		公共下水道実施市町村等	その他		
佐久	南佐久	佐久市	川上村、南牧村、南佐久環境衛生組合	<u>佐久穂町</u> 、 <u>小海町</u> 、 <u>(南相木村)</u> 、 <u>(北相木村)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本下水道事業団 ・長野県下水道公社 ・長野県下水道協会 ・全国町村下水道推進協議会長野県支部 ・長野県土地改良事業団体連合会 ・長野県浄化槽協会 ・長野県下水道建設管理業協会
	北佐久	小諸市	軽井沢町、御代田町、立科町、川西保健衛生施設組合、浅麓環境施設組合		
上小	上田市	東御市、長和町、青木村			
諏訪	岡谷市	諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、白樺湖下水道組合			
上伊那	伊那市	駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村			
飯伊	飯田市	松川町、高森町、阿智村、天龍村、喬木村、豊丘村	<u>阿南町</u> 、 <u>平谷村</u> 、 <u>根羽村</u> 、 <u>(下條村)</u> 、 <u>売木村</u> 、 <u>(泰阜村)</u> 、 <u>(大鹿村)</u>		
木曾	南木曾町	上松町、木曾町、木祖村、大桑村、木曾広域連合	<u>王滝村</u>		
松本	松本市	塩尻市、安曇野市、麻績村、山形村、朝日村	<u>筑北村</u> 、 <u>生坂村</u>		
大北	大町市	池田町、松川村、白馬村、小谷村			
長野	長野市	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、小川村、飯綱町、信濃町			
北信	中野市	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	<u>栄村</u>		

※ 下線の町村は、公共下水道事業は実施せず、農業集落排水事業等を実施している町村
 括弧書き下線の村は、浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業のみを実施している村

流域下水道	事務所	関連市町村
諏訪湖	諏訪湖流域下水道事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、立科町
犀川安曇野	安曇野流域下水道事務所	安曇野市、松本市
千曲川	千曲川流域下水道事務所	長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村

資料 53 職員災害時初動マニュアル

1 災害情報の収集（動員配備前の対応）

職員は、気象状況により災害の発生が予想されるとき又は有感地震が発生したときは、あらゆる媒体を利用して情報の収集に努める。

① テレビ・ラジオ・インターネットからの情報

参考ホームページ

・気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
・長野地方気象台	http://www.jma-net.go.jp/nagano/
・国土交通省防災情報提供センター	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
・長野県河川砂防情報ステーション	http://www.sabo-nagano.jp/
・防災科学研究所（地震波形データ）	http://www.hinet.bosai.go.jp/strace/

② 住民・関係機関からの通報による情報

③ 震度計ネットワークシステム（庁舎交換室入口に設置）

④ 長野県防災行政無線一斉受令用パソコン（庁舎交換室に設置 ※受令表示装置は日直室にも設置）

⑤ 長野県砂防課（長野地方気象台）が提供する携帯メール配信

→ 村長、副村長、教育長、全課長及び総務課、建設課、農政課の担当係長又は担当者の携帯メールアドレスを事前登録する。

2 動員配備体制

勤務時間内	◎ 総務課長から庁内放送等により参集指示 ◎ 別表 1 に定める基準に従い直ちに配備
勤務時間外 （日直・電話当番対応時）	◎ 日直・電話当番対応者から総務課長に状況報告 ◎ 総務課長は、報告の内容により、別表 1 に定める基準に従って、該当職員の登庁を指示・連絡する
勤務時間外 （夜間・その他）	◎ 災害情報をもとに、別表 1 に定める基準に従って、速やかに登庁する（自主登庁） ◎ 課長不在の場合は、課長補佐以下職員で代理対応
（備考）	
◎ 各課長は、課員への連絡手段・要員割振、分担等についてあらかじめ決めておく	
◎ 課長不在の場合は、課長補佐以下職員で代理対応	
◎ 参集場所はいずれも総務課又は 2 階会議室とする	

3 伝達系統

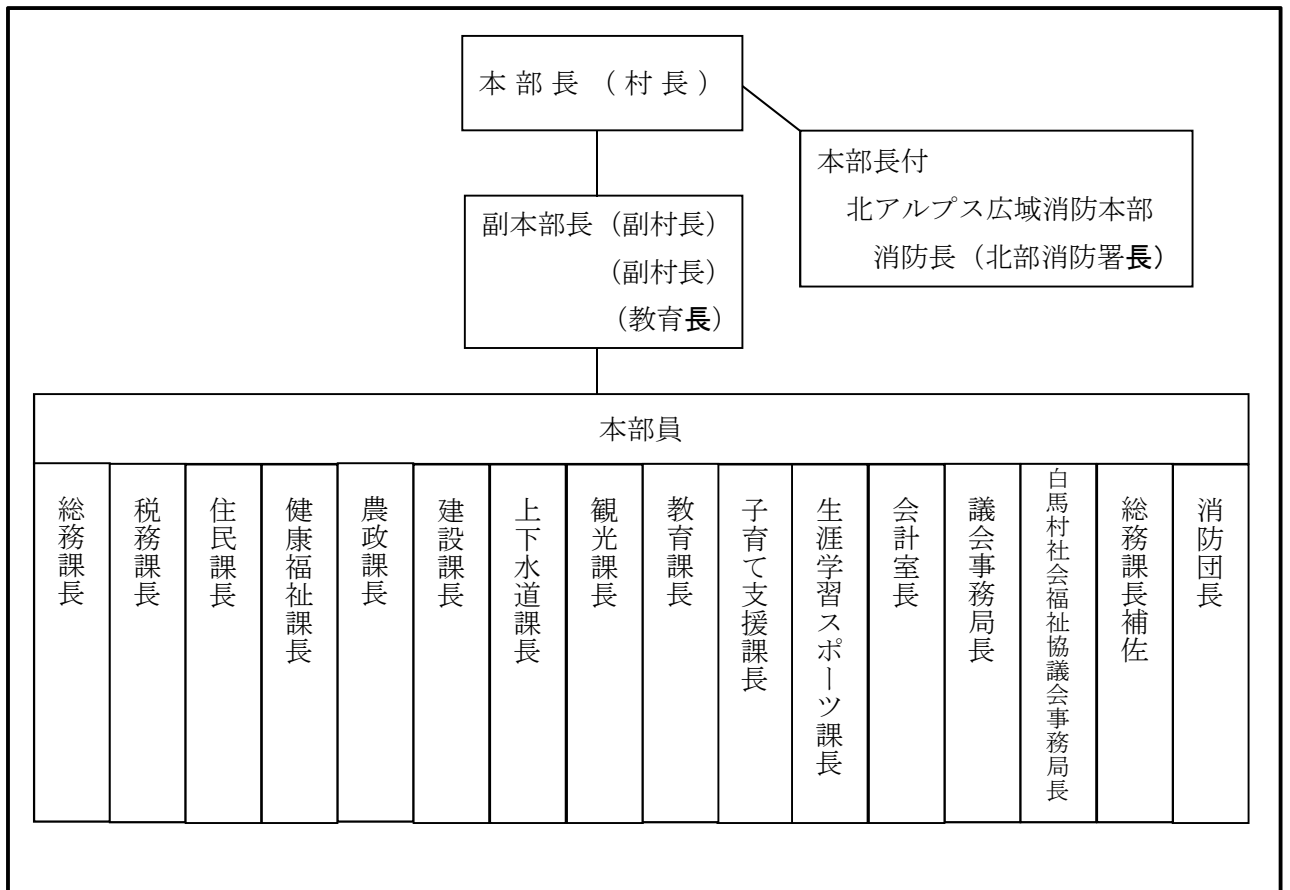
◎ 別表 2-1、2-2 による

4 職員参集における留意事項

◎ 別表3による

5 災害対策本部の編成及び事務分掌

① 機構図



② 白馬村災害対策本部組織及び事務分掌

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
本部室 (本部長、副本部長)		1 全体総括
総務部 (総務課長)	総務班 (総務課長補佐) (防災担当者)	1 本部設置の通知及び本部の運営に関する連絡調整並びに庶務に関する事。 2 県防災会議との連絡に関する事。 3 自衛隊に対する派遣要請に関する事。 4 緊急輸送車両に関する事。 5 渉外に関する事。 6 職員の動員、派遣及び応援に関する事。 7 災害情報の収集及び被害状況のとりまとめに関する事。 8 応急対策物品の購入に関する事。 9 部内の連絡調整に関する事。 10 緊急輸送に関する事。 11 災害救助法に関する事。 12 災害義援金、見舞金、支援物資に関する事。 13 災害活動に協力する婦人組織等の連絡調整に関する事。 14 市町村災害時相互応援協定の相互応援に関する事。 15 その他応援対策活動に関する事。 16 村有財産、営造物の災害対策に関する事。 17 避難情報の発令に関する事。
	情報班 (企画係長)	1 住民・報道機関への広報活動に関する事。 2 インターネット等による情報収集及び発信に関する事。 3 災害記録写真等の災害記録に関する事。 4 住民情報システム機器等の動作確認に関する事。
	財政班 (財政係長) (会計室長)	1 災害経費の予算措置に関する事。 2 ヘリポート開設に関する事。 3 義援金の受入に関する事。
情報収集部 (税務課長)	情報収集班 (徴収係長) (課税係長)	1 災害現場記録写真に関する事。 2 住宅の被害状況のとりまとめに関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
建設部 (建設課長)	庶務調査班 (建設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現状の調査のとりまとめに関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 建設業者の災害対策の連絡調整に関する事。 4 土木資材の確保に関する事。
	土木班 (維持管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設の被害調査に関する事。 2 被害現場の工法指導に関する事。 3 交通(道路)の応急対策に関する事。 4 河川の応急対策に関する事。 5 水防対策に関する事。 6 交通情報の収集に関する事。 7 地滑り、砂防、崖崩れ、雪崩の応急対策に関する事。
	建設班 (建設係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害住宅等の応急対策に関する事。 2 住宅の確保に関する事。
給水・下水道部 (上下水道課長)	給水・下水道班 (上下水道係長) (業務管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 災害時における被害現場の調査に関する事。 3 災害時における給水、下水道対策に関する事。
	工作班 (管理係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水道、下水道施設の応急対策に関する事。 2 応急対策に伴う資材の確保に関する事。
産業部 (農政課長)	庶務班 (国土調査係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 関係機関の連絡調整に関する事。 3 災害時の現場調査のとりまとめに関する事。
	農政班 (農林係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食糧の調達に関する事。 2 農業共同利用施設等の応急対策に関する事。 3 農作物の応急技術対策に関する事。 4 農畜産物関係の災害対策に関する事。 5 養蚕関係の災害対策に関する事。 6 苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況を関係機関との調整に関する事。
	林務班 (農林係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道関係の災害対策に関する事。 2 木材の調達に関する事。 3 地滑り災害対策に関する事。
	農林土木班 (土地改良係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 耕地の被害調査に関する事。 2 耕地及び農業施設の応急対策に関する事。 3 防災箇所点検調査に関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
観光商工部 (観光課長)	調査班 (観光商工係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 登山道路の被害調査に関する事。 3 企業者に対する応急対策に関する事。 4 観光協会との連絡調整に関する事。
	対策班 (観光商工係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス、火薬類の取り締まりに関する事。 2 商工業関係者の災害対策に関する事。 3 必要物資のあっせんに関する事。 4 観光施設の災害対策に関する事。 5 白馬商工会との連絡調整に関する事。
救護部 (健康福祉課長)	救護班 (健康福祉係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉に関する事。 2 救護所開設について福祉事務所との連絡に関する事。 3 要配慮者の支援に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
	医療班 (健康づくり係長・保健師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療助産に関する事。 2 入院患者の保護対策に関する事。 3 診療施設の災害現場の調査に関する事。 4 医療関係者の動員配置に関する事。 5 日赤医療班との連絡調整に関する事。 6 災害対策医薬品に関する事。
	介護保険班 (介護保険係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の連絡調整に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。
救助・衛生部 (住民課長)	庶務調査班 (住民係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者調査に関する事。 2 連絡情報収集報告に関する事。 3 主食等の配達配給に関する事。 4 炊き出しに関する事。 5 被害者に関する拠出年金の保険料免除に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。
	衛生班 (環境衛生係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の衛生全般に関する事。 2 災害時の公害排除防止に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 死体の埋火葬に関する事。 5 災害時における防疫清掃及び食品衛生に関する事。 6 災害廃棄物の処理に関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
教育部 (教育課長・子育て支援課長) (白馬高校支援担当局長)	庶務学校班 (教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。 3 災害時の授業、給食その他に関する事。 4 児童生徒の被害調査に関する事。 5 児童生徒の避難対策に関する事。 6 被災児童、生徒に対する教科書、教材及び学用品のあっせんに関する事。
	幼児・避難所班 (子育て支援係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児の避難救護対策に関する事。 2 保育施設の災害対策に関する事。 3 避難所に関する事。
生涯学習部 (生涯学習スポーツ課長)	社会教育施設班 (スポーツ振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会体育施設の災害対策全般に関する事。 2 社会体育施設の被害調査に関する事。 3 文化財の応急対策に関する事。 4 社会教育施設の災害対策全般に関する事。 5 社会教育施設の被害調査に関する事。
議会事務局 (議会事務局長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整に関する事。 2 各種陳情の応接に関する事。
消防部 (消防団長)	庶務予防班 (消防主任)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団への連絡とその調整に関する事。 2 消防施設の被害調査に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 消防統計及び消防情報の報告に関する事。 5 火災警戒区域の設定と災害時の火気制限に関する事。 6 危険施設の災害時の統制制限に関する事。 7 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスの災害取り締まりに関する事。 8 火災の予防、指導、調査に関する事。 9 防災信号の統制に関する事。 10 公用令書の交付に関する事。 11 損失、補償に関する事。 12 消防、水防活動報告に関する事。 13 消防、水防関係被害状況調査に関する事。 14 災害の記録に関する事。

室部 (室長、部長等)	班 (班長)	分掌事務
消防部 (消防団長)	警防班 (副団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報、警告に関する事。 2 通信統制、緊急通信等に関する事。 3 消防警戒区域の設定に関する事。 4 河川等の巡視、警戒に関する事。 5 水門等制水、制御に関する事。 6 交通規制、水利規制に関する事。 7 水、火災以外の災害防止・鎮圧に関する事。 8 火災の防御、鎮圧に関する事。 9 救急・救助に関する事。 10 火災資材、原料の受け払いに関する事。 11 被災者の避難及び誘導に関する事。 12 救急薬品、酸素等の確保調整について。 13 防災活動資材受け払いについて。
本部長付 (消防長)	常備消防班 (北部消防署長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の連絡と、調整及び派遣に関する事。 2 県消防相互応援協定に関する事。 3 県消防防災航空隊の要請に関する事。
現地本部	状況により災害現場 に設置する	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災活動資材受け払いについて。 2 人命救助、防災活動及び作業に関する事。 3 作業人員掌握について。

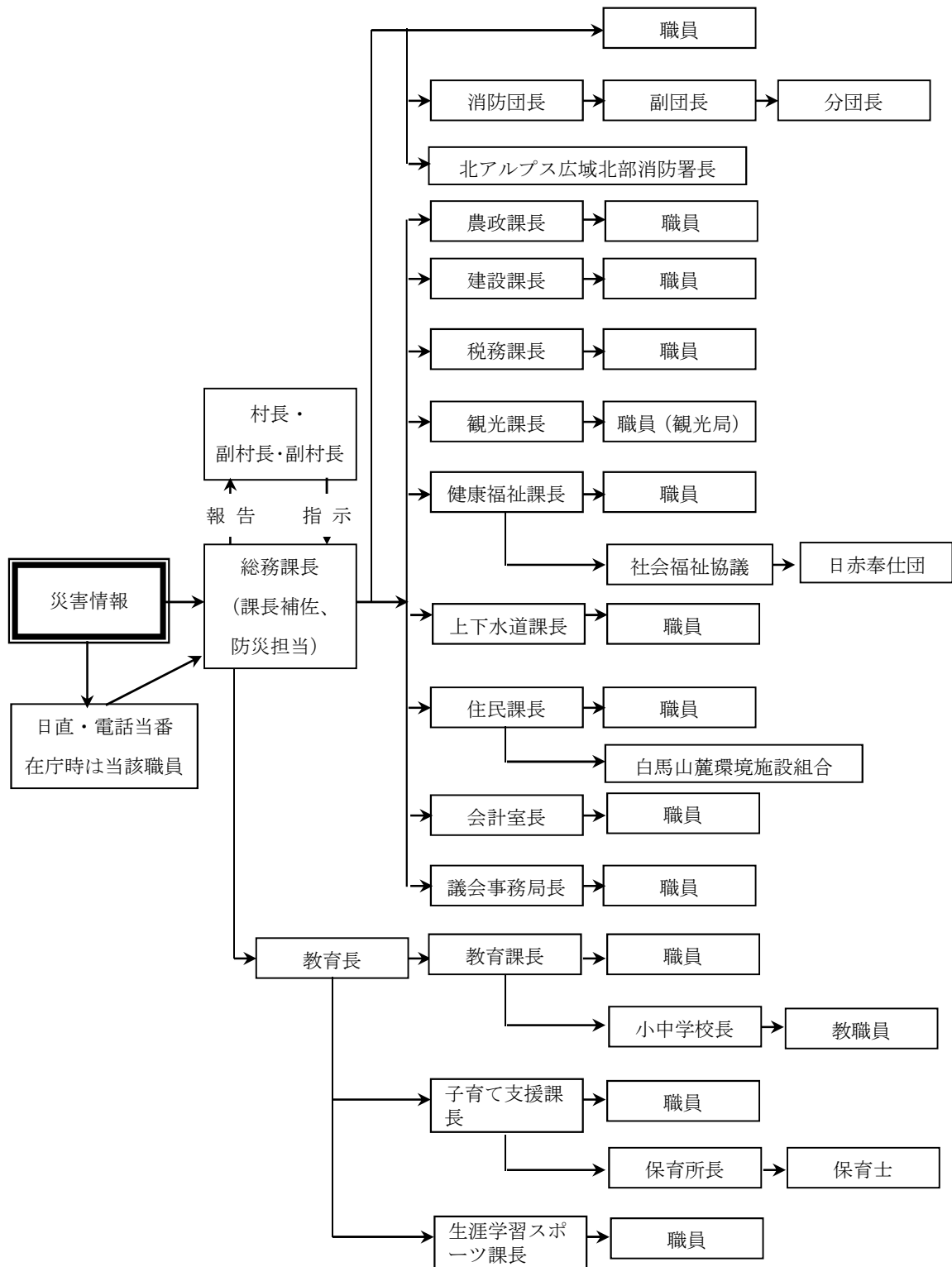
【別表 1】

－ 動員配備体制 －

	1号配備（警戒配備）				2号配備 （非常配備） （災害警戒本部）	3号配備 （緊急配備） （災害対策本部）
	第一次		第二次			
	地震の場合	その他災害				
配備時期	◎震度3程度の地震を感じたとき	◎大雨・洪水又は大雪警報が発令されたとき（時間雨量40mm又は累加雨量80mmを超え、災害の発生が予想されるとき）	◎左記の基準の状況下で村長が必要と認めたとき、又は災害の発生するおそれあるとき	◎震度4程度の地震を感じたとき ◎国土交通大臣又は県知事が水防警報を発令したとき ◎村域に局地的な災害が発生したとき又は全域で重大な災害の発生が予想されるとき	◎震度5以上の地震を感じたとき ◎村内全域にわたり重大な災害が発生したとき	
配備内容	◎情報の収集・広報・電話対応 ◎関係機関との連絡 ◎危険箇所パトロール ◎庁舎及び非常用電源等の確認			◎情報の収集・広報 ◎関係機関との連絡 ◎応急措置	◎全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事	
配備要員	総務課	男子職員全員	課長又は係長	必要に応じて招集をかける	全職員	全職員
	建設課		課長又は係長		全職員	全職員
	農政課		課長又は係長		全職員	全職員
	上下水道課				課長又は係長	全職員
	観光課				課長又は係長	全職員
	税務課				課長又は係長	全職員
	住民課				課長又は係長	全職員
	健康福祉課				課長又は係長	全職員
	教育課				課長又は係長	全職員
	子育て支援課				課長又は係長	全職員
	生涯学習スポーツ課				課長又は係長	全職員
	会計室				室長	全職員
	議会事務局				局長	全職員
	指定職員	全員 *時間外のみ				
消防団			副団長以上	正副分団長以上	全団員	
※総務課長は、勤務時間外については当直者を増やす等の措置を講ずる。 ※各課長は、職員の勤務形態により配備要員を変更及び指名することができる。 ※各課長は、災害の状況により配備要員を増減することができる。						
指定職員	白馬町、八方口、大出、蕨平地区在住の男子職員全員					

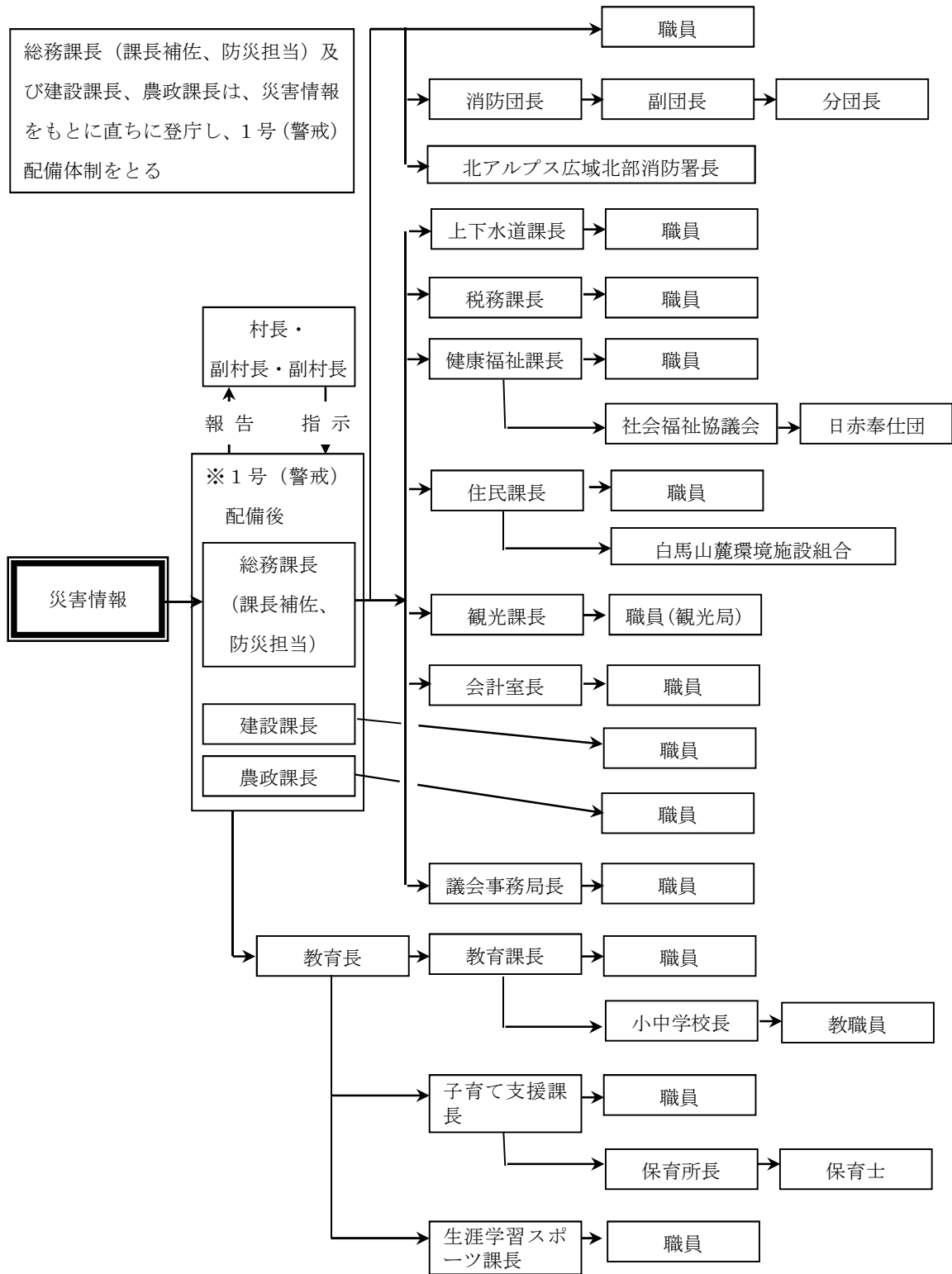
【別表 2 - 1】

－ 勤務時間内の伝達系統（日直、電話当番在庁時含む） －



【別表 2 - 2】

－ 勤務時間外の伝達系統（日直、電話当番不在時） －

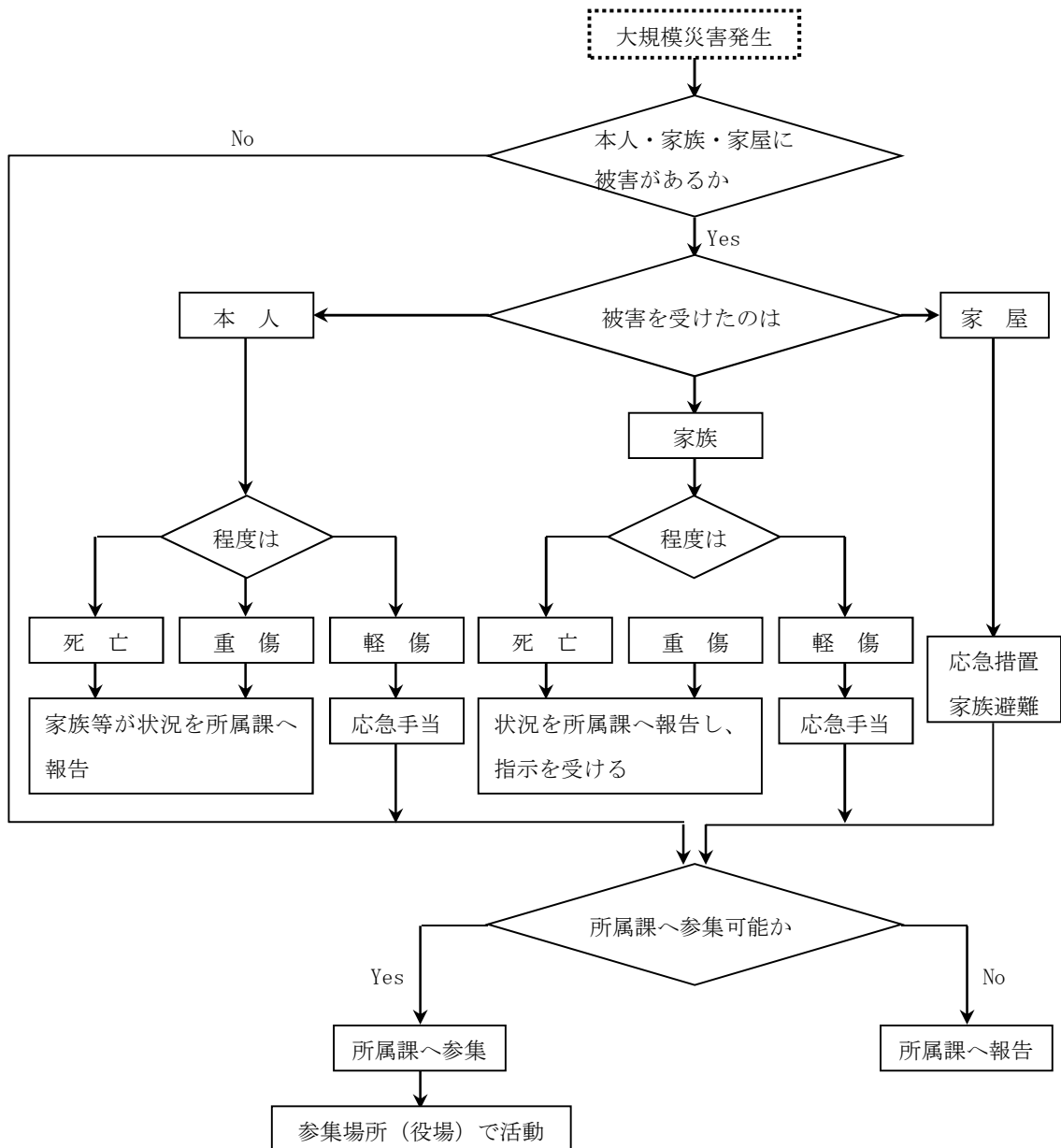


【別表 3】

－ 職員の参集 －

1 参集の判断

職員は、別表 1 に定める配備基準に従い、速やかに登庁する。また、非常参集の連絡がない場合であっても、テレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに自主登庁すること。



(注) 登庁途中も被害状況の把握に努め、関係部署へ報告すること。

2 参集時の留意事項

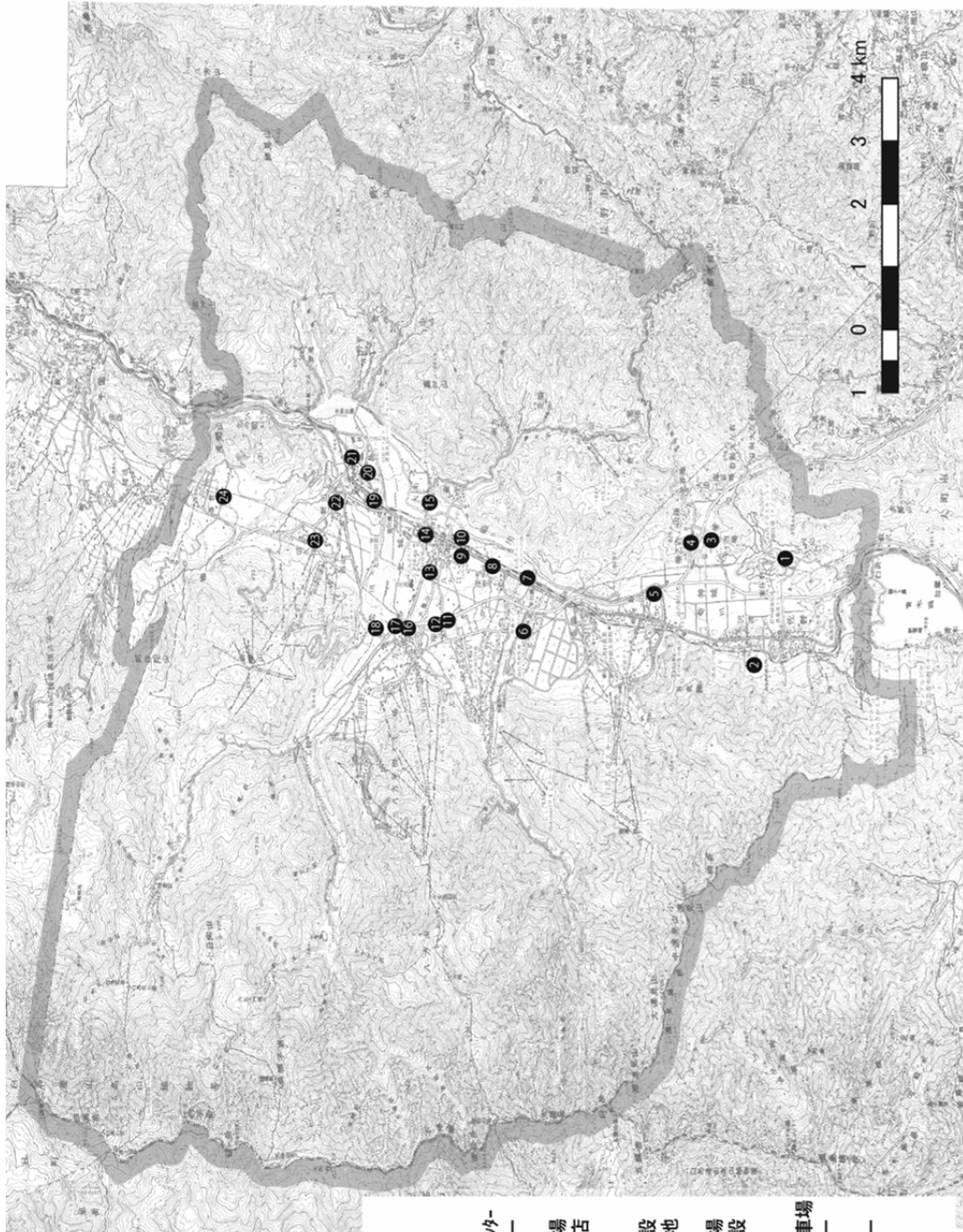
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動ができる服装（作業服等）とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を着装する。
携行品	<ul style="list-style-type: none"> ・次のものを持って参集のこと（おおむね3日分の必要量）。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>筆記具 <input type="checkbox"/>飲料水（水筒） <input type="checkbox"/>懐中電灯 <input type="checkbox"/>食料 <input type="checkbox"/>携帯ラジオ <input type="checkbox"/>応急医薬品 <input type="checkbox"/>タオル <input type="checkbox"/>防寒具（冬期） <input type="checkbox"/>身分証明書（名刺）
安全参集	<ul style="list-style-type: none"> ・車の運転には十分注意する。 ・徒歩の場合は、危険箇所は避ける（河川、山腹寄り）。 ・安全を最優先し、無理な参集はしない（酒酔い、病気、外出時等）。
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員、消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ、庁舎へ直行する。
被害状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、鉄道等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況、水害の発生、水防活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況

資料 54 指定避難所一覧表

地域名	指定緊急避難所	指定避難所	備考
内 山	スノーハープ	スノーハープ	
佐 野	スノーハープ	スノーハープ	
沢 渡	貞麟寺	貞麟寺	
三日市場	三日市場公民館	三日市場公民館	
堀之内	堀之内コミュニティーセンター	堀之内コミュニティーセンター	
飯 田	飯田交流センター	飯田交流センター	
飯 森	飯森公民館前	飯森体育館	
めいてつ	グリーンスポーツ駐車場	ウイング2 1	
深 空	ザ・ビッグ白馬店	ウイング2 1	
メルヴェール	ウイング2 1	ウイング2 1	
みそら野	グリーンスポーツ駐車場	ウイング2 1	
瑞 穂	瑞穂生活改善施設	ウイング2 1	
エコーランド	旧瑞穂体育館跡地	ウイング2 1	
八 方 口	八方口公民館	八方口公民館	
蕨 平	ウイング2 1	ウイング2 1	
嶺 方	ウイング2 1	ウイング2 1	
白 馬 町	白馬村役場駐車場	多目的研修施設	
	白馬中学校	保健福祉ふれあいセンター	
大 出	大出生活改善施設	大出生活改善施設	
八 方	八方文化会館	八方文化会館	
山 麓	八方文化会館	八方文化会館	
和 田 野	八方第5駐車場	八方文化会館	
森 上	森上基幹センター	北部トレーニングセンター	
塩 島	塩島基幹センター	北部トレーニングセンター	
野 平	北部グラウンド	北部トレーニングセンター	
立 の 間	北部グラウンド	北部トレーニングセンター	
通	北部グラウンド	北部トレーニングセンター	
青 鬼	北部グラウンド	北部トレーニングセンター	
どんぐり	ふれあいの杜駐車場	八方文化会館	
新 田	新田公民館	岩岳体育館	
切久保	切久保公民館	岩岳体育館	
落 倉	落倉公民館	岩岳体育館	

- ・「指定緊急避難所」とは、危険が切迫した状況においては、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民の生命の安全の確保を目的とする場所
- ・「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等と一時的に滞在させることを目的とするための施設（建物）

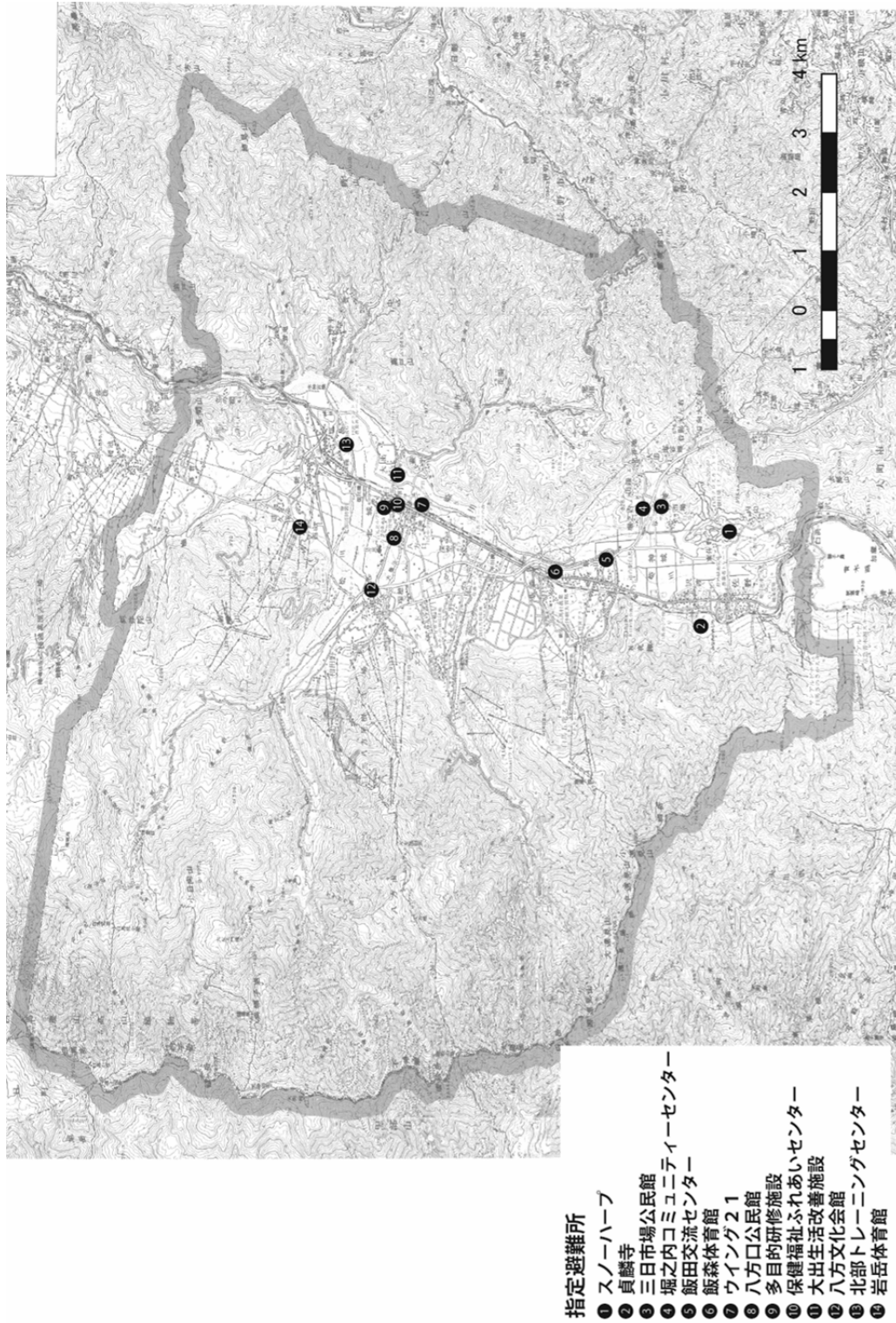
指定緊急避難所位置図



指定緊急避難所

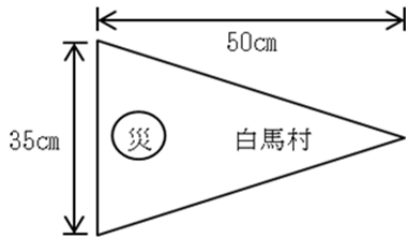
- ① スノーハーブ
- ② 貞麟寺
- ③ 三市場公民館
- ④ 堀之内コミュニティセンター
- ⑤ 飯田交流センター
- ⑥ 飯森公民館前
- ⑦ ケリーズホースセンター駐車場
- ⑧ ザ・ビッグ白馬店
- ⑨ 白馬中学校
- ⑩ ワインク21
- ⑪ 瑞穂生活改善施設
- ⑫ 旧瑞穂体育館跡地
- ⑬ 八方口公民館
- ⑭ 白馬村役場駐車場
- ⑮ 大出生活改善施設
- ⑯ 八方文化会館
- ⑰ 八方第5駐車場
- ⑱ ふれあいの杜駐車場
- ⑲ 森上基幹センター
- ⑳ 北部クラウンド
- ㉑ 塩島基幹センター
- ㉒ 新田公民館
- ㉓ 切久保公民館
- ㉔ 落着公民館

指定避難所位置図



資料 55 災害対策本部等の標識等

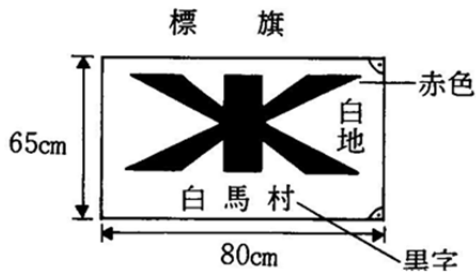
災害対策本部車両標識



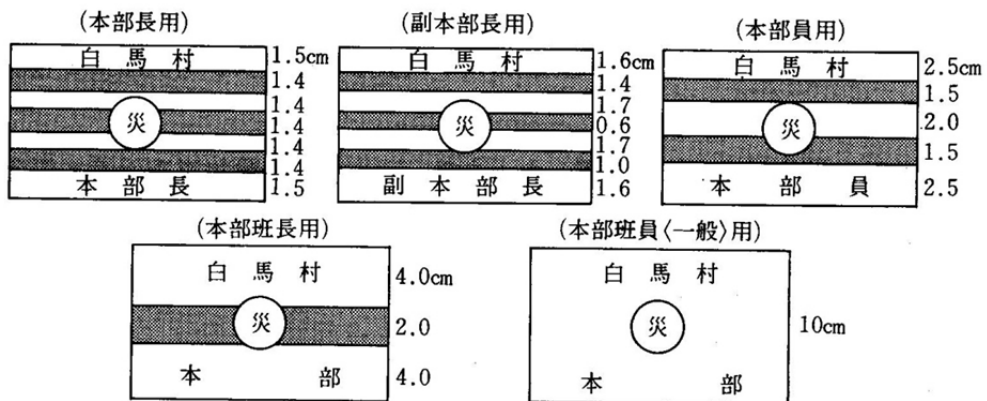
[備考]

⊖の色彩は赤色、その他の文字は黒色
地の色彩は黄色とする。

水防優先通行車標識



災害対策本部職員腕章



- [備考] 1. 腕章の大きさは 38 cm×10 cm とする。ビニールをかけ堅牢仕上げとする。
2. 文字および円の記号の色彩は黒色、横線の色彩は赤色、地の色彩は白色、中の⊖の円は直径 4.2 cm とする。

資料 56 長野県被害状況報告様式

(1) 様式第 1 号 (概況速報)

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施 設 関 係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 、 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

(2) 様式第2号 (人的及び住家の被害)

白馬村

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)													
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時							
災害発生の場所													
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者							
人的 被害	死者				人	災害 の 概 況							
	行方不明者				人								
	負傷者	重傷								人			
		軽傷								人			
		小計								人			
	計				人	災害 発生 の 原因							
住家 被害	全壊・全焼 又は流失		棟		棟								
			世帯		世帯								
			人員		人								
の	半壊又は 半焼		棟		棟					救 援 措 置 の 状 況			
			世帯		世帯								
			人員		人								
被	一部破損		棟		棟	災 害 救 助 の 見 込 み							
			世帯		世帯								
			人員		人								
害	床上浸水		棟		棟	災 害 対 策 本 部	名称						
			世帯		世帯		設置	月 日 時 分					
	床下浸水		人員		人		廃止	月 日 時 分					
			棟		棟		そ の 他		消防職員出動延人員	人			
	非住家の被害 (全・半壊)		世帯		世帯				消防団員出動延人員	人			
					人員			人					

- (注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所棟は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とする。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法 (昭和36年法律第228号) 第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

(2) 様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)

白馬村

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況				避難場所等の状況			
発令日時及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人 員	避難場所名	設置地区名	入 所 世帯数	入所人員
合計				合計			

(3) 様式第3号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)

白馬村

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告) 中間 確定													
災害の名称						災害発生日時	年 月 日 時						
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在					発受信時刻	日 時 分						
発信者	()					受信者	()						
施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計	(千円)												

(4) 様式第5号 (農業関係被害)

白馬村

災害名	発生日時		月 日 時 分～ 日 時 分		発信日時		月 日 時 分	
	発信機関 (発信者)				受信機関 (受信者)			

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹体被害	果 樹							
その他()									
小 計									
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設関係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

(5) 様式第6号 (林業関係被害)

地域振興局		災害報告 第 報 (月 日 時現在)			
ふりがな 場 所	郡 町 市 村 大字	字 名 (地すべり防止区域名)			
発生日時	月 日 時 分	異常気象名			
原 因	連続雨量	mm	月 日 時～	月 日 時	(観測所;)
	日雨量	mm	月 日 時～	月 日 時	(観測所;)
	最大時間雨量	mm	月 日 時～	月 日 時	(観測所;)
	その他概況				
斜面の高さ	H= m	概況平面図		縦断面図	
拡大の見込	有 無				
保全対象 人家戸数	戸				
災害時要援 護者施設	(施設名, 距離等)				
崩壊の状況	長さ m 幅 m				
	面積 m ² 勾配 度				
	崩壊または流出土砂量				
	その他				
被害の状況	死者・負傷者	死者 名、行方不明者 名、重傷者 名、軽症者 名			
	住 宅 被 害	住 家	全壊 戸、半壊 戸、一部損壊 戸、床上浸水 戸、床下浸水 戸		
		非住家	全壊 戸、半壊 戸、一部損壊 戸、床上浸水 戸、床下浸水 戸		
	公共建物被害				
	その他の被害建物				
その他概況					
応急対応					
適用法令等 の施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無	
	保 安 林		崩壊土砂流出危険地区		
	保安林種 指定年		地すべり危険地区 (林務)		
	地すべり防止区域 (林・建・農)		地すべり危険地区 (土木)		
	砂 防 指 定 地		地すべり危険地区 (農政)		
	急傾斜崩壊危険区域		土石流危険渓流		
	山腹崩壊危険地区		そ の 他		
備 考					
送受信	月 日 時 分	送信者氏名			
		受信者氏名			

(6) 様式第8号 (土砂災害関係被害)
(県様式第7号)

区	分	災害 総括表												(単位：千円)						
		前						今						年間の合計	金額					
		回数		報告分		回数		報告分		回数		報告分								
自	至	日	日	自	至	日	日	自	至	日	日	自	至	日	日	箇所数	金額			
県	工事	河川																		
		砂防																		
		地すべり																		
		急傾斜																		
		道路																		
		橋梁																		
		計																		
		河川																		
		道路																		
		橋梁																		
計																				
市町村	工事	河川																		
		砂防																		
		地すべり																		
		急傾斜																		
		道路																		
		橋梁																		
		計																		
		河川																		
		砂防																		
		地すべり																		
急傾斜																				
道路																				
橋梁																				
計																				
合計	計	河川																		
		砂防																		
		地すべり																		
		急傾斜																		
		道路																		
		橋梁																		
		計																		
		河川																		
		砂防																		
		地すべり																		
急傾斜																				
道路																				
橋梁																				
計																				

(6) 様式第8号 (都市施設被害)

白馬村

都市施設被害状況報告 (中間 確定)										
災害の名称			災害発生日時			月 日 時				
災害発生場所										
報告の時限			日 時現在			発受信時刻		日 時 分		
発信者			()			受信者		()		
種別	区分	か所数	被害面積又は延長等			被害金額 (千円)	復旧金額 (千円)	摘要		
都市施設 災害	街 路									
	都 市 公 園									
	都 市 排 水 路									
	公 下 水 道 共 道	排 水 施 設								
		ポ ン プ 場 施 設								
		処 理 施 設								
	区 整 画 備	街 路								
		公 園 緑 地								
		水 路								
		防 空 壕 ・ そ の 他								
	堆 積 土 砂									
	合 計									
建物災害及び 損害面積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要			
	全 壊				市街地被害面積					
	半 壊				その他被害面積					
	流 失				計					
	床 上 浸 水				全市街地面積					
	床 下 浸 水									
状況	発 火	月 日 時 分			鎮 火	月 日 時 分			被災か所	
	風 向		風 速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿 度	%	
建物焼 失 災害面 積及 び積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要			
	全 壊				全市街地					
	半 壊				被災面積					
	計									
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある (ある・ない・不明)									
	2 都市計画との関連 ()									

(7) 様式第9号 (水道施設被害)

白馬村

水道施設被害状況報告 中間 確定			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	(戸 人)
被害給水区域及び被害給水人口	(戸 人)		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援
緊急 応 援 の 要 否	給水車 両/日 分	乾式注入能力 g/h 機	
	ろ水器 両/日 分	湿式 g/h 機	
	自衛隊給水班要請/ 日 日間	簡易滅菌機 g/h 機	
	水道から応急給水/ 日 分	液体塩素 kg入 本	
	日間	高度 さらし粉 普通 500g 本	
	必要なし	必要なし	

(8) 様式 11 号 (廃棄物処理施設被害)
(県様式第 10 号)

廃棄物処理施設 (ごみ・し尿・下水道終末処理) 被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 施 設 名			
被害の区域及び処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応 急 措 置 の 現 況			
災 害 救 助 の 有 無			
そ の 他 必 要 な 事 項			

(8) 様式第 11 号 (感染症関係)

白馬村

感染症関係報告 中間 確定										
災害の名称					災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所										
報告の時限		月 日 時現在			発受信時刻		日 時 分			
発信者		()			受信者		()			
感 染 症	項目	そ族昆虫駆除地 域指定の要否	代執行 の必要 の有無	発生患者等数					備考	
	病名			患者	疑似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者		
備 考										

(9) 様式第 13 号 (医療施設被害)
(県様式第 12 号)

医療施設被害状況報告 (中間確定)				保健所名	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
発信者	()	受信者	()		

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度						被害額	復旧に要する経費	
				全全	壊焼	流出	半半	壊焼	浸水			その他
(病院)				棟		棟		棟		棟	千円	千円
(診療所)												
合 計												

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療推進課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

(9) 様式第 13 号 (商工関係被害)

白馬村

商工関係被害状況報告 (中間確定)									
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所									
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		()		受 信 者		()			
被害区分				業種区分					
				鉱工業	商 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他	計	
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害(ア)	全 壊	棟数(棟)						
			損害額(千円)						
		半 壊	棟数(棟)						
			損害額(千円)						
		その 他の 被害	棟数(棟)						
			損害額(千円)						
	土地の被害(イ)		損害額(千円)						
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)						
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)						
	事業協同組合・商工組合・協業組合の 被害		件数(件)						
損害額(千円)									
商工会議所・商工会の被害		件数(件)							
		損害額(千円)							
小 計		損害額(千円)							
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)									
その他災害の発生により生じた損害額(千円)									
損 害 額 総 計(千円)									
被 害 件 数(事業(務)所数)									

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

(10) 様式第 14 号 (観光施設被害)

白馬村

観光施設被害状況報告 (中間確定)											
災害の名称						災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時現在			発受信時刻		日 時 分				
発 信 者		()				受 信 者		()			
1 土木施設 (遊歩道・つり橋等)											
区 分		県 工 事		村 工 事		そ の 他		計			
		か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額	か 所	被 害 額		
道 路			千円		千円		千円		千円		
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分		県 有 施 設		村 施 設		国民宿舎・ 旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建 物 そ の 他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	その他										
	計										

(11) 様式第 15 号 (教育関係施設被害)

白馬村

教育関係施設被害状況報告												報告者		
災害の名称		災害発生年月日		年月日		災害発生場所		受信者			受信者			
施設の種別		報告の期限		年月日		年月日		発信者			受信者			
発受信日時	災害発生日時	施設の名称		建 物				工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額計	被害状況		
				要 新 築		要 補 修							計	
日	日	全 壊		半 壊		大破以下金額		被害金額	千円	千円	千円			
		面積	金額	面積	金額	面積	金額							
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	千円	千円	千円	千円			
		m ²	千円	m ²	千円									

注：1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。
 2 公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前6年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（ ）書で記入すること。
 3 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。
 4 本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

(12) 様式第 17 号 (村有財産被害)

白馬村

村有財産被害状況報告 中間 確定			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数 (計)	全 壊 (流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小 計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (村単災のみ)	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
	河 川	か所					千円			
	道 路									
	橋 梁									
	小 計									
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—	—							

注：本表は、村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

(13) 様式第 18 号 (県様式第 19 号の 1)
第 1 号様式(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	白馬村
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽傷	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(14) 様式第 19 号 (県様式第 19 号の 2)
第 2 号様式 (特定の事故)

事故名

- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2. 危険物に係る事故
- 3. 原子力施設等に係る事故
- 4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	白馬村
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 () 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者数	人		
	計 人	重症	人		
		中等症	人		
		軽 症	人		
消防防災活動状況 及 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(表21の2) 災害概況即報

(消防庁第4号様式(その1))

白馬村

		報告日時		年 月 日 時 分		
		都道府県				
消防庁受信者氏名		市 町 村 (消防本部名)				
災害名		(第 報)		報告者名		
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)		

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

資料 57 災害救助法様式
(1) 災害救助様式

収容避難者名簿

災害名	避難期間			氏名		避難所名		作成者				班	No.	備考				
	避難	期	間	氏	名	生年月日	性別	現	住	所	職				業	収容家族氏名	氏名	部
番号	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															
	月	日	時															

(注1) 「避難家族氏名」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
 (注2) 「事後消息」欄には、収容避難所出所の行先を記入すること。
 (注3) 「備考」欄には、市民以外の者の所用（業務、旅行ほか）等を記入すること。

(2) 救助法様式3

世帯別被害調査表

災害名	白馬村		調査時刻		年	月	日	時	分												
	市町村名	世帯	調査時刻	報告時刻	年	月	日	時	分												
被災所 住	被災世帯氏名	世帯人員 (人)	被害状況		世帯		市区		備考												
			人的被害(人)	住宅の被害	身障	老人	母	要保		その他											
			死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊	全焼	流失	半壊	半焼	一部破損	床上浸水 (cm)	床下浸水 (cm)	生活扶助	その他	非課税	均等割	所得割		
小計																					
合計																					

(注) 1 本様式は、「災害救助法様式1 人的被害及び被害状況報告(確定)」
 を提出するときに添付すること。
 2 「人的被害」欄は、該当者数を記入すること。
 3 「住宅の被害」欄は、該当するものに○印をつけること。
 4 「世帯区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
 5 「市町村住民税区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(6) 救助法様式9

炊出し給与状況

村名 白馬村 (No. /)

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			実支出額 (円)	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
内容											
単価											
数量											
内容											
単価											
数量											
内容											
単価											
数量											
内容											
単価											
数量											
内容											
単価											
数量											
箇所											
小 計											
合 計											

(注) 1 「備考」欄は、給食内容の詳細等を記入すること。 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(9) 救助法様式 12

救護班活動状況

村名 白馬村 (No. /)

医療救護班名：	救護班	班長：医師	氏名	印	死体検案数 (体)	修繕費 (円)	備考
患者数 (人)							
月 日							
計	(人)				(体)	(円)	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

(14) 救助法様式 17

生 業 資 金 貸 付 台 帳

村名 白馬村 (No. /)

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額(円)	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
小計	計	世帯						
合計								

(注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

